国立大学法人
東京医科歯科大学
TOKYO MEDICAL AND DENTAL UNIVERSITY

第３期中期目標期間に係る学長総括
―平成 28～30 年度計画進捗状況・令和元年～３年度見通し―

令和元年 11 月

国立大学法人東京医科歯科大学

目　　次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１
Ⅰ．大学の教育研究等の質の向上に関する目標　・・・・・・・・Ｐ２
１　教育に関する目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２
２　研究に関する目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３１
３　社会連携・社会貢献に関する目標　・・・・・・・・・・Ｐ４９
４　その他の目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ５２
Ⅱ．業務運営の改善及び効率化に関する目標　・・・・・・・・Ｐ７３
１　組織運営の改善に関する目標　・・・・・・・・・・・・・Ｐ７３
２　教育研究組織の見直しに関する目標　・・・・・・・・・Ｐ８１
３　事務等の効率化・合理化に関する目標　・・・・・・・・Ｐ８３
Ⅲ．財務内容の改善に関する目標　・・・・・・・・・・・・・・Ｐ８７
１　外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標　Ｐ８７
２　経費の抑制に関する目標　・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ９３
３　資産の運用管理の改善に関する目標　・・・・・・・・・Ｐ９５
Ⅳ．自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標　・・Ｐ９７
１　評価の充実に関する目標　・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ９７
２　情報公開や情報発信等の推進に関する目標　・・・・・Ｐ９８
Ⅴ．その他業務運営に関する重要目標　・・・・・・・・・・Ｐ１００
１　施設設備の整備・活用等に関する目標　・・・・・・Ｐ１００
２　安全管理に関する目標　・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１０３
３　法令遵守に関する目標　・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１０５

はじめに

本学は平成 16 年度(2004 年度)に国立大学法人化され、それ以来、６年ごとの中期目標に基づき、中期計画を立て、種々の取組を実施し、成果を上げてきました。第３期中期目標期間は平成 28 年度(2016 年度)から令和３年度(2021 年度)までの６年間ですが、令和元年度(2019 年度)は学長としての任期の最終年度であることと、第３期中期目標期間の中間点であることから、これまでの実施状況や今後の見通しを明確化するために、学長総括を実施することとしました。

この学長総括は、第３期中期目標・中期計画の着実な達成と、令和４年度(2022 年度)からの第４期中期目標・中期計画検討の基盤となるとの考えから、66 項目からなる第３期中期計画の各項目について、実施状況を確認し、その進捗度合いを自己点検・評価した上で、残りの３年間（令和元年度(2019 年度)から令和３年度(2021 年度)）の見通しを記述しています。

全体的な総括として、本学は、中期目標達成に意欲的に取り組み、着実に成果をあげており、中期目標・中期計画を順調に実施しているだけでなく、一部の中期計画については、計画を上回って実施していることが確認できました。

学長総括を通じて計画の進捗状況を把握し、さらなる発展や改善のための方策を認識・共有することで、「知と癒しの匠を創造し、人々の幸福に貢献する」という本学の基本理念を実現していきます。

令和元年(2019 年)11 月

国立大学法人東京医科歯科大学

学 長　　吉 澤 靖 之

Ⅰ　大学の教育研究等の質の向上に関する目標

Ｉ 教育に関する目標

(Ｉ)教育内容及び教育の成果等に関する目標

【中期目標Ｉ】○アドミッションポリシーに関する基本方針
医療系総合大学として、深い知識と高度な技術、幅広い教養と豊かな感性を兼ね備え、国際感覚と国際競争力に優れた教育者・研究者・職業人となるに相応しい人材を受け入れる。

【中期計画Ｉ】○アドミッションポリシーに関する計画
本学の教育理念である「幅広い教養と豊かな感性を備えた人間性の涵養」・「自己問題提起、自己問題解決型の創造力豊かな人材の養成」・「国際感覚と国際競争力に優れる人材の養成」に合致し、高い研究指向と国際的視野を備えた意欲ある優秀な学生を確保するため、アドミッションオフィスを設置し、入学試験方法・内容の不断の見直しと広報活動および高大連携の強化を行う。また、学士・修士・博士課程アドミッションポリシーについてもIR機能を活用し、不断の見直しを行う。

ポイント	✔ アドミッションオフィスの設置 ✔ 入学試験方法・内容の不断の見直しと広報活動および高大連携の強化 ✔ 学士・修士・博士課程アドミッションポリシーについてもIR機能を活用し、不断の見直しを行う

（実施状況）

平成 28 年度にアドミッションオフィスとして統合教育機構内にアドミッション部門を設置するとともに、入試広報、オープンキャンパス、高大連携の担当チームを設置し、入学試験方法・内容の不断の見直しと広報活動及び高大連携の強化を行った。具体的には、平成30年度入試より特別選抜Ⅰ（推薦入試、国際バカロレア入試）及び特別選抜Ⅱ（帰国生入試）を初めて導入した。特別選抜の実施により、従来まで本学に出願のなかった地方の高校や海外の高校からの出願があるなど、優秀な学生確保に資することができた。また、特別選抜をより効果的に実施するため、平成28年度から、各地方・地区において高校訪問を実施し（平成28～30年度までで計101校）、本学の特色をアピールするとともに高校教員と意見交換等を行ったほか、平成30年度より医学部医学科で「TMDU医学科サマープログラム」、歯学部で「TMDU歯学部高大連携サマープログラム」を新たに実施した。サマープログラムに参加した高校３年生45名のうち、約７割の33名が本学を志願するなどの成果があった。

その他、平成28年度には、大学の基本理念及び教育目標を踏まえて、各学科をまたぐ学士課程のアドミッションポリシー（AP）を見直し、「求める学生像」と「入学試験の基本方針」を明確に示した。各学科のアドミッションポリシーについても、それぞれの教育理念、教育目標、ディプロマポリシー（DP）、カリキュラムポリシー（CP）を踏まえて見直しを行い、各入試選抜において求める学生像を明確にした。

修士・博士課程のAPについては、統合教育機構の「大学院カリキュラム改善チーム」において定めた本学大学院の３ポリシーの見直しに関する基本方針に基づき、平成 29 年度にはDP、CPを「研究科又は専攻ごと」から「学位ごと」に変更して見直しを行い、APについては、これらのDP、CPを踏まえて平成30年度に見直しを行った。

なお、APについて不断の見直しを行うため、入試データ（入試成績等）や教務データ（入学後の成績等）のデータ収集を行い、これらを紐づけた分析等を行うことができるシステムが完成し、令和元年度には具体的な分析を実行できる環境を整備できた。

（実施状況の判定）Ⅲ

（令和元年～令和３年度の見通し・予定）

新たに実施した特別選抜の効果や課題等について検証を行うとともに、募集人数・入試方法等について改善案を策定する。

また、AP の周知を含めた効果的な入試広報及び高大連携を実施するとともに、見直し後の AP の検証・点検を行い、検証結果に基づき、必要に応じて更なる見直しを行う。

【中期目標２】○教育課程、教育方法に関する基本方針【学士課程】
医療人として、患者の痛み、患者を取り巻く様々な状況をも理解するため、倫理教育も含めた教養教育の充実に取り組み、幅広い教養と多様性を受け入れる豊かな人間性、自己アイデンティティと高い倫理観を備えた人材を育成する。

【中期計画２】○教育課程、教育方法に関する計画【学士課程】
１年次から高学年次まで教養教育と学部専門教育との有機的連携を促進し、教養総合講座や主題別教育の見直しや拡充等により医療人としての倫理教育も含めた教養教育を充実させる。

ポイント	✔ １年次から高学年次まで教養教育と学部専門教育との有機的連携促進 ✔ 教養総合講座や主題別教育の見直しや拡充 ✔ 医療人としての倫理教育も含めた教養教育の充実

（実施状況）
教養教育と学部専門教育との有機的連携を検討するために、平成 28 年度に統合教育機構教養教育チームを設置し、具体的なカリキュラム案に関して、各学科の教育委員長の意見を聴取する体制を整えた。平成 30 年度からは、教養教育チームと学士課程カリキュラム改善チームを統合して、新たに各学科の教育委員長で構成される学士課程カリキュラム改善チームを編成し、これまでの教養教育チームでの議論を踏まえて、専門教育課程における教養教育の在り方及び全学のカリキュラムの改革についての検討を開始した。
また、教養部においては、平成 29 年度カリキュラムより自然科学系カリキュラムを総合的に見直し、問題（課題）抽出力、論理的思考力及びコミュニケーションスキルの向上を目指して「サイエンス PBL 入門」を導入するとともに、生物学と化学の生命科学系、物理学と数学の理工学系それぞれの特性に合わせた履修方法に変更した。具体的には、医学科･歯学科においては、従来の「数学」２単位及び「物理学」２単位必修を、「数学Ⅰ」（１単位）、「数学Ⅱ」（１単位）、「物理学Ⅰ」（１単位）及び「物理学Ⅱ」（１単位）に再編し、「数学Ⅰ」及び「物理学Ⅰ」を必修科目とし、医学科、歯学科については「数学Ⅱ」及び「物理学Ⅱ」のうちから１科目１単位を選択必修科目とした。これにより、自然科学系必修科目を１単位削減するとともに、生物学・化学・物理学の各実験時間を 60 時間から 45 時間に縮小したことで、学生の負担増のない形で「サイエンス PBL 入門」を導入することができた。
全学科が一堂に会して学ぶといった教養部の特性を活かして、基礎ゼミの中で学科横断型のグループ作業を行わせる「教養総合講座」を開講している。本講座では、平成 28 年度より、「生と死と現代社会」「自然環境と人間社会」「現代の科学技術がもたらす光と影」の３つ大きなテーマから年度ごとに１つを選び、その中で様々なトピックスを提示して学生に問題提起させる方法を取ることにした。平成 30 年度からは、初回の基調講演時に、テーマに関連した倫理的視点からの講義も加えることにした。

（実施状況の判定）Ⅲ

（令和元年～令和３年度の見通し・予定）
教養部のカリキュラムについて、学部専門教育との連携の観点も踏まえて 2020 年度に外部評価を受審し、さらなる改善を図る。
また、学士課程カリキュラム改善チームが中心となり、教養教育（全学共通科目）における授業評価を引き続き実施するとともに、授業評価結果を検証し、外部評価の評価結果を踏まえたカリキュラムの見直しを行う。
その他、医学科・歯学科３年次における主題別人文社会科学セミナーの一環として開講

している「医療と法」「医療と社会」を、学部専門教育における「行動科学」や学部専門教育における倫理教育と一貫性をもたせて体系的に構築する。

【中期目標３】
学業・研究にあたって、常に自己問題提起し、自ら解決する能力を身に付けることにより独創的な教育・研究・診療等を推進できる人材を育成するために、学生が主体となる授業や自主学習の促進等に係る取組を行う。

【中期計画３】
授業への主体的な参加を促すため、一方向的な講義形式の授業を減らし、学士課程科目（教養教育および臨床前教育）のうちアクティブラーニングを授業に盛り込んだ授業科目の割合を 100%に向上させる。また、反転授業も含めた自主学習のための教材、機材、スペース等の環境を整え、教員が広くそれらを活用できるようにサポートする。教養総合講座の他、語学、自由選択科目、主題別選択等の授業の少人数化を行い、英語による討論も取り入れる。

ポイント	✔ 学士課程科目（教養教育および臨床前教育）のうちアクティブラーニングを授業に盛り込んだ授業科目の割合を 100%に向上 ✔ 反転授業も含めた自主学習のための教材、機材、スペース等の環境を整備するとともに、教員が活用できるようなサポートを実施 ✔教養総合講座の他、語学、自由選択科目、主題別選択等の授業の少人数化 ✔ 英語による討論の導入

（実施状況）
平成 28 年度から毎年度統合教育機構の教育技法開発チームが中心となり、アクティブラーニング推進のため、様々な教育技法の修得、教材作成技術の向上を目的として教員研修を実施した。研修ではアクティブラーニングの手法、講義動画の作成方法、オーディエンスレスポンスシステム（イマキク）の活用方法に加え、講義等で電子黒板の使用を検討している教員に対し、使用方法やセットアップ等の講義時の具体的支援も行った。
平成 28 年度には、施設を改修して、大教室（108 席、約 170 ㎡）であるが、講義室全体での議論と少人数グループでの議論の両方が可能な機能を持ったアクティブラーニング教室を新たに設置した。この教室は、受講者席にマイクを配置するとともに、全受講者から発言者が見えるコロッセウム型の座席配置にするなど、様々な工夫を盛り込み、学生が能動的に学習できる環境を整備した。
これらの取組の結果、学士課程科目のうちアクティブラーニングを授業に盛り込んだ授業科目の割合が平成 30 年度で 88%（平成 29 年度：84%）に増加するなど、運営費交付金の重点支援の評価指標（KPI）で設定している令和元年度の目標値（87%）を前倒しして達成した。
教養部においては、人文社会科学科目については、社会福祉士受験のための指定科目等一部の科目を除き、平成 28 年度から原則 40 名を上限とし、授業の少人数化、適正化を行っており、特に、哲学や倫理学などの少人数科目では、学生に指定図書・文献等を読ませて感想・疑問点等をあらかじめ教員に送付させた上で、授業中はそれをもとに議論するといった方法で、学生が自ら問い、考えることに重点をおいた授業が展開されている。
英語で開講している「グローバル教養科目」群、自由選択科目、主題別選択科目においては全て英語による討論を取り入れている。

（実施状況の判定）Ⅳ

（令和元年～令和３年度の見通し・予定）
引き続き、教員研修を実施して学士課程科目のうちアクティブラーニングを授業に盛り込んだ授業科目の割合を 100%に向上させる。

さらに、予習用デジタル教材の授業前配信など、反転授業も含めた自主学習のための教材、機材、スペース等の環境を整えるとともに、教員が、教材等を有効に活用できるよう、講習会や個別コンサルティング等を実施する。

その他、教養部のカリキュラムを見直し、専任教員による少人数演習科目を充実させるなど授業の少人数化を推進するとともに、英語で開講している「グローバル教養科目」群、および自由選択科目や主題別選択科目の少人数授業において、本学大学院留学生の参加も得る等で英語による討論の内容を充実させる。

【中期目標４】
教育・研究・医療等の情報が即座に世界に伝播する現代において、最先端を行く人材の養成を推進するため、外国語教育や海外教育研究拠点への派遣等を強化することにより、国際性と指導力を備えた人材育成を強化する。

【中期計画４】
国際性と指導力を備えた人材育成の強化のために、学士課程において、人文社会科学系科目を中心に英語と日本語による二ヶ国語履修化を導入し、外国語による授業科目数を平成 33 年度までに 24 科目に拡充する。また、海外留学経験の機会を拡大充実するために、海外教育研究協力拠点および大学間協定の締結校を戦略的に増加させ、留学への動機付け、留学前準備教育も充実させる。さらに、学年混合型の授業を導入し、上の学年が下の学年を指導する機会を与えるなど、学生の指導力を養う場を設ける。

ポイント	✔ 学士課程において、人文社会科学系科目を中心に英語と日本語による二ヶ国語履修化を導入 ✔ 外国語による授業科目数を平成 33 年度（令和３年度）までに 24 科目に拡充 ✔ 海外教育研究協力拠点及び大学間協定の締結数を戦略的に増加 ✔ 留学への動機づけ、留学前準備教育を充実 ✔ 学年混合型の授業を導入し、上の学年が下の学年を指導する機会を与えるなど、学生の指導力を養う場を設ける

（実施状況）

学士課程において、人文社会科学系科目を中心に英語と日本語による二ヶ国語履修化を推進しており、平成 30 年度には、教養部において、英語による授業科目をグローバル教養科目８科目、共通領域セミナー科目６科目、主題別選択４科目の計 18 科目実施した。これにより、学士課程における英語による授業科目数は平成 30 年度で 34 科目となっており、計画を前倒しして達成した。

また、平成 28 年度に統合国際機構内に「海外拠点チーム」及び「国際交流協定チーム」を設置し、海外教育研究協力拠点及び大学間協定の締結校を戦略的に増加させるための取組を行った。具体的には、現在、ガーナ、チリ、タイに海外拠点を設置しているが、長期的な目標として本学第４の海外教育研究拠点をアメリカに設置することを念頭に、平成 30 年度より医学科の学生海外基礎医学実習（プロジェクトセメスター）において、米国の２つの大学(南カリフォルニア大学(USC)、マサチューセッツ工科大学(MIT))へ学生派遣を行った。さらに、大学間協定については、新規の国際交流協定締結は、平成 28 年度７件、平成 29 年度３件、平成 30 年度２件と毎年度増加しており、平成 30 年度現在の協定締結校は 107 校となっている。

留学への動機づけについては、下の学年が参加できる海外留学生（海外派遣学生）による報告会を実施し、海外経験談を聞くことで、海外留学に興味を持たせる機会を設けた。加えて、入学後早い段階からの内的動機付けを目的として、第１学年の全学生を対象とした国際保健問題に関する英語模擬交渉ワークショップ「グローバル・コミュニケーション・ワークショップ（GCW)」を毎年度開催した（参加率：平成 28 年度 52%、平成 29 年度 54%、平成 30 年度 60%)。なお、同ワークショップでは、「HSLP（Health Sciences Leadership Program)」（英語でリーダーシップを涵養する自由科目）の履修生及び大学院留学生がチューターとして参加することにより、学年混合型で上の学年が下の学年を指導する機会を創出した。

その他、学年混合型の授業については、医学部医学科においては、３年次学生と５年次学生が７～８人ずつで１つの集合体を構成し、定期的に教員の支援のもと、学生主体で集合学習セッションを開催し、臨床症例を核として基礎医学・臨床医学・社会医学などを包

括的に相互教育により学習する「ハウスプログラム」制度を設立し、全員参加のトライアルを平成 28 年度に実施した。平成 29 年度は本格実施したが、学生、教員からのフィードバックを踏まえて、平成 30 年度は、集合学習セッションは５年次学生のみとし、セッションで求めるレベルを高くするなど、改善を行った。

歯学部歯学科においては、歯学科５、６年次学生が、包括臨床実習において４年次学生に指導を行う実習を行った。異なる学年間での交流、指導を促すため、毎回の実習で、上級生から指導を受けた内容の概要を同学年の学生に報告する演習も実施した。

（実施状況の判定）Ⅲ

（令和元年～令和３年度の見通し・予定）

引き続き人文社会科学系科目を中心に英語と日本語による二ヶ国語履修化を推進することにより、学士課程で受講できる外国語による授業科目数 24 科目以上を維持する。

また、海外留学生（海外派遣学生）の報告会を継続して実施することで、海外留学への動機づけを行う。

その他、学年混合型の授業の内容等について検証を行い、より効果的な改善案を策定する。

【中期目標５】
個々人に合った総合的な疾病予防や診断・治療を含め、現代社会の多様なニーズに対応するために、多職種間の融合教育を推進することにより全人的医療を行える人材育成を強化する。

【中期計画５】
医学系・歯学系全ての多職種間の融合教育を PBL（Problem-based learning 問題基盤型学習）、臨床実習に取り入れる等、医療系総合大学の特性を活かした連携融合教育を推進する。
また、総合的な臨床推論能力・診断能力修得のための教育を強化し、探究心をもって診療に取り組むとともに、地域でのプライマリ・ケアを含めた地域包括医療にも貢献できる人材を育成する。さらに、学士課程と大学院課程のカリキュラムの連携性を高める。

ポイント	✔ 総合的な臨床推論能力・診断能力修得のための教育を強化 ✔ 医療系総合大学の特性を活かした連携融合教育の推進 ✔ 地域でのプライマリ・ケアを含めた地域包括医療にも貢献できる人材の育成 ✔ 学士課程と大学院課程のカリキュラムの連携性を高める

（実施状況）
医師、歯科医師が互いの臨床現場について十分な知識や関心がないため、十分な連携ができていない現状があることから、臨床現場で診療に携わる医系及び歯系教員を対象として、医学科・歯学科の学生が身につけるべき知識等に関するニーズ調査を行った。この調査結果に基づき、医学科・歯学科学生が修得すべき事項をまとめ、それを達成する教育機会として、医学部附属病院緩和ケア病棟と歯学部附属病院歯科総合診療部外来にて学生の交換実習を行った。この交換実習は、臨床実習における初めての連携融合教育である。平成 29 年度はトライアルとして医学科学生 10 名、歯学科学生７名を対象に交換実習を行った。平成30年度は、参加学生及び教員からのフィードバックを基に医学科学生は全員必修、歯学科学生は選択必修として交換実習を行った。
平成 27 年度にトライアルで実施した歯学部歯学科６年次生と歯学部口腔保健学科４年次生の合同クリニカルケース検討授業を平成 28 年度に本格実施し、６週間かけてケーススタディと全体発表会を実施したほか、歯学科６年次生の受け持つ患者について、歯科医師・歯科衛生士協働の視点で口腔保健学科４年次生が加わり、口腔ケアを行う連携実習を実施するなど、多職種連携を念頭においた臨床実習を推進した。
平成 28 年度に医学科５年プライマリ・ケア実習で学生を受け入れる診療所の認定基準を策定し、同基準に基づき診療所に認定証を交付した。これによりプライマリ･ケアに貢献できる人材育成を行う実習の質保証が可能となった。また、地域包括医療に貢献できる人材の育成のための調査・検討を行い、地域包括医療に関係する講義・実習を充実させる計画の検討を行った。
さらに、平成 29 年度には、医学科の研究実践プログラム・研究者養成コースの企画・運営・評価・改善のための活動を行う「研究者養成専門委員会」を立ち上げ、学士課程学生が大学院教育に触れる機会を増やす方策について、研究実践プログラム・研究者養成コースに所属する学生も委員として参加させて検討を行った。検討の結果、同委員会の学生委員の意見を反映させて、従来までは５年生のみであった研究者養成コースの対象学年を６年生にも拡大したほか、研究者養成に係る各コースの対象分野も拡大した。これにより、学士課程と大学院課程のカリキュラムの連携性を高め、基礎研究者を養成する体制を拡充した。

（実施状況の判定）Ⅲ

（令和元年～令和３年度の見通し・予定）

医学科・歯学科学生の連携融合教育について、更なる充実化を図るとともに、質改善のための評価を行う。

地域でのプライマリ・ケアを含めた地域包括医療に貢献できる人材の育成のための調査・検討に基づき、地域包括医療に関係する講義・実習を充実させるなどの計画を策定し、実施する。

学士課程と大学院課程のカリキュラムの連携性を高めるため、学士課程学生が大学院特別講義へ参加する機会や、大学院教育に触れる機会を増やす計画を策定する。

【中期目標６】【大学院課程】
医歯学、口腔保健学、看護学、臨床検査学、生命理工学の各分野に求められる深い専門性と高度な技術を習得した、国際性、創造性豊かな人材を育成する。また、異分野を融合した先制医療を推進する人材の育成を行うため、新たな研究科を設置するとともに、将来のグローバルヘルス領域のリーダーおよび研究者を養成し、健康長寿社会の実現に寄与する。

【中期計画６】【大学院課程】
研究科内、研究科間、海外教育・研究機関を含めた他の教育・研究施設間など、様々なレベルにおける連携教育を推進するとともに、大学院における教養教育のポリシーをより具体化させ、生命倫理研究センターや Web 教育を活用した生命倫理教育の強化等を行うことにより内容を充実させる。

ポイント	✔ 様々なレベルにおける連携教育の推進（研究科内、研究科間、海外教育・研究機関を含めた他の教育・研究施設間など） ✔ 大学院における教養教育のポリシーをより具体化 ✔ 生命倫理研究センターや Web 教育を活用した生命倫理教育の強化

（実施状況）
平成 28 年度よりチリ大学及びチュラロンコーン大学との２つのジョイントディグリープログラムを開始した。また、学際生命科学東京コンソーシアムを活用し、連携大学院間での単位互換を基盤としたカリキュラムによる大学院教育を進めるとともに、生命理工学系専攻に設置した疾患予防科学コース（平成 30 年度からは生命理工医療科学専攻）では、ステークホルダー、企業、公的機関が参画する講義・演習を企画し、実施した。
また、文部科学省の支援により、平成 29 年度から５年間の計画で「データ関連人材育成プログラム」をスタートさせ、「医療・創薬データサイエンスコンソーシアム」を設立した。同組織は、医療・創薬分野における新しいデータサイエンスの教育プログラムの開発と当該分野の国際的な研究情報についての情報交換を行う研究会の実施を目的としている。本学はコンソーシアムの代表機関として、医療系 IT 企業や製薬企業等の連携機関（平成 29 年度 22 社、平成 30 年度 21 社）とともに、人材育成プログラムを実施した。人材育成プログラムは、ビッグデータ医療や AI 創薬をテーマとした講義・実習を行うコアカリキュラムと東北メディカル・メガバンク機構や製薬企業、国立研究開発法人等で行う研修プログラムからなっている。
その他、平成 29 年度に、大学院課程における教養教育の必要性に鑑みて、本学の基本理念に基づき、「大学院における教養教育ポリシー」を策定した。
加えて、大学院生に効率のよい倫理学習の機会を提供するため、「APRINe ラーニングプログラム（eAPRIN)」の受講を推奨し、平成 30 年 4 月入学の修士課程学生については、その全員が、大学院生が受けるべき単元として設定した 14 単元を受講した。

（実施状況の判定）Ⅲ

（令和元年～令和３年度の見通し・予定）
各研究科間及び附置研究所・センター、連携大学院や関連する公的機関・企業と連携した大学院教育を強化するとともに、その成果を検証する。
「大学院における教養教育のポリシー」に基づき、生命倫理、統計、外国語など大学院生に必要な教育を充実させるとともに、実施した教育の成果を検証する。

【中期計画７】【大学院課程】
各専攻のカリキュラムに、外国語によるコミュニケーション能力の向上を目指した施策を盛り込むとともに、コースの増設および日本語コースからの切り替えにより英語のみで卒業できるコースを平成 33 年度までに７コースに増加させる。
また、新たな国際社会人大学院コースの設置により、国際社会人大学院コース修了生のうち外国の大学等で教育に携わる者の占める割合を 60%以上の水準にする。
その他、看護キャリアパスウェイ教育研究センターによる大学院進学支援等の取組により、同センターの大学院進学支援プログラム修了生のうち大学院進学者の占める割合を 60%以上の水準にする。（戦略性が高く意欲的な計画）

ポイント	✔ 各専攻のカリキュラムに、外国語によるコミュニケーション能力の向上を目指した施策を盛り込む ✔ 英語のみで修了できるコースを平成 33 年度（令和３年度）までに７コースに増加させる ✔ 国際社会人大学院コース修了生のうち外国の大学等で教育に携わる者の占める割合を 60%以上の水準にする ✔ 看護キャリアパスウェイ教育研究センターの大学院進学支援プログラム修了生のうち大学院進学者の占める割合を 60%以上の水準にする

（実施状況）
平成 29 年度に見直しを行った大学院博士課程の CP においては、英語による専門分野の授業及びプレゼンテーション能力養成講座を開設することを明記するなど、「外国語によるコミュニケーション能力の向上」を掲げている。
統合教育機構と統合国際機構が連携して、グローバルヘルス推進人材育成のためのコース整備に取り組み、英語による授業のみを履修することで修了要件の単位を取得できるコースは平成 30 年度において計９コースとなり、目標の７コースを超えた。
平成 30 年４月に、大学院医歯学総合研究科博士課程医歯学専攻に「国際社会人大学院コース」を開設した。同コースは、母国で教員としてのポストを維持しながら本学の博士号を取得したいという東南アジアの教員の要望に応えるとともに、本学の歯学教育システムを海外展開し、TMDU 型歯学教育を浸透させ、歯学教育の国際標準化を牽引することを目的とするものである。博士課程を修了するまでの４年間、学生は、主に自国において遠隔による授業・研究指導を受けながら博士論文の作成に取り組むとともに、毎年一定期間来日して、本学で直接研究指導を受けることとしている。平成 30 年度は、タイ国の学生（シーナカリンウィロート大学講師）を１名受け入れた。
その他、看護キャリアパスウェイ教育研究センターにおいて、大学院進学支援プログラム履修生に対して、看護教育及び研究方法論に関する講義や e-learning 教材を活用したオンライン教育、集合研修等を実施した（平成 28 年度：５名、平成 29 年度：３名、平成 30 年度：３名）。これらの取組の成果として、履修生 11 名のうち９名（82%）が大学院入試に合格するなど、同センターによる大学院進学支援の成果があがっている。

（実施状況の判定）Ⅳ

（令和元年～令和３年度の見通し・予定）
現行の CP 及び AP の修正案の導入計画、英語のみで修了できるコースの導入計画について再評価を行い、それに基づき計画を修正する。また、英語のみで修了できるコースについて、既存のコースを継続・発展させる。
さらに、国際社会人大学院コースに係る取組を推進し、当該コース修了生のうち外国の大学等で教育に携わる者の占める割合を 60%以上の水準にする。

その他、看護キャリアパスウェイ教育研究センターに係る大学院進学支援等を推進し、同センターの大学院進学支援プログラム修了生のうち大学院進学者の占める割合について、現在の水準を維持する。

【中期計画８】
既存の教育研究組織を見直して、健康科学領域の先進的な教育研究を担当する新たな研究科を平成 30 年度に設置するとともに、当該研究科に集学的アプローチで学習するグローバルヘルスリーダー養成コースや先制医療学コース、先制医歯理工学コースを開設するなどして、将来のグローバルヘルスや先制医療を担う人材育成を行う。その成果として、同コース修了者のうち、統合先制医歯保健学に関連する機関への就職者・進学者の占める割合を 60%以上の水準にするとともに、統合先制医歯保健学関連の英語論文数及び国際共著論文数を現行の 1.5 倍に向上させる。（戦略性が高く意欲的な計画）

ポイント	✔ 健康科学領域の先進的な教育研究を担当する新たな研究科を平成 30 年度に設置する ✔ グローバルヘルスリーダー養成コースや先制医療学コース、先制医歯理工学コースを開設する ✔ 上記コース修了者のうち、統合先制医歯保健学に関連する機関への就職者・進学者の占める割合を 60%以上の水準にする ✔ 統合先制医歯保健学関連の英語論文数及び国際共著論文数を現行の 1.5 倍に向上させる

（実施状況）
IoT・AI・ロボティクス等による技術革新や気候変動、大気汚染、超高齢社会など、急速な社会と環境の変化に対応できる人材を養成するため、保健衛生学研究科生体検査科学専攻を医歯学総合研究科に統合し、学年進行中の国際連携専攻を除く全ての専攻を見直して、平成 30 年度に修士課程１専攻、博士課程２専攻の新たな医歯学総合研究科を設置した。
また、当該研究科にグローバルヘルスリーダー養成コースを設置したことにより、地球規模の健康課題に対して、特に疾患予防に主眼を置き、疾患をとりまく社会的要因や保健医療システム、更に気候変動や大気汚染等の国境を越える要因を同定し対策を講じることのできるリーダーの養成を行うことができるようになった。平成 30 年度においては、５名が履修し、その内３名が外国人留学生である。そのほか、医歯学領域と、理工学領域を横断する形で先制医療学コース（修士）及び先制医歯理工学コース（博士）を設けた。これにより、広範な知識や能力を身につけたグローバル人材の育成だけでなく、教員同士の交流も促進されることで、学際的な研究が活性化されることが期待される。
その他、統合先制医歯保健学関連の英語論文数及び海外の大学や研究機関等との共著論文数について、数値目標を達成するための向上策として海外読者の多い Nature Index 誌へ主要研究論文を毎月紹介して研究力をアピールした。さらに、平成 30 年度にはカリフォルニア大学サンディエゴ校（UCSD）及び南カリフォルニア大学（USC）との共同シンポジウムを開催するなどの具体的取組を行った。<u>その結果、統合先制医歯保健学関連の英語論文数及び国際共著論文数は第２期中期目標期間の平均値と比較して英語論文数は 1.46 倍、国際共著論文数は 1.64 倍となった。</u>

（実施状況の判定）Ⅳ

（令和元年～令和３年度の見通し・予定）
令和２年度にグローバルヘルスリーダー養成コースの博士課程版であるグローバルヘルスプロフェッショナルコースを開設する。
グローバルヘルスリーダー養成コース、先制医療学コース、先制医歯理工学コース修了者のうち、統合先制医歯保健学に関連する機関への就職者・進学者の占める割合を 60%以上の水準にする。
統合的先制医歯保健学関連の英語論文数及び外国の大学や研究機関等との共著論文数

を第２期中期目標期間と比較して 1.5 倍を超える水準を維持する。

【中期目標７】○教育の成果・効果の検証
教育プログラムの国際的通用性と質保証の観点から、多様かつ多段階からなる教育の成果･効果の検証を行う。

【中期計画９】○教育の成果・効果の検証に関する計画
入学前から卒業後までの学生に関するデータを一括して管理、分析する部署を設置し、個人情報管理を徹底しつつ教学に関するIR機能を強化する。
また、学部・大学院の教育活動に関して、IR機能を強化して全学的な体制のもとで自己点検評価および外部評価を実施し、その結果を教育システムの改善に反映させるほか、海外の教育プログラムを調査し、各専攻の教育プログラムの改善に反映させる。

ポイント	✔ 入学前から卒業後までの学生に関するデータを一括して管理、分析する部署を設置 ✔ 教学に関するIR機能を強化 ✔ 学部・大学院の教育活動に関して、全学的な体制のもとで自己点検評価および外部評価を実施し、その結果を教育システムの改善に反映 ✔ 海外の教育プログラムを調査し、各専攻の教育プログラムの改善に反映

（実施状況）
教学に関するIR情報を集積し、管理・分析する体制を整備するため、統合教育機構内に教学IRチームを設置した。平成28年度においては、大学院生と学部学生で独立していた学務システムを統合したことで、学部入学前から、学士課程及び大学院課程の在学中、卒業・修了後にいたるまでの学生に関する様々なデータを一括して蓄積することが可能となり、教学IRに係る基礎的なシステム整備が完了した。平成29年度においては、本学のIRシステムに集約されている教学データを基に、学外の専門家（コンサルタント業者）から教学IRの手法を提案してもらったことで、効率よく教学IRを推進することが可能となった。平成30年度においては、統合教育機構に所属する専任教員により、入試データを含めた各種データを分析できる形へ自動かつ迅速に変換する「Excel macro」、各種データを紐づけて出力する「Access」、出力した各種データを統計学的に分析する「R」を組み合わせた、独自のデータ集約管理・集計・分析システム(EmAR System)の開発を開始した。
また、認証評価などの外部評価において、各学科のアンケート結果が十分統一されていないことが課題として挙がったため、学生のシラバス活用状況や自主学習時間を問う「学年包括評価」及び教員の授業実施状況や到達目標達成度の観点から授業内容や成績評価方法等を主として問う「全学科共通科目別アンケート」について全学共通フォーマットを作成し、平成30年度から実施した。
その他、平成29年度にハーバード教員研修を実施し、ハーバード大学教員等からの講義や医学部・歯学部・関連病院における教育現場の見学を通じて、教育理論や手法、教育のトレンドや新しい方向性等について情報収集し、本学の教育改革のための提言を作成した。
加えて、平成17年度より継続的に教員が欧州医学教育学会（AMEE）や欧州歯科医学教育学会(ADEE)に出席しており、平成29年度においては新たにアジア太平洋医学教育学会（APMEC）にも出席し、各国の教育プログラムの改善に関する取組事例について情報収集を行った。平成30年度においては、そこで得られた知見や情報を基に、医学部４年次生の医療面接実習で全面的に反転授業を取り入れるとともに、医学科及び歯学科６年次生を対象に事前課題やケースプレゼンテーションを含む医歯連携実習のカリキュラムを作成した。

（実施状況の判定）Ⅳ

（令和元年～令和３年度の見通し・予定）

教学に関連するＩＲ情報の管理、分析を継続して行い、課題解決能力向上の効果を測定するための指標開発を行い、その検証を行うなど IR 機能を強化する。

アンケート結果を中心とした学部・大学院の教育活動に関する様々なデータによる評価を継続的に実施すると共に、教育の質改善の効果を検証する。

調査した海外の教育プログラムを、各専攻の教育プログラムの改善に反映させるための施策を継続するとともに、その成果・効果を検証し、さらなる改善の必要性を検討する。

【中期目標８】○成績評価に関する基本方針
医療人養成の観点から、厳正、適正かつ国際的汎用性のある成績評価を行う。

【中期計画 10】○成績評価に関する計画
制定･公開されている学位授与の方針（ディプロマポリシー）に基づき、学士課程卒業時および大学院課程修了時に要求される医療人としての専門的能力の基準を具体的に設定して、より厳正･適正な学位審査を実施する。

ポイント	✔ ディプロマポリシー（DP）に基づき、学士課程卒業時および大学院課程修了時に要求される医療人としての専門的能力の基準を具体的に設定 ✔ より厳正•適正な学位審査を実施

（実施状況）
平成 30 年度に学士課程においては、医学科・歯学科では、①ディプロマポリシー（DP）の観点からコンピテンシーの妥当性を随時再検討し、②カリキュラムマップの作成や運用状況調査などを行った。その他の学科では、コンピテンシーの作成について検討を行った。
大学院課程においては、統合教育機構に「大学院カリキュラム改善チーム」を設置し、大学院の DP を「研究科又は専攻ごと」から「学位ごと」に変更し見直しを行った。
また、学位論文審査時には、審査委員が DP を基にした審査を実施できるよう、学位論文審査資料に該当する学位の DP を同封し、周知を徹底した。
さらに、保健衛生学研究科看護先進科学専攻においては、博士論文作成に必要な基礎知識、研究計画能力、倫理観及び語学力を含むコミュニケーション能力等を、コースワークを通じて身につけているかについて包括的に審査し、加えて論述力を問う「クオリファイングエグザミネーション」の仕組みを導入し（２年次に実施）、修士号を持たない者が合格した場合には、修士号の学位を授与できることとした。

（実施状況の判定）Ⅲ

（令和元年～令和３年度の見通し・予定）
医学科・歯学科においては、コンピテンシー及びカリキュラムマップの見直しを行った結果に基づいて、新カリキュラム案の作成にとりかかる。また、その他の学科においては、カリキュラムマップ作成など学修成果基盤型教育充実のための施策を策定する。
大学院においては、学位毎に策定された DP を基に学位論文審査を実施するとともに、大学院課程修了時に要求される専門的能力の具体的基準を設定する。

【中期計画 11】
定期試験に筆記試験以外の方法も積極的に取り入れて、学生の知識、思考力、技術、意欲、適性等を多面的、総合的に評価するとともに、GPA の成績分布について、国内外の教育機関における状況も調査し、国際通用性の高い成績評価を行う。

ポイント	✔ 学生の知識、思考力、技術、意欲、適性等を多面的、総合的に評価する ✔ GPA の成績分布について、国内外の教育機関における状況も調査し、国際通用性の高い成績評価を行う

（実施状況）
平成 28 年４月より施行した「学部教育における GPA 制度取り扱いに関する要項」及び「学部教育における学習の評価について」の申合せに基づき、新たな評価方法（個々の学生の学習到達度について、当該科目の到達目標の達成状況により評価）を導入した。
また、GPA や入試成績等とのクロス分析を行うため、平成 29 年度に「思考力・判断力・表現力」を測る民間テスト（GPS-Academic）を実施した。本学と東京外国語大学で得られた結果について入試成績等とクロス分析を行い、本学単独及び東京外国語大学との合同報告会を実施した。
加えて、GPA の分布確認や、GPS-Academic・入試成績・入学後成績を紐づけた分析を目的として、平成 30 年６月から GPA データや入試データの大規模なクリーニング(不整合・不均質・欠損・誤り等への対応)に取り組んだ。

（実施状況の判定）Ⅲ

（令和元年～令和３年度の見通し・予定）
GPA 制度の成績分布の確認をするとともに、「思考力・判断力・表現力」を測る民間テスト（GPS-Academic）結果も踏まえ、学生の知識・思考力・技術の獲得・洗練という観点からのカリキュラムの省察を継続し、随時改善策を検討する。
GPA の成績分布について、国際通用性の高い成績評価が実施されているかの検証を行う。

（２）教育の実施体制等に関する目標

【中期目標９】○教員の配置
教育の実施体制を全学的に充実させるため、教員の戦略的な配置について恒常的に検証を行うとともに、女性・若手の積極的な採用と外国人教員等の登用を推進する。

【中期計画 12】○教員の配置に関する計画
教育に関して客観性の高い IR 機能による教員評価体制を構築するとともに、様々な教育技法の修得、教材作成技術の向上、講義のための英語力向上等を目的に、能力や属性に応じた教員研修やキャリア教育を実施する。
また、学長のリーダーシップのもと、女性・若手を積極的に採用するとともに、グローバル化に対応するため、外国人教員等（外国人および外国の大学で学位を取得した教員並びに外国で教育研究歴のある教員）の登用を推進する。

ポイント	✔ 客観性の高い IR 機能による教員評価体制の構築 ✔ 能力や属性に応じた教員研修やキャリア教育の実施 ✔ 女性・若手の積極的な採用 ✔ 外国人教員等（外国人および外国の大学で学位を取得した教員並びに外国で教育研究歴のある教員）の登用推進

（実施状況）
平成 28 年度に教務システム（DreamCampus）より、各種データを定期的に大学 IR システムへ蓄積することにより、教員個人評価に資する教育関連情報の作成に役立てた。さらに平成 29 年度に、不足していたデータを教務システムに追加した。加えて、平成 30 年度には、教務システム内に蓄積される教育活動に関する様々なデータについて、教員活動実績基礎資料の作成に資するため、大学 IR システムへのデータ提供を行った。
統合教育機構に「教育技法開発チーム」を設置し、様々な教育技法の修得、教材作成技術の向上、講義のための英語力向上等を目的とした取組を行った。具体的には、能力や属性に応じた教員研修・キャリア教育などを推進した。一例として、学部・大学院教育を担当する常勤教員全員を対象に、統合教育機構教員教育研修として実施し、教育技法、教材作成技術に関する研修を実施した。
女性教員の採用については、平成 28 年 10 月より配偶者同行休業制度を設け、優秀な女性教員等が、配偶者の海外転勤等に伴って止むを得ず退職せざるを得ない状況を改善し、学長が認める場合には、一定期間の休業の後、職務に復帰できる体制度を整えた。また、平成 29 年１月には、育児休業及び介護休業に関する法改正に伴い、本学の関係規則の改正を実施したが、介護休業の分割取得期間を１年とし、介護休暇及び子の看護休暇の取得単位を分単位から可能とするなど、法律を超える労働者に有利な改正を実施した。さらに、平成 30 年 10 月より、厚生労働省が推進する「短時間正社員制度」を基に、育児を理由とする場合は１日の勤務時間を減らす育児部分休業に加え、週の勤務日数を３日に減らすことを可能とし、育児以外を理由とする場合も、週３～４勤務とすることができる制度を設けた。これらの取組により、女性教員の比率が 24.3%（平成 28 年度）→25.2%（平成 29 年度）→25.7%（平成 30 年度）と増加するなどの成果があった。
若手教員の採用については、平成 28 年８月から、複数財源により雇用することができる職種がプロジェクト助教及びプロジェクト講師に限られていたものを、プロジェクト教授及びプロジェクト准教授にも拡大したほか、プロジェクト研究員の職種を新設した。また、自己の研究を進めるための財源のエフォートの下限を 20%から 10%にした。平成 30 年４月からは、両附属病院の医員のキャリアパス形成を念頭に、条件を満たした医員を特任助教として採用し、勤務日数を週３～５日とするほか、短時間勤務を可能とするなど、柔軟

な勤務体系を構築し、教育及び研究をさらに発展させることができる制度を構築した。

外国人教員等の採用については、平成 28 年度に、英語を母国語とする教員と協力して、本学で採用する外国人教員等が本学の人事制度を理解し、採用手続き等が円滑に進むようハンドブック及び参考資料集を作成した。また、平成 29 年度には、人事委員会の下に「外国人教員等の増加する施策について検討を行う WG」を設置し、現状把握として本学に在職する教員の外国での教育研究歴の実態調査を行い、外国人教員等の増加方策について検討を進め、人事委員会への答申をまとめた。なお、教授公募（医学系・歯学系・研究所）については、原則、国際公募にて実施している。

（実施状況の判定）Ⅲ

（令和元年～令和３年度の見通し・予定）

教員評価のための教務システムのデータを蓄積して、引き続き教員評価体制について改善する。

研修については、引き続き、統合教育機構の調査、検証結果に基づいた教員研修やキャリア教育を実施するとともに、実施した教員研修やキャリア教育について、評価・改善を行う。

学長のリーダーシップのもと、若手教員を積極的に登用するとともに、女性・外国人教員等の全教員に対する占める割合を女性教員で 28%、外国人教員等で 34%以上の水準にする。

【中期目標 10】○教育環境の整備
教育理念に沿った教育を実践するため、教育設備を充実させるとともに、教育効果の検証を行い、より教育効果の高いカリキュラムを構築する。

【中期計画 13】○教育環境の整備に関する計画
社会人も含めた学生にとって学びやすい環境整備のため、図書館の充実、多様なメディアを活用した教育体制の充実、シミュレーション教育の充実を推進するとともに、IR 機能を活用して専攻ごとにこれまでのカリキュラムの教育効果の検証を行い、教育効果が高く学生が留学しやすい新カリキュラムを構築する。また、四大学連合や大学院連携事業等を活用し大学の枠を越えて、テレビ会議システム等を利用した連携授業や図書館等の共同利用を行うなど、教育研究資源を有効活用する。

ポイント	✔ 図書館の充実、多様なメディアを活用した教育体制の充実、シミュレーション教育の充実を推進 ✔ IR 機能を活用した専攻ごとのカリキュラムの教育効果検証 ✔ 教育効果が高く学生が留学しやすい新カリキュラム構築 ✔ テレビ会議システム等を利用した連携授業や図書館等の共同利用等による教育研究資源の有効活用

（実施状況）
平成 28 年度に施設を改修して、図書館本館内にアクティブラーニング教室を新たに設置した。この教室は、TBL（Team Based Learning）や PBL（Problem Based Learning）にも対応できるなど、学生が主体的に学びやすい環境を整備した。
また、図書館では購入希望図書制度を実施しており、本学学生又は教職員から、蔵書にない書籍の購入希望があった場合は、学術書等の教育研究等に必要な書籍であれば、予算の範囲内で書籍を購入することができるとしている。
マルチメディアシミュレーション教材については、毎年度平均 20 本程度を新規作成しており、平成 31 年２月現在で累計 650 本となった。これらの教材は、学部教育としては、歯学科の「臨床体験実習」、口腔保健学科の「科学英語」、全学科横断の「包括医療統合教育：チーム医療入門」など多分野で活用した。
平成 29 年度には、IT ヘルプデスクを設置し、全学からの情報・図書館に関する問い合わせの一元化を行った。平成 30 年度においては、大判プリンター印刷サービスに IT ヘルプデスクスタッフによる代行印刷（おまかせ印刷）を導入したほか、IT 機器等物品の貸出窓口を一本化し、教員へのワンストップサービスを充実させた。
本学の大学 IR システムに集約されている教学データを基に、外部コンサルタントから教学 IR の手法を提案してもらったことで、効率よく教学 IR を推進することが可能となった。具体的には、教学 IR を用いた教育 QI（Quality Improvement）計画の策定に向け、目的の明確化並びに指標及びデータの特定を行った。併せて、教育の効果検証の有力手段である学生アンケートについて、全学共通フォーマットを作成し、平成 30 年度から各学科・専攻の授業評価アンケートに組み入れて実施した。これにより、学生の自習時間、シラバスの活用状況、アクティブラーニングの導入状況の全学的なデータ収集が可能となった。
医学部医学科では、平成 28 年度より新たに低学年（１～３年次）の学生を対象とした台湾及びタイへの短期間の海外派遣を行う取組を開始し、海外での教育研究機会を拡大して留学を支援した。
また、平成 26 年度から文部科学省課題解決型高度医療人材養成プログラム「健康長寿を育む歯学教育コンソーシアム」を開始した。本プログラムは、歯学教育分野で先導的な役割を果たしてきた５大学（本学、東北大学、新潟大学、東京歯科大学、日本歯科大学）が国立私立の枠を超えてコンソーシアムを形成し、各大学の強みである教育資源を共有・補完

することで、健康長寿を育むためのあらゆるライフステージに対応した全人的歯科医療を担う人材養成の実現を目指すものである。本学においても、本学の個性を生かした学部学生対象コース（長寿口腔健康科学コース）を設置し、教育コンテンツを開発したほか、テレビ会議システム等を利用した連携授業や e-learning、教員の相互乗り入れにより、シームレスかつボーダレスな共同利用を行うなど、教育研究資源を有効活用した。

さらに、平成 28～平成 29 年度までに、複合領域コース（四大学連合）の受講者で本学図書館を利用したのは、27 人であった。明治大学との図書館相互利用では、32 人が本学を利用し、1,092 人が明治大学を利用した。文京医学図書館コンソーシアム（本学、順天堂大学、東京大学、日本医科大学、文京学院大学）では、47 人が本学を利用した。この他にも他大学の学生、研究機関や企業の研究者などの学外者は、2,934 人が本学図書館を利用した。

（実施状況の判定）Ⅲ

（令和元年～令和３年度の見通し・予定）

学生にとって学びやすい環境整備のため、図書館蔵書の充実、IT ヘルプデスクによるワンストップサービスの拡充、多様なメディアを活用した教育体制の充実、シミュレーション教育の充実を引き続き推進するほか、学生による評価機能を活用して IR 機能を強化し、専攻ごとにこれまでのカリキュラムの教育効果を評価・検証する。さらに、大学間協定および海外拠点を利用した海外での学習機会における教育効果も評価する。

また、四大学連合や医療・創薬データサイエンスコンソーシアム、がんプロフェッショナル人材養成などの大学院連携事業等を活用し大学の枠を越えて、テレビ会議システム等を利用した連携授業や図書館等の共同利用や卒業生やその他の学外者への図書館の公開を行うなど、教育研究資源を有効活用する。

【中期目標 11】○教育の質の改善のためのシステム
教員の教育能力の向上および教育の質の改善と向上のため、統合教育機構の機能を強化し、PDCA サイクルをさらに機能させる。

【中期計画 14】○教育の質の改善のためのシステムに関する計画
統合教育機構のリーダーシップのもと、部局ごとに教育業績評価体制やカリキュラム改善体制を充実させ、外部評価を含めた PDCA サイクルの体制をさらに機能させる。また、教員の教育能力の向上のため、医療系総合大学の教職員に特化した FD（Faculty Development）を開発し、実施する。

ポイント	✔ 部局ごとの教育業績評価体制やカリキュラム改善体制の充実 ✔ 外部評価を含めた PDCA サイクルの体制をさらに機能させる ✔ 医療系総合大学の教職員に特化した FD（Faculty Development）の開発、実施

（実施状況）
統合教育機構が中心となり、全学として統一された授業評価アンケートの共通フォーマットを作成し、それを基に平成 30 年度にアンケートを実施した。各種データを学生ごとに紐づけた集計・分析を目的として、入試データと教務データの蓄積を行った。
統合教育機構に「教育技法開発チーム」を設置し、医療系総合大学の教育に必要な資質・能力を習得させるために、様々な教育技法の修得、教材作成技術の向上、講義のための英語力向上等を目的とした能力や属性に応じた教員研修・キャリア教育などを推進するために、医療系総合大学である本学の教職員を対象に、複数回の統合教育機構教員教育研修を実施した。その他、教員の教育能力の向上及び教育の質の改善と向上のため、各部局においても独自の FD や部局を跨った合同 FD を実施したほか、学外の教員研修に統合教育機構教員、歯学部教員から複数回にわたって計 20 名程度参加した。
また、教養部においては、平成 28 年度からスタートさせた教養部新カリキュラムを総括する FD を実施し、令和元年度の外部評価受審を念頭に、FD で外部評価の評価基準等の概要を共有し、受審準備を進めた。

（実施状況の判定）Ⅲ

（令和元年～令和３年度の見通し・予定）
引き続き、共通フォーマットによるアンケートを実施しつつ、データの分析結果を基に、部局ごとの教育業績評価やカリキュラム改善に係る体制について検討する。
開発した研修方法を、教育技法の修得、教材作成技術の向上に関わる教員研修として実施し、評価・検証を行う。
教養部においては、新カリキュラムを中心とした教養部カリキュラム及び教育実施体制に関する外部評価を受審し、その評価結果を踏まえたカリキュラムの改善を検討する

（３）学生への支援に関する目標

【中期目標 12】○学生の学習支援と生活支援
学生が充実した学生生活を送るための、学習支援・生活支援・心のケア、障がい学生支援、就職活動支援を充実させる。

【中期計画 15】○学習支援に関する計画
学部生対象の学務システムと大学院生対象の修学システムを統合するとともに、健康管理システム等との連携を密にして、学生のトータルライフケアを推進する。また、教学に関する IR 機能を充実・強化することにより、入学前から在学中、卒業後までの学生に関する様々なデータ（健康状況を含む）を集約、統合、分析、管理して、教育の場に還元できる体制を構築する。

ポイント	✔ 学部生対象の学務システムと大学院生対象の修学システム統合 ✔ 健康管理システム等との連携を密にして、学生のトータルライフケア推進 ✔ 入学前から在学中、卒業後までの学生に関する様々なデータ（健康状況を含む）を集約、統合、分析、管理して、教育の場に還元できる体制構築

（実施状況）
平成 28 年度に学部生対象の学務システムと大学院生対象の修学システムを統合し、運用を開始した。健康管理システムとの連携については、学生支援・保健管理機構保健管理センターの職員が必要に応じて学務システムで学生の出欠状況を確認できるようにし、健康管理システムの情報と連携させることで、保健管理センターの職員が行っている学習支援・生活支援等に活用する体制を構築し、学生のトータルライフケアを推進した。
また、入試に関する情報（志願票、高等学校の調査書等の出願書類の内容、入試成績等）をデータ化し、入試データ（入試（前期日程）の成績等）と、教務データ（入学後の成績等）を連結したデータを構築した。
さらに、学生の修学情報を多角的に分析するため、入学前履歴、留年等の履歴、出欠、各種成績等のデータを用いた分析手法を開発した。具体的には、修学情報を含めた各種データを分析の材料となる形へ自動かつ迅速に変換する「Excel マクロ」、各種データを紐づけて出力する「Access」、出力した各種データを統計学的に分析する「R」を組み合わせた、独自のデータ集約管理・集計・分析システム(EmAR System)を開発した。

（実施状況の判定）Ⅲ

（令和元年～令和３年度の見通し・予定）
統合、連携強化された各種システムに基づく、学生のトータルライフケアの効果について検証するとともに、改善点を明確にする。
また、入学前から在学中、卒業後までの学生に関する様々なデータを活用した教育への還元効果及び体制について検証するとともに、より効果的な体制や運用方針を明確にする。特に、卒業（修了）生へのアンケート、卒業（修了）生の就職先関係者へのアンケート調査を行い、得られたデータを各部局に示し、カリキュラム等の改善に活用する。

【中期計画 16】○生活支援に関する計画
学生の日常生活・心身の健康・各種ハラスメントに関する相談、経済的支援、障がい学生支援、就職支援等、学生生活支援のさらなる充実を推進する。特に、就職支援については、就職希望の多い医療系企業に関する情報提供の拡充を行うなど就職支援を充実させる。

ポイント	✔ 学生生活支援のさらなる充実推進 ✔ 就職支援充実

（実施状況）

平成 28 年度に実施した「学生生活実態調査（大学院生）」の調査結果を分析し、大学院生のニーズを絞り込んだ結果、特に、ハラスメントについて対応することとし、学生からの相談について、既存の対応方法を見直した。具体的には、①ハラスメント申立書について、メールによる提出も可能とした②ハラスメント相談内容は、すべて学生・女性支援センター長・機構長に報告することとした③学生が了承する場合、問題を改善する際に適切な第三者（例：研究科長など）を加えることとした④関係する部署と連携して問題の改善にあたることとした、このように、ハラスメントの新たな対応方法が確立されたことにより、学生のニーズに応えた充実策を実施することができた。

経済的支援については、経済的理由により修学困難な学生に対する奨学金の給付並びに学生の海外留学に係る渡航費用の一部補助に充てるため、平成 28 年度より特定基金の一つとして「修学支援基金」を新設し、税額控除の適用について文部科学省から認可を受け、運用を開始した。なお、寄附金額は、７万円（平成 28 年度）、495 万円（平成 29 年度）、234 万円（平成 30 年度）となっており、平成 30 年度には、経済的理由により修学困難な学生へ 36 万円の支援を行った。

障がい学生支援については、障がいのある学生の支援を円滑に行うため、平成 28 年度に学生支援・保健管理機構の学生・女性支援センターに「障がい学生支援室」を開設するとともに、学生から配慮願いがあった際の対応フローを作成した。また、全学教職員 FD 研修において、教育担当理事から「障がい学生支援」について説明を行い、意識の向上を図った。

就職支援については、就職活動全般について説明を行う「就職ガイダンス」、対象となる業界の関係者が講演等を行う「業界研究会」、企業等で働く人から職種・業務内容を聴く「仕事研究会」など多様な学内の就職支援イベントを実施している。加えて、データ関連人材育成プログラムにおいて、平成 30 年度に新たに博士人材（博士課程（後期）大学院生、ポストドクター）を対象とした企業インターンシップを実施した。これらの取組の結果、両研究科の大学院生の就職率（就職者数／進学者を除く修了者数）の平均は、第２期中期目標期間末（平成 27 年度）の実績に比較していずれも向上している。

（実施状況の判定）Ⅲ

（令和元年～令和３年度の見通し・予定）

学生生活支援については、「学生生活実態調査（学部生）」を実施し、実態を把握することにより、さらなる学生生活支援に活用する。

経済的支援については、引き続き、「修学支援基金」を活用し、経済的理由により修学困難な学生に対する支援を継続する。

障がい学生支援については、障がいのある学生が十分に能力を発揮できるよう、“合理的配慮”を提供し、医療人として自立できるための支援を実施する。また、学内外の関連部署と連携、情報交換を行い、医療系大学としての障がい学生支援を構築する。

就職支援については、本学の卒業生・修了生の就職先企業と連携し、学内業界研究会に

人事担当者を招聘するなど就職支援を充実させる。

（4）入学者選抜に関する目標

【中期目標 13】○入学者選抜の改善
アドミッションポリシーに沿った入学者選抜を行い、全人的医療人に相応しい人材やグローバルな人材を選抜するため、能力・意欲・適性に対する多面的評価・判定法を確立する。

【中期計画 17】○入学者選抜の改善に関する計画
国際バカロレアディプロマ資格者入学枠の導入の検討を進めるとともに、学士、修士、博士課程入学試験において TOEFL などの民間の英語資格・検定試験を導入する。アドミッションポリシーに相応しい学生を早期に獲得するための推薦入試を全学部において実施する。
また、アドミッションオフィスを設置するなどアドミッション部門を強化し、入学者選抜制度等に関わる研究開発や教員研修、入試広報等を積極的に推進する。

ポイント	✔ 国際バカロレアディプロマ資格者入学枠の導入の検討 ✔ 推薦入試の全学部における実施 ✔ 学士、修士、博士課程入学試験における民間の英語資格・検定試験の導入 ✔ 入学者選抜制度等に関わる研究開発や教員研修、入試広報等の積極的推進

（実施状況）
本学で学びたいという強い意欲、医療・医歯学・生命科学領域に対する強い関心、国際感覚に優れた高い志を持った多様な学生を国内のみならず海外からも受け入れるために、選抜方法・尺度を多元化することとした。具体的には、基本となる一般入試（前期日程及び後期日程）を維持しつつ、これらに加えて特別選抜Ⅰ（推薦入試・国際バカロレア入試）及び特別選抜Ⅱ（帰国生入試）を全学部において初めて実施した（平成 30 年度入試）。特別選抜の実施により、地方の公立高校や海外の高校からの志願が増加したほか、帰国子女や国際バカロレア資格などの様々な資格、特技を持った受験生等、これまで本学を受験してこなかった受験者層を受け入れることができ、平成 28 年度に新たに見直したアドミッションポリシーに沿った入学者選抜を行うことができた。
また、修士、博士課程入学試験において、TOEFL-ITP を導入した選抜方法を平成 28 年度より実施した。平成 30 年度には、過去２年分の入学試験結果を分析し、１次募集と２次募集の合格者の割合及び得点率の差を小さくするよう、合格基準点を見直した。
アドミッションオフィスとして統合教育機構内に「アドミッション部門」を設置しており、シンポジウム等に参加して、入学者選抜制度等に関する調査を行い、それぞれの検討に活用した。

（実施状況の判定）Ⅳ

（令和元年～令和３年度の見通し・予定）
引き続き平成 28 年度に見直したアドミッションポリシーに沿った入学者を選抜するため、特別選抜Ⅰ（推薦入試）、特別選抜Ⅰ（国際バカロレア入試）、特別選抜Ⅱ（帰国生入試）の実施状況を検証し、改善を行う。
修士、博士課程入学試験において、TOEFL-ITP を導入した入学試験の実施を継続する。
入学者選抜方法、高大接続、教員研修、入試広報等に関する調査を継続し、新たに実施される令和３年度入学者選抜（一般選抜）の準備を進める。

【中期計画 18】
人材育成および学際領域、複合領域の研究教育の更なる推進を目的として本学、東京外国語大学、東京工業大学、一橋大学により構成される四大学連合を活用した大学個別試験、本学および四大学連合内での卒業後の優先的な学士編入学制度、医歯学基礎研究者養成のための学士コースの検討を開始する。

ポイント	✔ 四大学連合を活用した大学個別試験の検討 ✔ 本学および四大学連合内での卒業後の優先的な学士編入学制度の検討 ✔ 医歯学基礎研究者養成のための学士コースの検討

（実施状況）

四大学連合を活用した大学個別試験として、理系の本学と文系の東京外国語大学が連携して多面的・総合的な能力を評価する選抜評価手法を共同で開発するため、東京外国語大学との共同による文理融合問題の作成及び面接員相互派遣に向けた取組を行った。

文理融合問題の作成については、平成 29 年度より GPA や入試成績等とのクロス分析を行うための「思考力・判断力・表現力」を測る民間テストを実施し、全学科、全学年の学部学生に受検させた。本学と東京外国語大学で得られた結果について入試成績等とクロス分析を行い、本学単独及び東京外国語大学との合同報告会を実施した。

面接員相互派遣については、平成 29 度及び平成 30 年度入試においてトライアルを実施した。具体的には、各大学２名の教員を相互に派遣し、相手大学が実施する面接試験の面接官になり、点数は付けるが、合否判定には影響させないこととした。さらに、平成 31 年度後期入試においては、医学部医学科、歯学部歯学科でそれぞれ１名ずつ、東京外国語大学の教員を正式に面接委員として委嘱し、面接試験において、質問及び評価を実施した。またか、試行として本学からも東京外国語大学の面接委員として教員を２名派遣し、面接試験において質問及び評価を実施した。その結果を分析し、次年度以降の面接試験方法の参考とすることとした。

四大学連合内での卒業後の優先的な学士編入学制度については、計４回にわたり副学長会議を開催し、検討を行った。その結果、学士編入学制度については実現が困難との認識で一致したが、四大学連合で設定している「複合領域コース」（学士課程学生による特別履修プログラム）の充実策について具体的な検討を行い、複合領域の研究教育の更なる推進を図ることとした。

医歯学基礎研究者養成のための学士コースに関しては、その意義を検討した結果、AI、IoT を対象とした学士コースの方が必要性が高いと判断し、設立に向けて検討中である。

（実施状況の判定）Ⅲ

（令和元年～令和３年度の見通し・予定）

東京外国語大学と連携して、在学生の「思考力・判断力・表現力」を測る民間テストを継続し、その分析結果を踏まえ、より効果的に入学志願者の能力を測る文理融合問題を作成し、令和２年度入試（令和元年度実施）において実施する。また、面接員相互派遣を継続し、実施状況を検証する。

医歯学基礎研究者養成のための学士コースの開発について検討を行う。

２ 研究に関する目標

(１)研究水準及び研究の成果等に関する目標

【中期目標 14】○目指すべき研究水準
医療系総合大学として、先制医療などの最先端医療の推進に貢献するため、時代に先駆ける基礎研究・臨床研究を展開する。

【中期計画 19】○目指すべき研究水準に関する計画
本学の強みである研究領域の強化を加速化し、国際的な最先端研究拠点を形成するとともに、国内外の優れた研究機関との積極的な研究連携を行い、世界最高水準の最先端研究ネットワークを構築する。その成果として、医歯工連携関連国際共著論文数を現行の1.5 倍に向上させる。

ポイント	✔ 本学の強みである研究領域の強化を加速化し、国際的な最先端研究拠点形成 ✔ 国内外の優れた研究機関との積極的な研究連携を行い、世界最高水準の最先端研究ネットワーク構築 ✔ 医歯工連携関連国際共著論文数を現行の 1.5 倍に向上させる

（実施状況）
本学における研究戦略の策定、先端研究の推進及び研究活動等への支援、学内の研究資源の集約と戦略的利用の促進並びに知的財産の創出支援、保護・活用を通じた産学官連携の推進などに資することを目的として、平成 29 年４月に「統合研究機構」を設置した。同機構内には、産学連携活動による研究成果の社会還元を推進する「イノベーション推進本部」、学内外の研究情報を集約・分析する「研究力強化イニシアティブ」、大型研究機器・疾患バイオリソース・実験動物・研究倫理等に係る学内の研究資源を集約した「研究基盤クラスター」、さらに再生医療・脳神経医科学等の本学の優れた研究領域における研究を推進する「先端医歯工学創成研究部門」を設置した。
また、同年９月には「先端医歯工学創成研究部門」にライフコースコンソーシアムの第一弾「創生医学コンソーシアム」を設置し、クロスアポイントメント制度を利用して海外の著名な研究者を教授として参画させるなど、学内外の医学・歯学・工学各部門の研究者が再生医療の領域で協力して研究に取り組む体制を構築した。平成 30 年５月にはキックオフシンポジウムを開催し、同コンソーシアムを社会に周知した。さらに、同年 12 月にライフコースコンソーシアムの第二弾「未来医療開発コンソーシアム」を設置した。同コンソーシアムは、バイオバンクやビッグデータを活用したゲノム医療・AI システム等の開発を含む基礎研究の成果を社会実装することを目指している。
以上の取組等の成果として、平成 30 年における医歯工連携関連国際共著論文数は 53 編となり、第２期中期目標期間の平均値（20 編）の 2.65 倍に向上している。

（実施状況の判定）Ⅳ

（令和元年～令和３年度の見通し・予定）
国際的な最先端研究拠点を形成するとともに、国際共同研究を推進させるため、「TMDU Research Activities」などの広報誌などを使い、海外に向けた研究内容の発信を増強する。
また、「炎症」・「疾患」をキーワードとした難病研究を推進する「難病克服コンソーシアム（仮称）」を設置し、本学の強みである研究領域の強化を加速化させる。さらに、「未来医療開発コンソーシアム」キックオフシンポジウムを開催し、基礎研究の成果の社会実装を目指す。
こうした取組の成果として、医歯工連携関連国際共著論文数に関して、第２期中期目標期間の平均値と比較して 1.5 倍以上の水準を維持する。

【中期計画 20】
学部、大学院、研究所等を有機的に連携させて、先制医療などの最先端医歯学研究、基礎・臨床融合研究を展開し、社会的に要請の高い重点領域の研究を推進する。その成果として、医歯工連携関連論文数を現行の 1.5 倍に向上させる。

ポイント	✔ 先制医療などの最先端医歯学研究、基礎・臨床融合研究の展開 ✔ 社会的に要請の高い重点領域の研究を推進 ✔ 医歯工連携関連論文数を現行の 1.5 倍に向上させる

（実施状況）

「先端医歯工学創成研究部門」（詳細は P31「中期目標 14 中期計画 19」に記載）に、平成 29 年度に「創生医学コンソーシアム」を、平成 30 年度には「未来医療開発コンソーシアム」を設置し、学内外の医学・歯学・工学各部門の研究者が再生医療やゲノム医療の領域で協力して研究に取り組む体制を構築した。

臨床研究ニーズを抽出するため、理事や学部長、学内各部局との連携のもと、生体材料工学研究所の持つ技術を医学部及び歯学部の臨床教員に紹介する「医歯工連携ブレインストーミング」を平成28年度に開催し、臨床への展開が可能な研究や技術を学内で共有した。

また、学内からの産学連携ニーズに対応するために、産学連携コンシェルジュによる相談窓口を開設したほか、本学に新規に着任した教授の分野を主な対象として、産学連携に関する相談を受ける「出張産学連携セミナー」を実施した。平成 30 年度からは、学内の産学連携展開シーズ・ニーズをすくい上げるため、産学連携研究センター及びオープンイノベーション機構が主体となって、各研究分野へのヒアリングを実施した（詳細は P36「中期目標 15 中期計画 23」に記載）。

さらに、平成 29 年度には研究 IR を利用して構築した研究情報データベースや、研究費管理システム等を活用して、各研究者の研究課題や研究手法、研究者間での連携に関する情報等を盛り込んだリサーチマップを作成した。これを活用することにより、学内における研究者連携を強化するとともに、産学官連携研究を含む学外との共同研究体制の戦略的な構築を企画することが可能となった。

以上の取組等の成果として、平成 30 年における医歯工連携国際共著論文数は 53 編となり、第２期中期目標期間の平均値（20 編）の 2.65 倍に向上した。

（実施状況の判定）Ⅳ

（令和元年～令和３年度の見通し・予定）

医師主導治験及び先進医療の増加を支援するとともに、基礎研究シーズの調査、知財戦略の強化から臨床研究実施、企業への導出を継続支援できる体制を構築する。

また、令和２年度に M&D データ科学センターを設置して、メディカルデータサイエンス研究を強力に推進する体制を整備し、社会的に要請の高い先制医療研究を推進する体制を強化する。

加えて、先端医歯工学創成研究部門を中心として、本学の卓越した研究領域の研究を促進するとともに、同部門に設定された重点研究領域に学内外から優秀な研究者を配置し、学内の研究支援組織の優先的サポート体制を整備する。

こうした取組の成果として、医歯工連携関連国際共著論文数に関して、第２期中期目標期間の平均値と比較して 1.5 倍以上の水準を維持する。

【中期目標 15】○産学連携及び成果の社会への還元
国内外の企業や研究機関等との連携を強化し、医療イノベーション創出、実用化に向けた最先端研究拠点の形成を推進し、特許申請や共同研究等をさらに活性化させるとともに、社会的課題の解決に向けて、本学が保有する知識、技術、研究成果等の「知」を広く社会に発信し還元する。

【中期計画 21】○産学連携及び成果の社会への還元に関する計画
先端的医科・歯科医療の推進を目指し、学内外と連携して医歯工学融合分野の重点領域研究を推進する体制を整備し、医療機器、バイオマテリアル、歯科材料などの開発を行う医療イノベーションの推進を担う組織を拡充するとともに、民間との共同研究及び受託研究件数並びに本学への発明届件数及び国際特許出願件数をそれぞれ現行の 1.5 倍に向上させる。また、研究成果の実用化、事業化、ライセンスなどを統合的に行い、知の成果を積極的に社会に還元するため、特許活用率を 26.0%までに向上させる。

ポイント	✔ 医療イノベーションの推進を担う組織の拡充 ✔ 民間との共同研究及び受託研究件数並びに本学への発明届件数及び国際特許出願件数をそれぞれ現行の 1.5 倍に向上させる ✔ 特許活用率を 26.0%まで向上させる

（実施状況）
平成 29 年度に、文部科学省の設備サポートセンター整備事業採択校に新規採択されたことに伴い、文京区における研究設備共有化の推進を目的として、順天堂大学、お茶の水女子大学、東京大学大学院薬学研究科と共同で「文教地区大学ネットワーク」を構築した。
医歯工学融合分野の重点領域研究を推進するために、学内に点在する高額な大型研究設備を含めた共同利用可能な研究設備の集約化とマネジメントの構築（学内研究環境の整備）、医療系総合大学として医薬品や医療機器の開発のための文京区内の国立・私立大学との設備共有化ネットワークの形成、さらには、民間企業とも協同した、卓越した研究成果の迅速な事業化や実用化を目的として、医歯学研究支援センターを改組し、学内研究支援部門の基盤組織として、管理運営部門及び７つの研究支援ユニットからなる「リサーチコアセンター」を平成 29 年度に設置した。
また、学内外の基礎系領域分野に属する教授を対象に、人事交流を含めた連携体制を構築し、相互の研究力強化に寄与することを目的として、平成 29 年度から「東京医科歯科大学基礎系教授の会」を年 1 回開催することとした。学外で教授になった本学同窓生との情報交換だけでなく、同会では本学における特色ある取組を紹介するとともに、本学の基礎系領域に属する分野の研究内容を紹介した冊子を配付した。
さらに、医療イノベーション推進センターでは URA と連携し、学内研究者からの研究支援相談に応じ、研究成果の実用化・事業化についての支援を行った。また、イノベーション推進本部として産学連携研究センターと連携し、学内のシーズ・ニーズの探索から企業との共同研究促進及び先端医療の事業化・実用化まで一気通貫の支援を行うことができる体制を構築した。
以上の取組等の成果として、民間との共同研究数は 239 件となり、平成 27 年度実績（168 件）の約 1.4 倍に、民間との受託研究数は 510 件となり、平成 27 年度実績（395 件）の約 1.3 倍に向上している。また、本学への発明届件数は 77 件となり、平成 27 年度実績（52 件）の約 1.5 倍に向上したほか、国際特許出願件数は 46 件であり、平成 27 年度実績（39 件）の約 1.2 倍に向上した
加えて、産学連携研究センターで毎月の特許出願について把握し、出願件数が少ない部局に対しては積極的に出願可能性をヒアリングするなどの取組を実施したほか、保有する特許の再評価を行い、ライセンス活動を行う特許の絞り込みを行った。さらに、組織対組織の大

型産学連携研究を推進して新しい医療技術や治療法の研究開発等を行い、その成果を確実に社会実装することを目的として、平成 30 年 12 月にオープンイノベーション機構を設置した（詳細は P44「中期目標 19 中期計画 28」に記載）。これらの取組により、産学連携研究を加速する体制を整備したことで、平成 30 年度の特許活用率は 28.6%まで向上し、中期計画を達成することができた。

（実施状況の判定）Ⅳ

（令和元年～令和３年度の見通し・予定）

イノベーション推進本部（産学連携研究センター及び医療イノベーション推進センター）としての一体化活動をさらに強化・推進するとともに、その活動内容や方向性について認知度を高めるための強化活動を行う。また、オープンイノベーション機構が主体となって、組織対組織の大型産学連携研究を推進するとともに、「民間資金獲得推進本部（仮称）」を設置して、民間からの資金導入を強力に推進する体制を構築する。これらの取組により、民間との共同研究及び受託研究件数並びに国際特許出願数をそれぞれ平成 27 年度比で 1.5 倍に向上させる。

さらに、医療イノベーション推進センターと生体材料工学研究所を中心に、産学連携の共同研究拠点として、研究成果の実用化・事業化を行い、本学の知の成果を１つ以上社会還元する。

【中期計画 22】
研究成果について、ホームページをはじめとする様々なメディアを通じて広く公表するとともに、平成 29 年度までに国外向けの情報発信サイトとして英語版を拡充し、積極的なアウトリーチ活動を展開する。

ポイント	✔ 研究成果について、様々なメディアを通じて広く公表 ✔ 平成 29 年度までに国外向けの情報発信サイトとして英語版ホームページ等を拡充 ✔ 積極的なアウトリーチ活動を展開

（実施状況）

本学の研究成果を広く公表するため、平成 28 年度から論文発表と同時に研究成果のプレスリリースを行う取組を本格的に開始した。

また、国際的な情報発信体制の強化のため、米国科学振興協会（AAAS）が提供するオンラインニュースサービス「EurekAlert!」と正式契約し、英文プレスリリースの配信を本格的に行うことにより、世界の報道関係者に本学の成果を発信した。さらに、専門性の高い英文ライターによる英文記事原稿の利用により魅力的な英文プレスリリースを掲載・配信することが可能となった。これらの取組の結果、平成 30 年度における国際プレスリリースは 29 件となり、平成 27 年度実績（２件）と比較して大幅に増加した。

加えて、英文研究広報誌である「TMDU Research Activities」を毎年発行して海外研究者に配付したほか、平成 29 年度には、世界有数の科学誌である Nature が刊行した、日本の研究を特集する Nature Index Japan に本学の研究を中心とした記事を投稿し、また平成 30 年度には国際版ポートレートで海外の学生に向けて情報を発信するなど、積極的なアウトリーチ活動を展開した。

さらに、平成 25 年度から継続して記者懇談会を実施し、本学の研究・教育・臨床の取組を紹介したほか、全学をはじめとして各部局や研究所で公開講座を開催し、最先端の研究成果等を一般に向けて周知した。

これらの取組の結果、QS 世界大学ランキングの医学分野における評判（教員）のスコアは 76.4 に上昇（平成 29 年度：75.2）し、トップ 100 にランクインする一因となった。

（実施状況の判定）Ⅳ

（令和元年～令和３年度の見通し・予定）

引き続き国内外に向けたアウトリーチ活動を継続展開するとともに、これまでの取組も含めてその効果を検証し、第４期中期目標期間におけるアウトリーチ活動方針を明確化する。

また、英語版ホームページを充実させるとともに、Twitter や Facebook、Instagram など海外向けに新たな SNS を開始し、海外への情報発信を強化する。

さらに、海外トップ大学や研究施設との国際交流協定を締結する際には、研究情報発信に資する広報についても協定に含めることとし、本学と海外協定校の間で最新の研究ハイライトをホームページ等で紹介するシステムを開始する。

【中期計画 23】
大学発ベンチャー創設を含め本学の研究成果を効果的・効率的に事業化・実用化に結びつけるために、国内外の企業をステークホルダーとして活用し、産学連携の重要性に関する啓発教育を推進するとともに、グローバルな協働関係を醸成し、持続的な連携を可能とするシステムを構築する。

ポイント	✔ 国内外の企業をステークホルダーとして活用し、産学連携の重要性に関する啓発教育を推進 ✔ グローバルな協働関係を醸成し、持続的な連携を可能とするシステム構築

（実施状況）
産学連携の啓発教育として、平成 16 年度から毎年度、「医療イノベーション人材養成プログラム」を企画・運営した。このプログラムは、ライフサイエンス分野の研究活動を促進し、研究成果を適切に取り扱うために必要となる知識や情報を効率的に獲得させるためのものであり、本学の研究者及び学生に対して産学連携や知的財産、リスクマネジメント等に関する正しい知識を提供した。
また、民間企業との共同研究を増強するため、民間企業での知的財産管理の経験を有する人材を URA として産学連携研究センターに配属し、特許申請等研究成果のまとめ・活用促進等の支援を行った。
さらに、本学の基礎から臨床に及ぶ研究力や研究成果、臨床情報、医学教育力など、学内に有する多様なリソースや英知を結集して社会課題解決に取り組む「TMDU オープンイノベーション制度」を平成 30 年４月から発足させたことに伴い、学内の産学連携展開シーズ・ニーズをすくい上げるため、各研究分野へのヒアリングを同年５月から実施した。ヒアリングは平成 30 年度末までに全分野の 36%（64／179 分野）に対して実施を終えており、そのうち４件のシーズについては社会実装に向けて企業へアプローチを行った。その結果、三井物産と本学歯学部との AI を活用した歯科分野の診断・治療支援システム開発に関しては、「オープンイノベーション組織間協定」を締結し、大型プロジェクトを開始することができた。
その他、ガーナ拠点においてガーナ大学野口記念医学研究所との感染症に関する共同研究を継続して行った。同研究は社会的にも高く評価され、平成 30 年度は企業（T.E.N.Ghana MV25B.V 社）から 250,000US＄（2,750 万円相当）の寄附金を得た。

（実施状況の判定）Ⅲ

（令和元年～令和３年度の見通し・予定）
国内外のステークホルダーをネットワーク化し、業際領域や異業種まで拡大することを試行・推進しながら、産学連携の「知」をさらに多方面かつ深耕し、これを活用してより説得力のある産学連携の重要性を啓発教育する。

（２）研究実施体制等に関する目標

【中期目標 16】○研究者等の配置
国際的に最高水準の先端的基礎および臨床研究を展開するために研究者等の適正配置を進める。

【中期計画 24】○研究者等の配置に関する計画
研究者の採用方針から決定まで学長のリーダーシップのもと行われるようガバナンス改革を徹底する。また、学内教員組織の最小単位である「分野」の枠を超えて大学院指導を行う複数メンター制度を導入し、分野間の共同研究を推進するとともに、教育・研究を効率的・先端的に行うため、類似した学問領域の複数分野を「領域」としてまとめ、平成 33 年度までに 10 領域程度を編成する。
また、研究者の採用は国際公募とするほか、優秀な留学生を特任教員等で採用するシステムを構築する等の取組により、外国人教員等（外国人および外国の大学で学位を取得した教員並びに外国で教育研究歴のある教員）を積極的に採用し、全教員に占める割合を平成 33 年度までに 34.0%に向上させる。

ポイント	✔ ガバナンス改革の徹底（研究者の採用方針から決定まで学長のリーダーシップのもと行う） ✔ 「分野」の枠を超えて大学院指導を行う複数メンター制度の導入 ✔ 分野間の共同研究推進 ✔ 類似した学問領域の複数分野を「領域」としてまとめ、平成 33 年度（令和 3 年度）までに 10 領域程度を編成 ✔ 外国人教員等（外国人および外国の大学で学位を取得した教員並びに外国で教育研究歴のある教員）の全教員に占める割合を平成 33 年度（令和 3 年度）までに 34.0%に向上

（実施状況）
学長のリーダーシップの下、人事の透明性を高め、大学全体の戦略に基づいた人材を採用することを目的として、学長及び理事等で構成される「人事委員会」を平成 29 年度に設置した。また、従前、各部局教授会の下に設置していた「教授選考委員会」を人事委員会の下に設置し、新たな教授選考体制を構築して運用を開始した。さらに、「業績調査室」を設置し、国内外の研究者情報を収集して、人事委員会に情報提供を行う体制を構築した。
また、学内教員組織の最小単位である「分野」の枠を超えて大学院指導を行う複数メンター制度を、大学院医歯学総合研究科に導入した。なお、大学院保健衛生学研究科においては、制度として整備していないが、複数の教員による研究指導、論文作成指導を行った。さらに、学長主導により、大学全体で研究力を強化し、高い研究力を教育に活かすことで優れた人材を育成する好循環を形成することを目的として、「領域制」を導入し、平成 28 年度から平成 29 年度にかけて基礎、臨床系合わせて 31 領域を編成した。これらにより、分野間の共同研究を推進した。
加えて、極めて高い研究業績を有する学内外の教員が、定年退職後も引き続き高度な研究活動を行い、次世代を担う若手研究者の育成や優れた研究成果の社会還元を達成することができるようにするため、学長直属の組織として、高等研究院を平成 30 年度に設置した。
教員の採用に関しては、平成 28 年度より、教授公募（医学系・歯学系・研究所）を全て国際公募にて実施したほか、採用手続書類の英文化を進めて採用手続きを円滑にするなど、外国人教員の積極的な採用に資する取組を実施した。また、人事委員会において、外国人教員等の増加方策について検討を行うワーキンググループを設置し、本学の優秀な留学生を特任教員等で採用するシステム等について意見交換や実態調査等を行った。
これらの取組の結果として、全教員に占める外国人教員の割合は 31.8%となった。

（実施状況の判定）Ⅲ

（令和元年～令和３年度の見通し・予定）

大学の教員枠全体を戦略的に補充・配分することができるよう、学長のリーダーシップの下、人事委員会にて効果的な教員配置を継続して行う。

また、研究 IR を駆使して「領域」の分析を行い、研究者等の適切な配置を支援する。

外国人教員の採用に関しては、継続的に国際公募を行うとともに、人事委員会において立案した方策に基づいた採用活動等を推進し、外国人教員等の教育・研究環境整備を行う。これらのことにより、全教員に占める外国人教員等の割合を 34.0%以上に向上させる。

【中期目標 17】○研究環境の整備
研究リソースの集約化・一元管理を行い、医療分野のイノベーションを牽引するために研究機器等の共用化、学外共用の拡充を進め、計画的な整備や更新、安定的な維持管理を行うとともに、様々な研究分野の研究者の交流による研究の底上げを促し、研究力強化を進める。

【中期計画 25】○研究環境の整備に関する計画
学内に点在する機器・試料・施設等の各種リソースを統合研究機構へ集約化し一元管理体制を整備するとともに、資金とスペースの有効的活用の支援を行うなど平成 30 年度までに湯島・駿河台・国府台地区の総合的かつ有機的な研究環境整備を促進する。

ポイント	✔ 学内機器・試料・施設等の各種リソースの一元管理体制整備 ✔ 資金とスペースの有効的活用の支援 ✔ 平成 30 年度までに湯島・駿河台・国府台地区の総合的かつ有機的な研究環境整備促進

（実施状況）
全学的に総合的かつ有機的な研究環境整備として、以下の取組を実施した。
学内に点在する共同利用可能な研究設備の集約化とマネジメントの構築（学内研究環境の整備）、医療系総合大学として医薬品や医療機器の開発のための文京区内の国立・私立大学との設備共有化ネットワークの形成、さらには、民間企業と協同した、卓越した研究成果の迅速な事業化や実用化を目的として、医歯学研究支援センターを改組し、学内研究支援部門の基盤組織として、「リサーチコアセンター」を平成 29 年度に統合研究機構の下に設置した。同センターでは、資金とスペースの有効的活用を目的として、共有機器の利用状況に応じた利用料金及び受託解析料金の新設等の改定を行った。また、同センターの実験室を使用する学内研究者の使用頻度、実験スペース等を把握し、各研究者に対するスペースの再配置・整理を行った。これらの取組により、平成 29 年度の学内利用者は、同センター設立以前と比較して 11%、受託解析数は 56%増加したほか、若手研究者が使用できるスペース（367 ㎡）を捻出することができた。
また、文京区内の四大学（順天堂大学、お茶の水女子大学、東京大学大学院薬学研究科及び本学）間で構築した「文教地区大学ネットワーク」での機器共同利用及び文京区内企業による本学リサーチコアセンター機器利用の促進に加えて、都内に居住するベンチャー企業等による本学所有機器の共同利用促進を目的として、平成 30 年７月から３回に渡って東京都政策企画局との意見交換を行い、令和元年度からの協定締結に向けて取り組んだ。

（実施状況の判定）Ⅲ

（令和元年～令和３年度の見通し・予定）
統合研究機構において、機器・試料・施設等の一元管理体制の効果等について検証を行い、その結果に基づいた改善策を実施する。
また、資金とスペースの有効的活用の支援を継続することにより、全学的に総合的かつ有機的な研究環境整備を引き続き促進する。

【中期目標 18】○研究者支援
若手研究者、女性研究者および外国人研究者が能力を最大限に発揮できるよう、自立的な研究環境、子育て等のライフイベントおよびワークライフバランスに配慮した研究環境および国際化を促す研究環境の整備・支援を積極的に行う。

【中期計画 26】○研究者支援に関する計画
評価に基づいた研究者へのインセンティブを強化するとともに、学長のリーダーシップのもと、学長裁量経費の戦略的配分等により若手研究者の研究を支援する。
また、言語支援・生活支援等を継続、拡大することにより外国人留学生の増加を図り、優秀な留学生を特任教員等で採用するとともに、外国人研究者を含む若手研究者等を総合的に支援する次世代研究者育成ユニットを新設し、研究者等が高度な研究に専念でき、その能力を発揮できる環境を整備する。さらに、研究支援員等の配置や病児保育およびワーキングシェアの導入によって、研究と出産・子育て・介護などのライフイベントとのバランスを配慮した女性研究者が活躍できる環境作りを行う。

ポイント	✔ 評価に基づいた研究者へのインセンティブ強化 ✔ 学長裁量経費の戦略的配分等による若手研究者の研究支援 ✔ 外国人留学生の増加を図り、優秀な留学生の教員採用 ✔ 研究者等が高度な研究に専念でき、その能力を発揮できる環境の整備（次世代研究者育成ユニット新設） ✔ 研究とライフイベントとのバランスを配慮した女性研究者が活躍できる環境作り

（実施状況）
若手研究者の研究活動、研究力強化推進等を目的として、「学長裁量優秀若手研究者奨励賞」を設けており、学内公募・選考を経て、若手研究者に対して学長裁量経費による支援を行った。支援を受けた若手研究者が翌年の科研費に採択される（平成 28 年度：11 名、平成 29 年度：７名、平成 30 年度：９名）など、同取組は着実な成果をあげている。また、本学の研究の活性化を目的として、多くの外部資金を獲得し、今後優れた研究成果が期待される研究者に対してインセンティブを付与する「研究特別手当」制度を平成 26 年度から実施しており、毎年 2,000 万円程度の支援を行っている。また、毎年の業績評価を一定程度給与に反映させる取組も行っている。さらに、URA 室及び若手研究者が主体となった「湯島若手塾」を平成 29 年度から開始した。同塾は 40 歳以下の若手研究者を対象としており、英語による研究紹介等で互いに切磋琢磨するとともに、研究を進めるうえでの課題や、その解決プロセス等について討論するもので、これにより若手研究者が求める情報を提供することができた。
統合国際機構に留学生支援チームを設置し、留学生への日本語教育及び奨学金やチューター等に関するサポートを行うなど、留学生の増加に資する取組を実施したほか、優秀な留学生を特任教員等で採用するシステムについて検討を行った（詳細については、「P37 中期目標 16 中期計画 24」に記載）。さらに、平成 30 年度からは「次世代研究者育成ユニット」を発足させ、外国人研究者を含む若手研究者等の継続的な育成と重点分野の研究力の強化・促進を推進した。平成 30 年度は第一期生として、平成 29 年度の学長裁量優秀若手研究者奨励賞の受賞者から特に優秀な若手研究者４名を選抜し、学長裁量経費から研究助成金（総支援額：650 万円）を配分したほか、進捗状況報告会では、各部局から選出されたシニア研究者による評価及びアドバイスを行うなど、新領域研究の展開に向けて総合的な支援を行った。これらの支援の結果、第一期生においては４報の論文、３件のプレスリリースを発表することができた。
平成 29 年度には、文部科学省科学技術人材育成費補助事業「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（連携型）」において、関係の深い企業等の見学ツアーを実施し、若手研究

者や女性研究者等の研究活動を推進した。また、平成 30 年度には臨床に従事する妊娠中の教職員・全学生にマタニティ白衣等の無料貸出しを行ったほか、「ママ・パパ交流会」を開催し、育児に関する情報交換を行う機会を設けたことにより、育児についての精神的負担軽減を図った。さらに、女性教員の採用については、平成 28 年 10 月より配偶者同行休業制度を設け、優秀な女性教員等が、配偶者の海外転勤等に伴って止むを得ず退職せざるを得ない状況を改善し、学長が認める場合には、一定期間の休業の後、職務に復帰できる体制度を整えた。加えて、平成 29 年１月には、育児休業及び介護休業に関する法改正に伴い、本学の関係規則の改正を実施したが、介護休業の分割取得期間を１年とし、介護休暇及び子の看護休暇の取得単位を分単位から可能とするなど、法律を超える労働者に有利な改正を実施した。さらに、平成 30 年 10 月より、厚生労働省が推進する「短時間正社員制度」を基に、育児を理由とする場合は１日の勤務時間を減らす育児部分休業に加え、週の勤務日数を３日に減らすことを可能とし、育児以外を理由とする場合も、週３～４勤務とすることができる制度を設けた。これらの取組により、女性教員の比率が 24.3%（平成 28 年度）→25.2%（平成 29 年度）→25.7%（平成 30 年度）と増加するなどの成果があった。

（実施状況の判定）Ⅲ

（令和元年～令和３年度の見通し・予定）

若手研究者支援及び基盤的研究の底上げのため、研究評価に基づくインセンティブを強化し、学長裁量経費による戦略的配分等の取組を行う。

また、言語支援・生活支援等の継続・拡大により外国人留学生の増加を図るとともに、採用手続書類の英文化を進め、外国人等教員比率を向上させる。

さらに、次世代研究者育成ユニットを中心として、外国人研究者を含むトップ若手の研究者の支援を継続し、引き続き若手研究者を育成する。

ワークライフバランスの推進に資する取組は今後も継続し、ワーキングシェア制度等、ライフイベントを経ても能力を発揮できる環境の整備を推進するとともに、再任審査の進め方や既存の制度を見直してライフイベントに対応しやすい体制を整えることで、女性教員比率を向上させる。

【中期目標 19】○知的財産の創出等と社会への還元体制の充実
最先端基礎研究、臨床研究およびトランスレーショナル研究を促進することで、質の高い知的財産シーズを創出するとともに、そのシーズを迅速に社会へ還元し、社会貢献を行う体制を構築する。

【中期計画 27】○知的財産の創出等と社会への還元体制の充実に関する計画
新たに構築した産学連携指標に基づいて、知的財産戦略を構築するとともに、産学連携研究センターを中心として、知的財産を活用して総額 5,000 万円以上の大型外部資金の獲得を目指す。また、バイオバンク事業を通して、世界最高水準の産学官疾患オミックス研究を推進し、知的財産を創出するほか、有体物移転契約（MTA）をより一層活用して、外部機関との円滑な研究協力並びに、実用化による社会への利益還元を積極的に行う。これらの取組を通じて、特許使用料、MTA 収入を増加させる。

ポイント	✔ 新たに構築した産学連携指標に基づく知的財産戦略の構築 ✔ 知的財産を活用した総額 5,000 万円以上の大型外部資金の獲得 ✔ 世界最高水準の産学官疾患オミックス研究の推進による知的財産の創出 ✔ 有体物移転契約（MTA）を活用した外部機関との円滑な研究協力、実用化による社会への利益還元 ✔ 特許使用料、MTA 収入の増加

（実施状況）
産学連携評価指標に基づく実施状況調査を平成 27 年度から実施しているが、その結果本学における特許活用率の低さが明らかとなったため、知的財産評価会議に外部委員を交え、研究者の観点だけでなく、事業化や知財の観点からも評価できる体制を構築し、出願する案件を厳選する体制に転換した。また、平成 29 年度からは、経済産業省「産学連携機能強化に向けた大学の IR、KPI の在り方に関する調査」の試行的設計を本学で実施し、産学連携を推進するための定量的な指標として必要な KPI を策定し、当該 KPI を達成する IR の在り方について検討を行った。
大型外部資金の獲得に関しては、平成 30 年度に発足させた「TMDU オープンイノベーション制度」により、学内に有する多様なリソースや英知を結集して社会的解決に取り組んだ（詳細については P36「中期目標 15 中期計画 23」に記載）。
また、平成 30 年度には口腔内細菌叢と歯周病・生活習慣病マイクロバイオーム解析を目的として、歯学部附属病院における唾液バイオバンクシステムを整備するとともに、唾液由来核酸試料の利活用に向けて、口腔がん、歯科心身症、歯科領域気象疾患患者等の生体試料のバンキングを継続した。加えて、バイオリソースの利活用促進に向け、医療系商社と協働し、製薬企業を中心とした学外へのサンプル提供のための体制確立を目指して検討を進めた。
MTA に関しては、適切な活用を推進するため、平成 28 年度に日本語及び英語に対応したデータベースを構築し、運用を開始した。
これらの取組の結果、特許使用料及び MTA 収入は、平成 28 年度：4,269 万円→平成 29 年度：3,141 万円→平成 30 年度：4,147 万円と推移した。

（実施状況の判定）Ⅲ

（令和元年～令和３年度の見通し・予定）
産学連携指標に基づき構築した知的財産戦略の効果について検証するとともに、検証結果及び蓄積された産学連携指標に基づき、第４期中期目標期間に向けた知的財産戦略を構築する。
また、重点研究分野の知財戦略及び保有知財の活用戦略をさらにブラッシュアップしなが

ら、確実にマネタリー化が行える活動を目指し、5,000 万円以上の大型外部資金の獲得を目指す。そのために、オープンイノベーション機構にて、オープンイノベーション共創制度（民間企業と本学の組織間連携）を増強し、産学連携プロジェクトを推進するための産学連携研究拠点を整備する。

さらに、バイオバンク間ネットワークの構築に向けて、国内外のバイオバンク運営者との協働に取り組むほか、令和２年度に M&D データ科学センターを設置して、臨床情報とゲノム情報をデータサイエンスの観点でデータシェアリングすることで、学内のセンターや両附属病院と連携し、臨床情報やゲノム情報等の保管システムの整備を充実させる。

こうした取組を通じて、特許使用料及び MTA 収入を増加させる。

【中期計画 28】
リサーチアドミニストレーターの活用により、医療イノベーション推進センターを中核として、シーズ探索から研究成果の実用化まで一気通貫型の支援を行い、大学発イノベーションを創出するとともに、全国の医学系大学との協力体制を強化し、効率的な社会還元を行う。

ポイント	✔ シーズ探索から研究成果の実用化まで一気通貫型の支援 ✔ 大学発イノベーションの創出 ✔ 全国の医学系大学との協力体制強化

（実施状況）
医療イノベーション推進センターの取組として、平成 28 年度から継続して、企業や企業からの申し出に関する様々な協議等に参加し、情報収集や今後の連携、実用化に向けた助言と指導を行った結果、学外機関と連携した医師主導治験を４件開始することができた。また、研究データをマネジメントするシステム（eACReSS）を運用し、研究者を支援するとともに、平成 30 年度からは、臨床研究や治験のマネジメント経験を有する URA を新規に雇用し、研究計画策定の早期から研究費獲得、研究開始までを継続的に支援する体制を強化した。
また、平成 30 年度に文部科学省の支援施策である「平成 30 年度オープンイノベーション機構の整備事業」に採択されたことを受け、新しい医療技術や治療法の研究開発を促進し、その成果を確実かつ効率的に社会実装し続けることを目的として、同年にオープンイノベーション機構を設置した。同機構は、大型産学連携プロジェクト創出・推進するための体制整備とその実行をミッションとしており、機構内に企業経験者を配置したクリエイティブマネジメントチームを設置することで、本学における知的資産の社会実装化をより一層推進した。
加えて、関東甲信越８国立大学病院と連携して展開する「大学病院臨床試験アライアンス」にて、知財取得と実用化を目指すシーズに対して資金及び研究推進の支援を行う事業の仲介と調整等を行った。また、平成 29 年度には、AMED の「シーズマッチングシステム」の企画や制度設計に協働で取り組み、本学及び本学が幹事を務める「医療系産学連携ネットワーク協議会（medU-net）の会員大学とも連携しながら、効率的な社会還元システムの在り方を議論した。

（実施状況の判定）Ⅲ

（令和元年～令和３年度の見通し・予定）
イノベーション推進本部が本学の全ての研究の実用化フェーズを一括して把握し、調整できる体制を確立する。また、イノベーション推進本部とオープンイノベーション機構が連携し、大学が保有するシーズを探索して企業ニーズとのマッチングを図り、製品や技術等の知財を導出し社会に発信する。

【中期目標 20】○研究の質の向上システム
研究者の自己評価に加え、研究情報データベースをもとにした研究業績の分析によって客観性を持った評価を行うことで、研究の質の向上を推進する。

【中期計画 29】○研究の質の向上システムに関する計画
研究情報データベースや IR 機能を活用して、国際的な研究者評価と国内における強みの分析を行うとともに、それらの評価に基づいた人員、研究費、研究スペースの重点化を行う。また、領域制を利用した分野協働、分野統合などによって大学としての研究の質の向上を推進する。

ポイント	✔ 国際的な研究者評価と国内における強みの分析 ✔ 評価に基づいた人員、研究費、研究スペースの重点化 ✔ 大学としての研究の質の向上推進

（実施状況）
本学の教員、研究者における公平・公正な評価と強みの分析を行うため、既存の教学、医療、研究それぞれの IR 機能を強化し、大学 IR システムの構築に向けて様々な取組を実施した。具体的には、連携データの拡張や連携項目の追加等により大学 IR システムを強化するとともに、教員評価 WEB システムを導入し、大学 IR システムのデータを抽出して教員個人評価の根拠資料として活用することを可能にした。
また、各部局における大学改革への取組状況や外部資金の獲得状況などを評価し、その評価に基づいて学長裁量経費から教育研究活性化経費として配分を行った。さらに、研究スペースを適切に配置するため、施設点検評価を実施し、各分野で使用しているスペースの面積について調査を行った。
さらに、平成 28 年度に領域制（詳細は P37「中期目標 16 中期計画 24」に記載）を導入し、領域内・領域間の共同研究により著しい成果が見込まれる基礎系の６領域に対して、学長裁量経費（4,700 万円）による予算の重点配分を行った。
その他、学内における分野・領域を超えた連携を推進し、歯学分野の研究力を強化するため、「最先端口腔科学研究推進プロジェクト」を平成 28 年度に始動させた。同プロジェクトは６つの研究ユニットからなり、分野間、基礎・臨床間の交流の活性化や、ユニット内での共同研究により、基礎・臨床歯科医学研究の向上を目的としている。平成 28 年度においてはキックオフシンポジウムを開催し、各ユニットの活動内容を周知したほか、学内外５名の評価委員による各ユニットの評価を実施し、その結果を学部長裁量経費の配分に反映させるなど、評価に基づいた研究費の重点化を行った。

（実施状況の判定）Ⅲ

（令和元年～令和３年度の見通し・予定）
令和元年度には学内の様々なデータ及び情報の調査、収集、分析等の IR 活動を行い、学長の戦略的な大学運営の意思決定、推進及び改善することを目的として IR 室を設置する。大学 IR システムの増強と利用に関する計画を策定し、それに基づき大学の強み・弱み等を把握するため、各システムとの情報連携を引き続き進めるとともに、データの分析・検証を行い、その結果を学内資源の最適化に反映させる。
また、領域制を利用した分野協働、分野統合などの取組による研究の質の向上について検証し、第４期中期目標期間のさらなる研究の質向上に向けた取組の構想を具体化する。

【中期目標 21】○産学連携体制の充実
透明性の高い産学連携のもとで、イノベーション創出型産学連携活動を推進し、その成果を先進医療として実施するための産学連携組織体制の整備を行う。

【中期計画 30】○産学連携体制の充実に関する計画
グローバルな産学連携研究を推進するため、国際的に通用する規則（生命倫理、利益相反など）を制定し、教職員への普及・定着を図るとともに、法令遵守、研究倫理遵守、利益相反マネジメントを一体化して管理するシステムを構築する。
また、先端医療を充実・促進するため、産学官との共同協力体制を強化し、附置研究所を含め全学レベルで、イノベーション創設のための研究戦略の策定を行うとともに、効果的な研究展開を支援するマネジメント体制についても併せて導入・整備する。

ポイント	✔ 国際的に通用する規則（生命倫理、利益相反など）の制定 ✔ 法令遵守、研究倫理遵守、利益相反マネジメントを一体化して管理するシステム構築 ✔ イノベーション創設のための研究戦略策定 ✔ 効果的な研究展開を支援するマネジメント体制についての導入・整備

（実施状況）
国際的に通用する研究環境整備の一環として、実験用マウスの飼育環境を国際的に認証されるレベルに引き上げた。また、遺伝子組換え実験や動物実験の審査を WEB 上で一体的に管理する画期的なシステムを構築し、運用を開始した。
適切なマネジメント体制の構築に向けて、平成 28 年度に全国の医学系大学を対象に、臨床研究利益相反マネジメントに係るアンケート調査及び事例収集を実施した。その結果を参考に、本学の利益相反マネジメント規則・ポリシーの見直しや、利益相反申告の WEB 化及び倫理申請との連携を行った。さらには、医学系大学から収集した事例をもとに、全国の大学の利益相反マネジメント事務局や委員向けのマニュアル･教材等を作成し､｢産学官連携リスクマネジメントモデル事業 利益相反マネジメント報告会及び実務者研修会｣を開催し、本学で構築したマネジメント体制を全国に普及させた。
また、産学官連携を推進するためのマネジメント機能として、オープンイノベーション制度のメニューの１つである「TMDU 戦略的共同研究制度」において、大型共同研究を円滑に推進し、適切な知的財産管理やリスクマネジメントを実施するための、プロジェクトマネジメント人材を配置する制度を平成 29 年度に新設した。
さらに、平成 30 年度には「文部科学省産学連携リスクマネジメントモデル事業（組織的な産学官連携リスクマネジメントについて）」に全国で唯一採択を受け、大学全体のリスクを俯瞰する手段としてリスクマップを作成するとともに、それを基にして産学官連携活動において優先的に対応すべき新たなリスクを特定・分析し、横断的にマネジメントを行うマネジメントモデルを策定した。同モデルについても、全国の大学等へ普及させるために、全国４箇所で研修会を開催し、我が国全体の産学官連携リスクマネジメント強化の推進に貢献した。

（実施状況の判定）Ⅲ

（令和元年～令和３年度の見通し・予定）
グローバルな産学連携研究を推進するための各種制度、産学連携に関わるリスクマネジメント体制について、見直しや検証を行い、さらなる改善策を実施する。
また、産学官の共同協力体制及びイノベーション創設のための研究戦略並びに効果的な研究展開を支援するマネジメント体制の効果等を検証し、第４期中期目標期間におけるさらなる拡充に向けた取組の構想を具体化する。

【中期目標 22】○共同利用・共同研究拠点
学内外の研究者、研究機関との交流・研究支援を推進し、学内外と連携して国際的に先駆的な難治疾患克服のための共同研究体制及び医歯工学融合分野の重点領域研究を推進する体制を確立して、医療系総合大学の機能強化の役割を果たすとともに、研究者コミュニティに貢献する。

【中期計画 31】○共同利用・共同研究拠点に関する計画
附置研究所を中核とした、医科学・生命科学・臨床医学に渡る国内外研究者との先端的難治疾患克服研究及び医歯工学融合分野の重点領域研究に係るネットワークを構築し、医療系総合大学機能を強化するとともに共同利用・共同研究拠点としての先導的役割を果たす。

ポイント	✔ 国内外研究者との先端的難治疾患克服研究及び医歯工学融合分野の重点領域研究に係るネットワーク構築 ✔ 医療系総合大学機能の強化 ✔ 共同利用・共同研究拠点としての先導的役割を果たす

（実施状況）

難治疾患研究所では、部門や分野の枠を超えた共同研究体制を構築し、難病研究のさらなる推進を図るため、平成 28 年度から「難病基盤・応用研究プロジェクト」を開始し、難治疾患の病因・病態を研究所内共同研究体制により解明している。

また、共同利用・共同研究拠点としては、ゲノム情報、臨床情報、生活習慣・環境情報等のビッグデータを活用して、附属病院における個別化医療に資する難治疾患研究リソースの拡充を目指し、平成 28 年度に疾患バイオリソースセンターと共同して両附属病院におけるバイオバンク体制を構築した。また、毎年度国内外において公募課題研究を募集し、所内教員との共同研究を実施しているほか、大学院教育研究支援実験施設を通じて、高度な研究技術支援サービスの提供や高度な研究機器の効率的な共同利用を行った。平成 29 年度に全学研究支援施設であるリサーチコアセンターが設立されてからは、長年にわたる研究支援のノウハウ及びその実績を提供することで、同センターの研究技術支援サービス及び共用機器の支援体制を構築し、円滑な運営に貢献した。さらに、九州大学生体防御医学研究所、徳島大学先端酵素医学研究所及び熊本大学発生医学研究所と連携し、「トランスオミクス医学研究拠点ネットワーク事業」を推進した。

生体材料工学研究所では、生体医歯工分野の先進的共同研究を推進し、我が国の生体材料、医療用デバイス、医療システムなどの実用化を促進する拠点形成を目指し、平成 28 年度から東京工業大学未来産業技術研究所、広島大学ナノデバイス・バイオ融合科学研究所及び静岡大学電子工学研究所と共に「生体医歯工学共同研究拠点」を発足させた。このことにより、４研究所間の共同研究が増加したことに加え、企業等の拠点外の研究者との臨床応用に向けた共同研究も増加した。

また、共同利用・共同研究拠点の活動にあたり、連携・協力を推進することにより、我が国の学術研究の基盤強化と新たな学術研究の展開に資することを目的として、本学の生体材料工学研究所を本部とする「生体医歯工学共同研究拠点」、東北大学の多元物質科学研究所を本部とする「物質・デバイス領域共同研究拠点」、広島大学の原爆放射線医科学研究所を本部とする「放射線災害・医科学研究拠点」の３拠点間で連携・協力の推進に係る協定書を平成 29 年度に締結し、新たなネットワークを構築した。

さらに、東北大学、東京工業大学、早稲田大学、名古屋大学、大阪大学との連携による「学際・国際的人材養成ライフイノベーションマテリアル創製共同研究プロジェクト」にも積極的に取り組んでおり、本学は生体医療・福祉材料分野関連研究を主導した。

加えて、難治疾患研究所と同様に、所内教員がリサーチコアセンターに参画し、関連機器

の講習会を開催するなど、円滑な運営に貢献した。

（実施状況の判定）Ⅲ

（令和元年～令和３年度の見通し・予定）

難治疾患研究所においては、附属病院におけるゲノム情報、臨床情報、生活習慣・環境情報等のビッグデータを活用した個別化医療の実現に向け、難治疾患研究リソースを利用し、ヒトゲノム情報と最先端解析技術を融合した難病克服のモデルシステム「次世代ゲノム医療」を立ち上げる。また、難治疾患研究リソースと共有機器等を活用して、共同利用・共同研究拠点として共同研究を促進するとともに、拠点の研究成果をトランスレーショナルリサーチへつなぐシーズの創出を一層推進する。

生体材料工学研究所においては、我が国唯一の生体材料工学研究拠点として、国内の優れた研究機関とのネットワークにより共同利用・共同研究拠点を形成し、先導的役割を果たす。特に、優れた国内研究機関との連携によりライフイノベーションマテリアル創製共同研究を進める。

３ 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標

【中期目標 23】〇社会との連携・社会貢献
社会に開かれた大学として、本学に求められる社会のニーズを組織的に分析し、医療系総合大学の特色を活かして社会ニーズに即した取組を推進することで、より一層積極的な社会連携・社会貢献を行う。

【中期計画 32】〇社会との連携・社会貢献に関する計画
企業や関係機関等とより円滑に連携できるよう学内の体制を整備し、連携企画の立案を組織的・恒常的に行うことで、社会との連携を強化する。また、時代の変化に対応した社会のニーズを組織的に調査、分析し、自治体や他の教育研究機関との連携も活用して、健康長寿医療等に関する市民講座など社会および地域のニーズに対応した公開講座や社会人の学び直しを目的としたプログラム等をさらに充実させ、積極的に実施する。

ポイント	✔ 企業や関係機関等との連携企画の立案 ✔ 時代の変化に対応した社会ニーズの調査、分析 ✔ 社会および地域のニーズに対応した公開講座や社会人の学び直しを目的としたプログラム等の充実

（実施状況）

公開講座については、大学主催のものや部局主催のものを平成 28 年度以前から実施しているが、時代の変化に対応し、社会のニーズを反映した講座を開催するため、特に大学主催のものに関しては、従来の公開講座企画室を解散し、企業や関係機関とも連携の取りやすい広報部を中心として企画・運営を行うこととした。広報部を中心とした広報戦略委員会で検討の結果、開催形式を再検討し、これまで公開講座を行ってきた医学部医学科、歯学部歯学科だけでなく、他学科や附置研究所からも講演者を選出することとした。これによって、より社会のニーズに合ったテーマの設定等が可能となった。

また、平成 27 年度に実施した医療体験セミナー「医科歯科大ジュニア医学教室」は小中学生を対象としていたが、学習レベルを統一化するため、平成 28 年度からは医学・歯学等の領域や医療関係の仕事に興味・関心を持つ、都内在住もしくは都内の中学校に在籍する中学生にターゲットを絞り、「中学生医療体験教室」に変更して実施することにした。同教室の応募者数は平成 28 年度 87 名→平成 29 年度 220 名→平成 30 年度 474 名と年々増加しており、終了後のアンケートでも高評価を得ている。

さらに、平成 30 年度より東京都が新たに実施した「大学研究者による事業提案制度」について、本学からは計３件の事業提案を行ったが、うち１件「けんこう子育て・とうきょう事業」が採択された。このように、本学の研究成果を活かした提案事業が東京都の施策に反映されることで、外部資金の獲得のみならず、社会との連携や社会貢献を推進することができた。

社会人の学び直しを目的としたプログラム等については、平成 29 年度から「データ関連人材育成プログラム」を開始しており、大学院生やポスドクのほか、連携機関（平成 30 年度 21 社、令和元年度 18 社）の企業人を対象として、ビッグデータ医療や AI 創薬をテーマとした講義・実習や、製薬企業や国立研究開発法人等での研修を行った（詳細は P12「中期目標６ 中期計画６」に記載）。

また、国内の大学病院内で経営に貢献できる人材が不足しているという問題を受け、文部科学省「課題解決型高度医療人材養成プラン」の採択事業である「大学病院経営人材養成プラン」を平成 30 年度から実施した。同事業は、医師や医療従事者、事務職等を対象としており、本学の大学院医歯学総合研究科修士課程医歯理工学専攻医療管理政策学（MMA）コースの経営学、病院管理学等の大学院の授業科目と、ケーススタディによる演習を組み合わせた実践的で実効性の高い人材養成プログラムを実施することで、即戦力となる病院経営人材を育

成することを目指している。

（実施状況の判定）Ⅲ

（令和元年～令和３年度の見通し・予定）

地域貢献・社会貢献活動の一環として、医療系総合大学としての特色を活かした健康長寿医療等に関する公開講座や、医学・医療を身近に感じてもらうための小中学生向けセミナー等を合計 10 回以上実施し、本学における教育・研究・診療活動の成果を社会に向けてわかりやすく発信する。

また、他大学等の公開講座の内容や社会および地域のニーズの調査をもとに、内容を充実させた新たな公開講座等を企画する。

【中期計画 33】
民間企業等からの人材を特別大学院生、共同研究者として受け入れ、医療現場、医歯学研究現場におけるシーズ・ニーズマッチングできる体制を整備し、社会において即戦力として通用する人材育成プログラムのステークホルダーとして活用する。また、東京オリンピック・パラリンピックを視野に入れ、スポーツ医歯学およびスポーツサイエンス研究の成果を踏まえ、トップアスリートを指導・支援する理学療法士等を対象に教育プログラムを実施するとともに、研究の成果をシンポジウムやセミナーを通じて広く地域に還元する。

ポイント	✔ 医療現場、医歯学研究現場におけるシーズ・ニーズマッチングできる体制の整備 ✔ トップアスリートを指導・支援する理学療法士等を対象とした教育プログラムの実施 ✔ 研究成果の地域還元

（実施状況）
民間企業との包括連携制度やジョイントリサーチ講座等の産学連携活動を増強するため、平成 28 年度には産学連携研究センターの URA 等が窓口となり、大手製薬企業をはじめ医療分野への新規参入を目指している企業に対して TMDU オープンイノベーション制度の周知を行った。また、平成 29 年度からは、包括連携制度を拡充し、当該制度の開始に向け準備を行うとともに、ソニー株式会社から２名の特別研究生を受け入れた。また、平成 30 年度からは当該制度を開始し、東証一部上場企業から選定した 454 社に対してパンフレットの送付を行うなど、広報活動を開始した。
さらに、学内のシーズ・ニーズを全学的に把握するため、実用化に直結する知財を多く保有している生体材料工学研究所を中心として、医療イノベーションセミナーの開催や、医歯工連携拠点事業に基づく臨床研究計画の策定支援を行った。加えて、平成 30 年度からは、学内の各研究分野へのヒアリングを実施し、社会ニーズ等と合致可能性のある産学連携展開シーズ・ニーズ候補をすくい上げ、オープンイノベーション体制の構築活動を行った。平成 30 年度までに 179 分野中 64 分野へのヒアリングが完了しており、そのうち４件のシーズを社会実装に向けて企業へアプローチした。
また、東京オリンピック・パラリンピック 2020 に向けて、アスリートの競技力向上や外傷・障害予防等に関する研究成果・知見を、医療従事者や研究者、スポーツに関わる専門職等に広く発信するため、TMDU Sports Medicine Symposium を開催した（参加者：平成 28 年度 135 名、平成 29 年度 183 名、平成 30 年度 129 名）。さらに、学外から講師を招聘し、理学療法士、トレーナー、医師、スポーツ関連研究者を対象とした教育プログラムを毎年実施したほか、東京オリンピック・パラリンピック 2020 等の強化選手 276 名に対する治療を強化し、医師・理学療法士・トレーナーによるトータルケアを実践した。

（実施状況の判定）Ⅲ

（令和元年～令和３年度の見通し・予定）
TMDU オープンイノベーション制度に基づき、継続して民間企業からの人材を特別大学院生、共同研究者として受け入れる。また、当該制度による人材育成プログラムのステークホルダーとしての活用状況の総括を行うとともに、さらなる充実・改善策を策定する。
東京オリンピック・パラリンピックに向けて確立したトップアスリートを対象としたスポーツ医歯学診療体制を、一般のスポーツ選手も含めて対象とする体制へと発展させる。さらに、理学療法士、トレーナー、医師、スポーツ関連研究者向け教育プログラムの継続的な実施に向けて、運用体制を整えるとともに、単位化に向けてカリキュラムの整備を検討する。
その他、東京オリンピック・パラリンピックから得られた経験や成果に関するシンポジウムを開催する。

４ その他の目標

（Ｉ）グローバル化に関する目標

【中期目標 24】○大学の特性や強みを生かした国際通用性の向上
学長のリーダーシップの下、統合教育機構や統合国際機構などを活用して、我が国の医歯学教育の向上に資する国際水準を超える医歯学教育モデルを構築するとともに、その実践としての国際化医療教育を推進する。

【中期計画 34】○大学の特性や強みを生かした国際通用性の向上に関する計画
IR 機能を強化し、客観的な国際化指標を開発することで、データに基づく国際水準との比較を可能とする。それに基づいて国際水準を超えるカリキュラムを構築し、さらに、本学の教育研究成果を社会に発信する。

ポイント	✔ 医歯学教育に関する客観的な国際化指標の開発 ✔ 国際水準を超えるカリキュラム構築 ✔ 本学の教育研究成果を社会に発信

（実施状況）

カリキュラムの評価項目として「学習環境」に着目し、本学の学習環境評価においては、英国・カナダ・タイ・中国・マレーシアなど、世界中で広く使用されている DREEM(Dundee Ready Education Environment Measure)質問票を用いて、学部学生を対象に学習環境の評価を行った。評価結果については国立、公立、私立の国内５大学（本学、札幌医科大学、東京医科大学、東邦大学、近畿大学）において共同研究を進めており、客観的な国際化指標の開発に向けた取組を行った。

また、平成２５年度より学士課程で導入している、将来の医療・医学におけるリーダーを養成する選抜制の少人数プログラム「HSLP（Health Sciences Leadership Program)」については、正規のコースに参加する時間を確保できない学生を対象とした「Associate Membership（准メンバー）制度」を平成 28 年度より新たに導入し、随時加入を可能としたほか、大学院版である、「大学院版 HSLP（G-HSLP)」を大学院共通科目として開設し、平成２９年度から授業を開講した。

医学部医学科においては、平成 25 年度に医学教育分野別評価を受審しているが、平成 29 年度において日本医学教育評価機構から改善状況の報告を求められたため、統合教育機構が現在取り組んでいる教学 IR に基づく質改善サイクルや教養教育とのシームレスなカリキュラム、アクティブラーニング等の改善状況について報告した。その結果、平成 29 年４月付けで本学の医学教育は評価基準に適合していることが認定された。

歯学部歯学科においては、平成 28 年 10 月に文部科学省補助金「歯学教育認証制度等の実施に関する調査研究」事業の「歯学教育認証評価」トライアルを受審した。評価者からは、コンピテンシーの設定をはじめとして、医療系大学の特色を活かした医歯学融合教育の取組、研究室配属による研究マインド涵養の取組、臨床実習終了時の臨床技能達成度確認試験の取組など、国内 29 歯科大学の模範として、診療参加型臨床実習を看板に掲げる本学歯学科の質改善に向けた不断の努力が高く評価された。また、歯科医師国家試験の合格率について、高い水準を維持している点についても優れた点として評価された。

その他、特色ある本学の教育・研究・医療等に関する活動についてわかりやすく国内外にアピールすることにより、諸活動の社会への還元と本学の知名度の向上に資するため、広報誌や Facebook、プレスリリース、記者懇談会等を通じて本学の特色や最新の研究成果、国際拠点の活動等を国内外に向けて積極的に情報発信した。

（実施状況の判定）Ⅲ

（令和元年～令和３年度の見通し・予定）

カリキュラムの質に関する機関間比較を可能とする客観的な尺度について、評価・改善を行う。また、それらに基づき策定するカリキュラム修正案を実行する。

さらに、国際感覚・国際競争力に優れた人材育成カリキュラム及び海外留学派遣前教育の提供等グローバル教育の取組を推進する。

本学の教育研究成果を広く社会へ発信するための広報誌、プレスリリース、ホームページによる国内外へのアウトリーチ活動について、分析を行い、見直しを検討した上で充実させる。特にプレスリリースに関しては、リリース件数を平成 27 年度比で 130%程度を維持しながらより内容の充実を図り、効果的なリリース方法を検討する。

【中期計画 35】
海外からの医療人研修体制を充実し、受入数を増加させる。また、外国人患者受入体制を整備し、外国人患者への高度専門医療の提供を進めるとともに、海外拠点における大腸がんスクリーニング等の医療協力活動および人材育成を海外拠点の周辺国支援に繋ぐ。

ポイント	✔ 海外からの医療人研修体制の充実、受入数増加 ✔ 外国人患者受入体制の整備 ✔ 海外拠点における医療協力活動および人材育成を海外拠点の周辺国支援に繋ぐ

（実施状況）

医学部附属病院において、海外からの医療人研修として「低侵襲手技研修」を行っている。歯学部附属病院においては、平成 29 年度より新たに、本学の先端的な歯科医療・歯学教育・研究を学ぶことができる「国際 FD コース」を開始したほか、平成 29 年度からは、中国における医療の充実、さらに健康に関する意識の向上に寄与することを目的として、「中国からの歯科医師研修」を開始した。それぞれの研修受入数については、表１のとおり、平成 27 年度の実績と比較して平成 30 年度は 17 倍に増加している。

外国人患者に安全安心な医療を提供するため、平成 30 年４月、医学部附属病院に国際医療部を設置した。国際医療部では、米国医師免許及び米国家庭医療専門医の資格を有する教員を兼任配置したほか外国人受入れに精通した教員を採用し、訪日観光客や日本に中・長期滞在する留学生及び外国人労働者等を患者として受入れ可能な体制を拡充した。

具体的な取組として、院内文書や表示の多言語化、ビデオ通訳タブレットの導入等による医療通訳体制の整備、日本の健康保険証を有さない患者の未収金対策や医学部附属病院、歯学部附属病院で使用する文書英語化など、外国人患者受入れ体制の整備を行うことで、病院スタッフの業務負担を軽減した。また、メディカルツーリズム支援体制を構築するために、メディカルツーリズム支援企業と連携を取り、長寿・健康人生推進センターにおける中国人患者の受入れを開始した。これにより、平成 30 年度においては、同センターで健診者 35 名、セカンドオピニオン外来受診患者７名、入院患者２名の受入れを実現させ、メディカルツーリズムによる収入は平成 29 年度と比較して約 4,450 万円の増収となった(外来・入院約 2,700 万円、人間ドック約 1,750 万円)。

その他、チリ拠点において、第２期中期目標期間よりチリの保健省と協力して「大腸癌の早期発見のため大腸癌早期診断プロジェクト（PRENEC)」を推進しており、第３期中期目標期間においても引き続き、チリの３都市において免疫学的便潜血反応検査（iFOBT）を用いた大腸癌検診プログラムを実施した。平成 29 年度からは、別の３都市でも新たに PRENEC を開始し、計６都市となったほか、パラグアイやボリビアとの間に、PRENEC のパイロット・プロジェクトへ参加する協定を締結した。

加えて、チリ拠点教員が各所で講演・講習会を行い、チリ及び周辺国での医療協力活動及び人材育成の支援を行った。

表１：海外からの医療人研修受入数

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
医学部附属病院	海外からの低侵襲手技研修	2	4	4	5
歯学部附属病院	国際 FD コース	－	－	16	14
	中国からの歯科医師研修	－	－	15	15
計		2	4	35	34

（実施状況の判定）Ⅳ

（令和元年～令和３年度の見通し・予定）

引き続き海外からの医療人研修体制を充実させ、受入数を増加させる。

国際医療部を中心として、居住外国人および旅行外国人患者の受け入れ体制を拡充する。特に、東京オリンピック・パラリンピックが開催されるため、開催期間中に即応できる体制を整備する。

チリ拠点における PRENEC を継続し、引き続きチリ国及び周辺国への医療協力活動および人材育成を行う。

【中期目標 25】○国際水準の教育研究の展開
国際化に対応した教育研究体制の樹立のため、学長のリーダーシップの下、統合教育機構や統合国際機構などを活用して、学内環境の整備を行うとともに、国内外の優秀な学生や教員を集め、国内外の教育研究機関との交流規模を拡大し、国際通用性の高い人材を育成することにより国際的認知度向上を図り、世界大学ランキングの医学分野ランキングをトップ 100 まで向上させる。

【中期計画 36】○国際水準の教育研究の展開に関する計画
グローバルヘルス推進人材育成等に係る取組を推進し、留学支援・留学生支援を継続・拡大することにより、卒業生(学士)に占める海外経験者の割合を平成 33 年度までに医学科 46.0%、歯学科 36.0%、保健衛生学科 20.0%まで引き上げるとともに、全大学院生に占める外国人留学生の割合を平成 33 年度までに 22.0%まで引き上げる。
また、国際標準を用いた外部認証評価受審を進めるなど国際通用性を意識した教育プログラムの質保証を推進する。(戦略性が高く意欲的な計画)

ポイント	✔ 留学支援・留学生支援を継続・拡大 ✔ 卒業生(学士)に占める海外経験者の割合を平成 33 年度（令和３年度）までに医学科 46.0%、歯学科 36.0%、保健衛生学科 20.0%まで引き上げる ✔ 全大学院生に占める外国人留学生の割合を平成 33 年度（令和３年度）までに 22.0%まで引き上げる ✔ 国際通用性を意識した教育プログラムの質保証推進

（実施状況）
留学支援のため、統合教育機構内に統合国際機構の教員もメンバーに加えた「グローバル教育推進チーム」を設置した。同チームの主導により、平成 28 年度に海外派遣プログラムの担当者による「学生海外派遣者増数に関する打合せ」を学士課程及び大学院課程ごとに実施し、海外経験者数の目標を達成するための現状と課題を確認、共有した。また、本学の海外拠点の利用状況や留学前準備教育の取組、各種奨学金など、学生の国際流動性を向上させるために必要な情報、全学的な取組みや各学科のグッドプラクティスを共有し、方策を協議した。さらに、同チームでは、派遣学生に対して、各海外留学派遣プログラムに応じた海外留学派遣前教育の提供を行った（詳細は表２）。

表２：各種の海外留学派遣前教育

講義名称	対象者	参加者
ASSERT (Academic Skills for Successful Exchange Research sTudents)	医学科及び歯学科の４週間以上の海外研究留学派遣予定者（必須）	平成 28 年度：医学科 17 名、歯学科３名 平成 29 年度：医学科 20 名、保健衛生学研究科修士１名 平成 30 年度：医学科 23 名、歯学科５名
FOCUS (Fit for Overseas Clerkship opportUnitieS)	医学科海外臨床実習留学派遣予定者（必須）	平成 28 年度：医学科 17 名 平成 29 年度：医学科 18 名 平成 30 年度：医学科 20 名
BRIDgE (Be Ready for International Dental Externships)	歯学部海外研修派遣予定者（必須）	平成 28 年度：歯学科 20 名、口腔保健学科７名 平成 29 年度：歯学科 23 名、口腔保健学科１名 平成 30 年度：歯学科 15 名、口腔保健学科８名

Academic English Course	大学院生及び学部生の希望者	平成 28 年度：大学院生 43 名、学部学生 98 名 平成 29 年度：大学院生 38 名、学部学生 116 名 平成 30 年度：大学院生 36 名、学部学生 106 名

また、各学部学科において、協定締結校や本学海外教育研究拠点との学術・学生交流機会を活用し、より充実した海外留学経験の機会を学生へ拡大・拡充した。それにより、平成 30 年度における卒業生・修了生に占める海外経験者の割合は、学士課程で医学科 36%、歯学科 53%、保衛生学科 16%、口腔保健学科 63%となった。（大学院課程においては、全体で 24%（博士課程 33%、修士課程 11%）となった。）

外国人留学生確保のための対策を協議し、外国人留学生を対象とした日本語教育支援を行う「留学生支援チーム」を、統合国際機構内に設置した。同チームにより、留学生を対象にオリエンテーションの実施やチューターの委嘱、賠償保険情報の提供等を行った。

また、学内文書の英語化については、留学生の利便性向上や学内のグローバル環境推進のため、シラバスの英語化をはじめとした教務関係学内文書の英語化について統合国際機構と統合教育機構が連携し、実施した。留学生が渡日後に必要な手続きリストと説明書を和文・英文の両方で作成し、外国人留学生と指導教員に配布したほか、グローバル環境推進チーム（AGAT）において、留学生対象のアンケートを行い、学内文書の英語化に関するニーズを調査した。これらの取組により、平成 30 年度における大学院留学生数は、287 名、大学院生に占める留学生の割合については、18.6%となった。

（国際通用性を意識した教育プログラムの質保証推進に係る取組については、中期計画 34（P52）を参照のこと。）医学部医学科においては、平成 25 年度に医学教育分野別評価を受審しているが、平成 29 年度において日本医学教育評価機構から改善状況の報告を求められたため、統合教育機構が現在取り組んでいる教学 IR に基づく質改善サイクルや教養教育とのシームレスなカリキュラム、アクティブラーニング等の改善状況について報告した。その結果、平成 29 年４月付けで本学の医学教育は評価基準に適合していることが認定された。

歯学部歯学科においては、平成 28 年 10 月に「歯学教育認証評価」トライアルを受審した。評価者からは、コンピテンシーの設定をはじめとして、医療系大学の特色を活かした医歯学融合教育の取組、研究室配属による研究マインド涵養の取組、臨床実習終了時の臨床技能達成度確認試験の取組など、国内 29 歯科大学の模範として、診療参加型臨床実習を看板に掲げる本学歯学科の質改善に向けた不断の努力が高く評価された。また、歯科医師国家試験の合格率について、高い水準を維持している点についても優れた点として評価された。

（実施状況の判定）Ⅲ

（令和元年～令和３年度の見通し・予定）

留学支援・留学生支援のために必要な新たな環境・体制の整備について、更なる見直し・改善を行うほか、これまでの留学支援・留学生支援を継続し卒業生(学士)に占める海外経験者の割合を医学科 46%、歯学科 36%、保健衛生学科 20%以上の水準とするとともに、全大学院生に占める外国人留学生の割合を令和３年度までに 22%まで増加させる。

また、国際標準を用いた外部認証評価受審を進めるなど国際的に活躍できる人材育成を意識した教育プログラムの質保証を推進する。

【中期計画 37】
チリ大学、チュラロンコーン大学との間に、ジョイントディグリープログラムを開設・運営し、国際共同教育研究と人材育成を行うとともに、海外での研究機会を拡大する。
また、先端的国際共同研究を戦略的に推進し、外国人研究者の積極的な招聘を行う。
これらの取組と合わせて年俸制やテニュアトラック制の拡充を含む人事制度改革等を行い、全教員に占める外国人教員等（外国人および外国の大学で学位を取得した教員並びに外国で教育研究歴のある教員）の割合を平成 33 年度までに 34.0%まで引き上げる。（戦略性が高く意欲的な計画）

ポイント	✔ ジョイントディグリープログラムを開設・運営（チリ大学・チュラロンコーン大学） ✔ 先端的国際共同研究を戦略的に推進 ✔ 外国人研究者の積極的な招聘 ✔ 全教員に占める外国人教員等（外国人および外国の大学で学位を取得した教員並びに外国で教育研究歴のある教員）の割合を平成 33 年度（令和３年度）までに 34.0%まで引き上げる

（実施状況）
平成 28 年度より、ジョイントディグリープログラム（JDP）である「東京医科歯科大学・チリ大学国際連携医学系専攻」及び「東京医科歯科大学・チュラロンコーン大学国際連携歯学系専攻」を開設し、国際共同教育研究と人材育成を開始した。両専攻ともに、連携外国大学の教員と本学の教員を委員とする委員会を設置し、原則月１回テレビ会議を開催し、プログラムの運営について協議している。また、平成 29 年度には本学と連携外国大学が合同で自己点検・評価及び外部評価を実施したが、評価の結果、本プログラムがおおむね計画通りに実施され、適切に管理運営されていることが確認された。さらに、互いの大学の教員の能力向上と意識を共有するため、本学にて合同 FD 研修を両専攻で実施した。
上記のチリ大学、チュラロンコーン大学に続き、タイのマヒドン大学医学部シリラート病院との新たな JDP の開設に向け、平成 29 年度には学長と医療・国際交流担当理事がシリラート病院を訪問しただけでなく、マヒドン大学医学部長が来学し、それぞれの研究や提供できるプログラム等について情報共有・意見交換を行った。平成 29 年 11 月にはシリラート病院内に“TMDU-MU Partnership Siriraj Office”を開設し、両大学医学部の協働拠点を設置した。平成 30 年４月には統合国際機構に「JDP 推進部門」を設置し、同部門を中心に検討を加速させた結果、平成 31 年３月に文部科学省への設置申請に至った。
また、統合国際機構内の「国際交流協定チーム」を中心に部局と連携しながら協定締結に至るプロセスを支援する仕組みを整備しており、平成 28～平成 30 年度で新たに計 11 機関と国際協定を締結し、海外での研究機会を拡大させた。
外国人研究者の招聘については、各種セミナー・シンポジウム等により、毎年度トップクラスの外国人研究者を招聘した。
その他、外国人教員等の割合の向上に向けた取組については、教授公募は原則国際公募にて実施しているほか、採用手続書類の英文化を進めており、労働条件通知書の英語による発行も可能としている。さらに、外国人教員等を含めた大学全体の人事に係る方策を審議する機関として学長直属の「人事委員会」を平成 29 年度に新たに設置した。同委員会の下に、外国人教員等の増加方策について検討を行うワーキンググループ（WG）を設置した。WG では、優秀な留学生を修了後に特任教員等で雇用するためのシステム等について意見交換を行ったほか、外国人教員等の現状等を整理したうえで、今後の外国人教員等比率向上への取組に関して検討を重ね、人事委員会への答申をまとめた。
これらの取組により、平成 30 年度における全教員に占める外国人教員等の割合は 35.3%となっており、中期計画の目標値（34%）を達成した。

（実施状況の判定）Ⅳ

（令和元年～令和３年度の見通し・予定）

JDP の運営・実行について自己点検評価や外部評価等を実施し、カリキュラム等の改善に役立てるほか、新たな JDP 設置の検討・準備を継続する。

先端的国際共同研究を戦略的に推進し、外国人研究者の積極的な招聘を行う。

外国人教員等については、人事委員会を中心に割合向上に資する取組を行うことにより、外国人教員等の全教員に占める割合 34%以上を維持する。

【中期目標 26】○留学生・留学支援
留学生支援・留学支援を拡充させることにより、学生の国際流動性を高める。

【中期計画 38】○学生支援に関する計画
修士/博士課程における英語による授業科目割合の拡大（平成 33 年度 54.0%）、科目ナンバリングや、統合国際機構による留学生への支援強化（書類の完全英語化や対応窓口英語化による修学手続き支援等、研究支援、経済的支援、言語支援、日本の理解支援、生活支援、家族支援）など国際化に対応した教務/修学支援体制を樹立する。
また、留学生と日本人学生との交流機会について、学生主体の企画/運営組織を設立し、拡充する。

ポイント	✔ 修士/博士課程における英語による授業科目割合の拡大（平成 33 年度（令和３年度）54.0%） ✔ 国際化に対応した教務/修学支援体制の樹立 ✔ 学生主体の企画/運営組織を設立 ✔ 留学生と日本人学生との交流機会拡充

（実施状況）
大学院課程において、英語による授業で履修者に英語プレゼンテーションなどの指導を行う「大学院版 HSLP（G-HSLP）」を大学院共通科目として開設し、平成 29 年度から授業を開講したほか、平成 30 年度には、完全英語履修である「グローバルヘルスリーダー養成コース（修士課程）」、「国際社会人大学院コース（博士課程）」を開設した。それにより、平成 30 年度の大学院課程における英語による授業科目の割合は博士課程で 61.5%（平成 27 年度：28.3%）、修士課程で 66.2%（平成 27 年度：17.7%）となっており、中期計画の目標値（54%）を達成した。
科目ナンバリングについては、令和元年度から導入するための準備を整えた。これは、科目を履修する学生をはじめ、大学が提供している教育課程の内容に関心を持つ全ての人に教育課程の体系が容易に理解できるよう、科目間の関連や科目内容の難易度を表現する番号をつける仕組みである。
統合国際機構による留学生支援については、機構内に「Global Gateway」、「留学生支援チーム」及び「グローバル環境推進チーム（AGAT）」を設置し、留学生支援のために必要な体制を整備した。また、留学生を対象に、オリエンテーションの実施やチューターの委嘱、賠償保険情報の提供等を行っており、国際化に対応した教務・修学支援を実施した
その他、留学生と日本人学生の交流機会については、順天堂大学との国際交流イベント（夏祭り、節分など）を毎年度実施しているほか、留学生が出身地について日本語で発表し、英語と日本語で質疑応答を行う「世界 30 分めぐり」や、日本人学生と留学生、国内外の提携校学生との交流イベント「Discussion Café」を実施した。

（実施状況の判定）Ⅲ

（令和元年～令和３年度の見通し・予定）
修士・博士課程における英語による授業科目割合 54%以上を維持する。
科目ナンバリングについては大学院課程においても導入する。
留学生の支援強化など、国際化に対応した教務・修学支援体制の整備を拡充する。
統合国際機構を中心として、留学生と日本人学生との交流に係る各種取組を継続するとともに、実施した取組について、検証を行い、改善点を踏まえて実施する。

【中期計画 39】○留学支援に関する計画
学生（学士/修士/博士）の英語教育を充実させるとともに、学士課程においては、トップクラスの海外教育機関や海外拠点での多様な学習機会を創出・拡大する。修士・博士課程においても海外での活動機会を充実させることにより積極的な海外留学への動機づけを行い、国際プログラム等への参加・発表等の機会を増やし、学生の国際流動性を高める。
また、統合国際機構により、留学に関する教育支援・事務的支援・経済的支援を拡充するとともに、留学先に応じた適切な予防接種実施や健康/安全情報を提供するほか、全留学生の把握および情報共有/連絡のためのオンライン情報管理システムの構築など、留学中の危機管理体制を整備する。特に、国際的なリーダーを養成する観点から、大学院修了生については、国内外の連携研究機関や国際ネットワークを活用し、外国でのポスドクを含めた留学を組織的に支援する仕組みを構築する。

ポイント	✔ 学士課程：トップクラスの海外教育機関や海外拠点での多様な学習機会の創出・拡大 ✔ 修士・博士課程：海外での活動機会の充実 ✔ 留学に関する教育支援・事務的支援・経済的支援の拡充 ✔ 留学中の危機管理体制整備 ✔ 大学院修了生：外国でのポスドクを含めた留学を組織的に支援する仕組み構築

（実施状況）
全学部生・大学院生を対象に、さらなる英語力向上及び TOEFL スコアアップに向け、学生が自主的・継続的に受講できる「Academic English Course」を平成 28 年度より夏・春の２回開講している（参加者数はＰ56 表２を参照）。
学士課程においては、英語による教養科目の増加計画について、教養教育チームで検討を行い、毎年度、新規の英語授業科目を開講している。その結果、平成 28 年度には９科目であった英語による授業科目が、平成 30 年度は 18 科目になるなど、２倍に増加した。また、多様な学習機会を創出・拡大するため、各学部・学科において、協定締結校や本学海外教育研究拠点との学術・学生交流機会を活用し、より充実した海外留学経験の機会を学生へ拡大・拡充できるプログラムを新設した。具体的には、低学年学生を対象としたアジア圏提携教育機関への派遣プログラムの新設や、従来の参加型海外臨床実習に加えて、見学型海外臨床実習プログラムを新設したことが挙げられる。
修士・博士課程においては、英語による授業で履修者に英語プレゼンテーションなどの指導を行う、大学院共通科目「大学院版 HSLP（G-HSLP)」の開設や完全英語履修である「グローバルヘルスリーダー養成コース（修士課程)」、「国際社会人大学院コース（博士課程)」の開設など、英語による教育環境を充実させた。また、国際交流協定の締結（平成 28～平成 30 年度で新たに計 11 機関）など海外での活動機会を充実させた結果、海外の教育研究機関等において研究活動を行った大学院生は平成 27 年度の 22 名から平成 30 年度は 41 名に増加した。
留学に関する教育支援については、上記の「Academic English Course」のほか、派遣学生に対して、各海外留学派遣プログラムに応じた海外留学派遣前教育の提供を行った（詳細は P56 表２を参照のこと)。事務的支援については、海外に留学する学生を対象に、留学前の危機管理教育として説明会を年数回実施しており、健康・安全情報を提供するとともに留学先に応じた適切な予防接種を実施した。そのほか、外務省が発出する国・地域別の海外安全情報（危険情報及び感染症危険情報）に基づき、学生の海外渡航における安全管理指針の策定を行っている。同指針では、学生に、渡航前に外務省海外旅行登録として、３ヶ月未満の短期の場合は「たびレジ」への登録、長期の場合は「在留届」の提出を義務付けており、それにより全留学生の渡航日・渡航場所・緊急連絡先等を把握できるようになった。加えて、大学として民間の危機管理サービス（OSSMA：留学生危機管理サービス)に加盟し、学生にも加

入を義務付けており、渡航先での安否確認・生活支援を行うなど、留学中の危機管理体制を整備している。経済的支援については、外部奨学金（日本学生支援機構(JASSO)、トビタテ！留学 JAPAN、その他民間奨学金等）に関して情報提供を行っているほか、大学基金より、学生の海外派遣を推進するために平成 28～平成 30 年度の３年間で計 1,300 万円を支給した。

（実施状況の判定）Ⅲ

（令和元年～令和３年度の見通し・予定）

学士・修士・博士課程の英語による授業科目割合を拡大させるとともに、トップクラスの海外教育機関や海外拠点での多様な学習機会を創出・拡大する。さらに、引き続き海外拠点等を活用した学生の積極的な海外留学への動機づけを行い、国際プログラム等への参加・発表等の機会を増やすなど、学生の国際流動性を高める取組を実施する。

また、統合国際機構を中心として、既存の留学支援に係る取組について、検証を行い、改善点を踏まえて実施するなど留学に関する教育支援・事務的支援・経済的支援の拡充を行う。

さらに、留学先に応じた適切な予防接種や、健康・安全情報の提供を含めた健康管理指導等を行う機会を引き続き設ける。

その他、大学院修了生については、国内外の連携研究機関や国際ネットワークを活用して、外国でのポスドクを含めた留学を組織的に支援する仕組みの構築について一定の方針を策定する。

【中期目標 27】○病院運営の強化
高度で先進的な医療、歯科医療および先制医療を推進するため、管理運営体制等の見直しなどガバナンスを強化するとともに臨床指標や管理会計等による分析・評価を通じ一層の運営の効率化を行い、病院運営を強化する。

【中期計画 40】○病院運営の強化に関する計画
理事・病院長を中心としたガバンナンスを強化するため、診療体制も含めた管理運営体制および予算配分方法等の見直しを行う。また、クオリティ・マネジメント・センターを中心として臨床指標に基づき持続的に診療水準を向上させる。さらに、管理会計システム等による経営状況の詳細な分析・評価に基づき、より効率的な診療体制を構築し、経費の節減等を継続して行う。

ポイント	✔ 理事・病院長を中心としたガバナンスを強化 ✔ 管理運営体制および予算配分方法等の見直し ✔ 臨床指標に基づいた持続的な診療水準の向上 ✔ 効率的な診療体制の構築 ✔ 継続した経費節減

（実施状況）

医学部附属病院及び歯学部附属病院の連携をより一層強化し、病院運営のさらなる高度化及び効率化を行うことを目的として、平成 29 年４月に「統合診療機構」を設置した。同機構は、医療担当理事を機構長、両附属病院長を副機構長として組織されており、理事・病院長を中心としたガバンナンスを強化している。

また、院内の診療関連情報を集約し、医療の質保証と病院マネジメント改革のためのエビデンスの提供を行う「クオリティ・マネジメント・センター」において、医療の質全般に関する質評価指標（クオリティ・インディケーター：QI）の算出、医療安全関連 QI の算出、感染制御関連 QI の算出、経営の質に関する分析等を行い、その内容を各種委員会や会議、メールマガジン、電子カルテ内のホームページ等に提示し、周知を図った。さらに、診療部門を評価する指標として 2017 年に 35 診療科と協働して 90 の診療科指標を作成した。2018 年度は実際に指標の計測を開始し、その結果に応じた改善活動を各診療科が実施した。例として、標準化が不十分であった処置(検査や処方等)の標準化、抗菌薬や血液製剤使用の適正化、効率的な診療体制の構築などが挙げられる。

医学部附属病院においては、平成 28 年より、新システム「HOMAS2」において共通ルール原価計算が稼働し、従来の原価計算に加え、国立大学間でのベンチマークが可能となった。当該システムを用いたベンチマーク結果は、病院運営会議、医療戦略会議へ報告を行い、情報共有を図った。さらに、病院長ヒアリングにおいて、各診療科の主要な DPC 別の退院時期や診療単価等のベンチマーク結果を提示した。

歯学部附属病院においては平成 28 年度より、簡易版による部門別原価計算を定期的に実施しており、原価計算結果を毎月の歯病病院運営会議及び企画調整検討会議にて報告している。なお、結果の提示にあたっては、各診療科の結果のみではなく、歯学部附属病院全体の収支を入院外来別に算出し、院内全体を俯瞰できる資料として作成している。

このように、管理会計システムによる経営状況の詳細な分析・評価に基づき、より効率的な診療体制を構築しており、両附属病院の経費率（経常費用÷附属病院収益）は、第２期中期目標期間中には平均 110%であったところ、平成 28～2018 年度は平均 106%へ減少している。

（実施状況の判定）Ⅳ

（令和元年～令和３年度の見通し・予定）

医学部附属病院と歯学部附属病院との連携をより一層強化し、経営安定化を図る。

また、クオリティ・マネジメント・センターを中心として、継続的に両附属病院の医療の質をモニタリングし、PDCA サイクルに基づく質改善活動を発展させる。さらに、大学附属病院の Institutional Research (IR)部門としての機能の充実を図る。

加えて、引き続き両附属病院に係る新たな予算配分のもとで、両附属病院において予算（人件費、物件費）の執行管理を行うとともに、部門別原価計算を実施し、経営状況の詳細な分析・評価に基づき、より効率的な診療体制の構築や収益性の向上、経費節減等に資する取組を継続する。

【中期目標 28】○高度急性期医療機能及び地域医療の強化
高度急性期医療機能を担う病院機能を充実させるため、救命救急、難病、がんに対する医療並びに先端的歯科治療等をさらに充実させるとともに、自治体および医師会、歯科医師会、地域医療機関と連携し、地域医療の強化に貢献する。

【中期計画 41】○高度急性期医療機能及び地域医療の強化に関する計画
医学部附属病院においては、救命救急センター、難病治療部、がん診療連携拠点機能などの高度医療提供体制を維持するとともに、診療機能の更なる充実のため、病床再編や先端医療機器の整備充実を行う。歯学部附属病院においては、インプラント治療などの先端的歯科治療を充実させるための体制整備を行う。
また、自治体および医師会、歯科医師会、地域医療機関等との連携の強化を進め、自治体の医療計画に則して、先端医療および高度急性期機能を担う病院としての役割を果たし、地域包括ケア体制の構築に貢献する。

ポイント	✔ 医学部附属病院：高度医療提供体制の維持、病床再編や先端医療機器の整備充実 ✔ 歯学部附属病院：先端的歯科治療を充実させるための体制整備 ✔ 地域医療機関等との連携強化促進 ✔ 地域包括ケア体制の構築に貢献

（実施状況）
医学部附属病院においては、救命救急センター、難病治療部、がん診療連携拠点機能などの高度医療提供体制を維持しているが、診療機能の更なる充実のための病床再編として、平成 29 年度より「病棟クラスター化」を開始した。病棟クラスター化は、効率的な人員配置や機器の利用を目指し、これまで診療科単位で行ってきた病床管理から脱却し、各階の病棟を１クラスターと考え、関連のある診療科の病床を集約することで各階ごとに協力した病床管理を実施するものである。このような病棟クラスター化により、各フロアの共有病床を増やすと同時に、平成 28 年 12 月に新設した「入院支援室」（転院調整、緊急入院等に関する空床管理を行う）がクラスターを超えた共有病床を調整することで、より効率的な病床運用を行った。この結果、病床稼働率を高水準で維持しながら、平均在院日数を 10 日台まで短縮することができ、入院患者延数や入院稼働額の増加に貢献した。

項目名	2015（平成 27）年度	2016（平成 28）年度	2017（平成 29）年度	2018（平成 30）年度
病床稼働率 （総数）	89.09% （+0.92%）	86.73% （-2.36%）	89.22% （+2.49%）	86.60% （-2.62%）
平均在院日数 （一般病床）	11.8 （-0.71 日）	11.36 （-0.44 日）	11.41 （+0.05 日）	10.86 （-0.55 日）
新入院患者数 （総数）	18,670 （1,253 人）	18,694 （+24 人）	19,119 （+425 人）	19,440 （+321 人）
入院稼動額 （単位：円）	20,156,095,099 （+5.69%）	20,400369,905 （+1.21%）	21,028,084,981 （+3.08%）	21,357,656,116 （+1.57%）

また、先端医療機器の整備充実としては、病院長ヒアリングにおける各診療科からの購入希望をもとに計画を立て、ヒアリングで要望があった機器を、優先度が高いものから順に機器更新を行っている。さらに、低侵襲治療の実施及び高難度手術への対応等、診療・教育機能の充実を図るため、平成 29 年年度に手術支援ロボット「ダ・ヴィンチ」を導入した。
歯学部附属病院においては、各専門診療科で行っている治療を包括的に行い、高度で専門

的な歯科治療を効率的に提供することを目的として、平成 27 年 10 月に「先端歯科診療センター」を設置した。平成 28 年度にはセンターの各種医療機器を整備し、保険診療では行うことのできない、患者側のニーズに沿った医療を提供した。さらに、同センターを拡充する、診療スペースの改修等を行うため、平成 30 年度には改修工事を実施し、令和元年度のリニューアルに向けて準備を行った。

その他、紹介・逆紹介件数の多い医療機関から、紹介件数の増加に繋がりやすい本学近隣地域において連携しているクリニックを選出し、計画的に医療機関訪問を実施した。また、近隣における医療機関の連携会に参加し、複数の機関のクリニック等の関係者と現況についての意見交換等を行ったことで、連携医療機関は平成 30 年度時点で 20 機関となり、連携を強化できた。

（実施状況の判定）Ⅳ

（令和元年～令和３年度の見通し・予定）

医学部附属病院においては、引き続き救命救急センター、難病治療部、がん診療連携拠点機能などの高度医療提供体制を拡充するとともに、共有病床の配分等を再検討するため、入院支援室への調整依頼件数及び各クラスターにおける他クラスター患者の受入件数等の情報収集を行う。

歯学部附属病院においては、先端歯科診療センターのさらなる充実に向け、先進的な口腔機能検査項目の新規導入等の取組を行う。

また、両附属病院ともに安全で質の高い高度・先進医療を提供するため、先端的治療の充実に向けた設備整備（デジタルデンティストリー・医療機器整備等）を行う。

その他、医療機関訪問及び医療連携会への積極的な参加等により、自治体及び医師会、歯科医師会、地域の医療機関等との連携を深めて連携医療機関を増加させる。

【中期目標 29】○安全で良質な医療の提供（医療の質の向上）
エビデンスに基づく医療の質の向上を図るため、病院内外の評価に基づく医療の質的改善を行い、患者中心の安全・安心かつ質の高い全人的医療を提供する。

【中期計画 42】○安全で良質な医療の提供（医療の質の向上）に関する計画
クオリティ・マネジメント・センターを中心とした臨床指標に基づく診療の質向上の推進や外部評価を活用した改善を行うとともに、口腔外科、頭頸部外科、形成外科、放射線の各部門間の連携や周術期口腔ケア体制の強化をはじめとする医学部附属病院と歯学部附属病院との診療連携をさらに進展させ、安心・安全で良質な全人的医療を行う診療体制を充実させる。

ポイント	✔ 診療の質向上の推進、外部評価を活用した改善 ✔ 医学部附属病院と歯学部附属病院との診療連携の進展 ✔ 安心・安全で良質な全人的医療を行う診療体制の充実

（実施状況）

院内の診療関連情報を集約し、医療の質保証と病院マネジメント改革のためのエビデンスの提供を行う「クオリティ・マネジメント・センター」において、医療の質全般に関する質評価指標（クオリティ・インディケーター：QI）の算出、医療安全関連 QI の算出、感染制御関連 QI の算出、経営の質に関する分析等を行い、その内容を各種委員会や会議、メールマガジン、電子カルテ内のホームページ等に提示し、周知を図った。さらに、診療部門を評価する指標として 2017 年に 35 診療科と協働して 90 の診療科指標を作成した。2018 年度は実際に指標の計測を開始し、結果に応じた改善活動を各診療科が実施した。例として、標準化が不十分であった処置(検査や処方等)の標準化、抗菌薬や血液製剤適正使用の実施、効率的な診療体制の構築などが挙げられる。

先天性疾患や重度の顎変形症等の治療を行う歯学部附属病院の顎口腔変形疾患外来について、両附属病院の関連診療科の担当医が一堂に会したカンファレンスにおいて、当該外来にて治療を行う患者の治療方針等の検討を行うなど、有機的な医歯連携診療体制を確立した。また、歯学部附属病院の摂食嚥下リハビリテーション外来と医学部附属病院の脳卒中関連診療科との連携を強化し、脳卒中急性期における口腔機能回復への介入の実施と評価を行った結果、医学部附属病院より摂食嚥下リハビリテーション外来への口腔ケア依頼の件数が増加し、医科・歯科の特徴を踏まえた診療連携が強化された。

さらに、両附属病院に共通する病院運営の基盤的業務（医療安全、感染対策、医療情報、地域連携、教育研修、臨床試験）及び医療技術職（看護師、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、歯科衛生士、管理栄養士、歯科技工士）が担う業務について、統合診療機構の下に、両附属病院間の調整を行う担当者である「医歯連携推進担当者」を選出した。同担当者が月例の「医療戦略会議」にて各部門における現状の課題、目標及び目標達成のための計画等について報告することにより、両附属病院の情報を共有し、相互理解及び連携強化を推進した。

その他、医療安全管理部を中心として、全職員に対して医療の安全管理に関する研修等を行い、全職員の医療安全に対する認識の向上を図った。また、医療安全マニュアルについては、必要に応じて適宜改訂を行うとともに、インフォームド・コンセントマニュアルを新たに制定した。

（実施状況の判定）Ⅳ

（令和元年～令和３年度の見通し・予定）

引き続き、クオリティ・マネジメント・センターによる医療の質及び病院経営の視点に基づいたデータ分析やDPCデータ、各部門が保有する院内医療データ等を活用した分析等により、医療の質の可視化を継続するとともに、臨床指標に基づく診療の質向上の推進や、外部評価を活用した改善に資する取組を促進する。

両附属病院のさらなる診療連携等を実施し、安心・安全で質の高い全人的医療を行う診療体制を充実させるために、各部門間の連携による医療安全、感染対策等の質向上の取り組み、口腔がん領域の診療体制の強化及び周術期口腔機能管理等のマニュアル化等を進める。

その他、安全管理に関する研修会等の開催、医療安全マニュアルの見直しを定期的に行い、医療安全に関する病院職員の認識の徹底を継続する。

【中期目標 30】○臨床研究の推進と高度医療の開発
関連医療機関との連携体制を構築するなど臨床研究および治験の管理・推進体制をさらに充実させ、高度医療の開発と実践を進めるとともに、保険診療の枠にとらわれない先端医療の導入を進める。

【中期計画 43】○臨床研究の推進と高度医療の開発に関する計画
新規医薬品および新規医療材料等の医師主導治験や多施設共同臨床研究をさらに推進するため、管理体制、支援体制を臨床研究中核病院の水準にまで拡充するとともに、関連医療機関と臨床研究ネットワークを構築する。
また、医学部附属病院、歯学部附属病院、附置研究所、統合研究機構との連携により高度医療技術の研究開発を行い、臨床への応用を進めるとともに、保険診療の枠にとらわれない先端医療の導入を推進する。

ポイント	✔ 新規医薬品・医療材料等の医師主導治験や多施設共同臨床研究の推進 ✔ 管理体制、支援体制を臨床研究中核病院の水準に拡充 ✔ 関連医療機関と臨床研究ネットワークを構築 ✔ 各部局の連携による高度医療技術の研究開発、臨床応用 ✔ 保険診療の枠にとらわれない先端医療の導入推進

（実施状況）
本学の関連病院・連携病院等と共同して臨床研究・治験を推進するとともに、必要なインフラや専門スタッフを共有し、臨床試験の質と信頼性を担保することを目的に、連携医療機関との間に「TMDU 臨床研究ネットワーク」と命名したネットワーク体制を構築した。2019 年２月時点で 14 施設が参加しており、参加施設を対象に臨床研究に関する説明会・研修会を開催したほか、臨床研究セミナー・臨床研究に関する計画相談を実施するなど、ネットワーク事業の拡充を行った。
また、2018 年４月より、臨床試験に関する専門的な知識を持つ委員で構成され、公正な審査ができる委員会として厚生労働大臣の認定を受けた「東京医科歯科大学臨床研究審査委員会」を発足させた。同委員会は、医療イノベーション推進センター及び産学連携研究センター等と協力して、委員会運営体制及び手順書類の整備を行い、2018 年度で 15 件の審査を行った。
さらに、臨床研究の活性化及び臨床研究に関する情報共有の進展を目的として、「臨床研究マネージャー制度」を構築した。同制度は臨床研究の実施にあたり必要な事前審査を補助する臨床研究マネージャーを配置するもので、2017 年度にトライアルとして、臨床研究の実施件数が多い診療科 10 科から推薦を受けた 11 名を配置し、運用を開始した。2018 年度からは全診療科に拡大し、40 診療科に 41 名の臨床研究マネージャーを配置した。
その他、2017 年度より、統合診療機構長や統合研究機構長をはじめ、医療イノベーション推進センター長、医学部附属病院臨床試験管理センター副センター長等で構成された会議を定例的に開催してきたが、臨床研究に関する重要かつ迅速な決断を求められる事項が増加していることを踏まえ、臨床研究の推進や活性化、臨床研究支援体制の充実を目的として、2018 年４月に臨床研究協議会を設置した。同協議会には、厚生労働省、日本医療研究開発機構（AMED）、医薬品医療機器総合機構（PMDA）等へ本学から出向している教員にも参画を求め、臨床研究に関する意見交換を行うなど、臨床研究の活性化を図った。
平成 30 年度より、生物統計及び臨床疫学の講義・演習を通して臨床研究の基礎を指導し、本学の医師、歯科医師、コメディカルによる臨床研究論文（観察研究）の執筆を支援するため、英国の University College London（UCL）などで疫学研究を行っていた教員を新たに雇用し、臨床研究論文執筆コース（観察研究）をトライアル実施した（受講者５名）。平成 31 年１月から３月の３か月間にわたりトライアルを実施した結果、受講者５名とも臨床研究に

関する英語原著論文の完成に目途がつくなどの成果があった。

高度医療技術の研究開発、臨床応用については、再生医療研究センターで開発した半月板再生技術の実用化を進めるため、医療イノベーション推進センター及び医学部附属病院臨床試験センターと協働し、医師主導治験を実施した。なお、医師主導治験は、平成 28 年度２件、平成 29 年度１件、平成 30 年度５件と推移しており、平成 30 年度に大きく増加している。

保険診療の枠にとらわれない先端医療の導入推進については、高度で専門的な歯科治療を効率的に提供することを目的として、平成 27 年度に歯学部附属病院に設立した「先端歯科診療センター」が、保険診療では行うことのできない、患者側のニーズに沿った先端医療を提供するとともに、生命倫理研究センター、産学連携センター等と協力し、臨床研究等の倫理や手続き等を整備するなど、臨床試験や治験を行うための基盤整備を行った。

（実施状況の判定）Ⅳ

（令和元年～令和３年度の見通し・予定）

医学部附属病院においては、新規医薬品及び新規医療材料等の医師主導治験や多施設共同臨床研究の実施について、管理体制、支援体制面での臨床研究中核病院水準への拡充に向けた取組を継続する。また、臨床研究ネットワーク事務局を中心として、連携協定締結、連携事業を前年度よりも増加させるとともに、研究者及び倫理審査委員の教育、研究シーズの発掘等を行うなどの臨床研究ネットワークの活動拡充に向けた取組を行う。

歯学部附属病院においては、臨床治験を推進するほか、関連医療機関との臨床研究ネットワークの拡充に向けた取組を引き続き実施する。

その他、両附属病院、附置研究所、統合研究機構等の連携により高度医療技術の開発を行い、臨床への応用を進めるとともに、先端歯科診療センターの整備を実施し、センターの一画に臨床治験の検討スペースとして汎用性の高い居室を設ける。

【中期目標 31】○豊かな人間性を備えた医療人の育成
医療系の多職種の人材養成機能を有する医療系総合大学の特色を活かして職種別の専門性・機能性に応じた卒前教育を踏まえた教育・研修プログラムを整備し、豊かな人間性と高度な医療技術を兼備し、職種間で連携ができる社会的要請に応える実践的医療人の育成を推進する。

【中期計画 44】○豊かな人間性を備えた医療人の育成に関する計画
医学科、歯学科、保健衛生学科、口腔保健学科および医学部附属病院、歯学部附属病院の連携による卒前・卒後を通じた一体的な教育・研修プログラムを整備改善するとともに、職種間の連携を高める教育・研修プログラムを整備し、実施する。

ポイント	✔ 医歯連携による卒前・卒後を通じた一体的な教育・研修プログラムの整備改善 ✔ 職種間連携を高める教育・研修プログラムの整備、実施

（実施状況）
医学部附属病院においては、卒前・卒後を通じた一体的な教育・研修プログラム及び職種横断型研修について、総合教育研修センターが中心となって推進している。平成 28 年度には、週１回の定例実施会議において、研修の目的、規模、対象者、テーマ及び実施方法について検討を行うとともに、想定される問題点の抽出を行った。2017 年度には、研修医や学生を指導する若手医師の指導力向上を目的とした教材（テーマ：「今日からすぐに役立つ指導法」）を Webclass にて全病院職員向けに公開した。
また、医学部附属病院と保健衛生学科及び保健衛生学研究科が連携し、臨床検査技師免許、看護師免許を有する大学院生が臨床経験を積みながら研究活動を行うことができるよう、「Health Care Assistant（HCA）制度」を 2015 年度に発足させた。実際に、この制度を利用して保健衛生学研究科の大学院生が、検査部又は病理部で、週４時間の臨床業務に参加した。また、保健衛生学研究科と検査部との連携を推進するための委員会である検査連携推進委員会において、2016 年度から臨床検査技師資格を有する教員が検査部で業務を行うことを決定し、従来は検査部の教職員に全面的に任せていた学部学生の臨地実習の一部を保健衛生学研究科の教員が担当するようになった。
さらに、国内の大学病院内で経営に貢献できる人材が不足しているという問題を受け、文部科学省「課題解決型高度医療人材養成プラン」の採択事業である「大学病院経営人材養成プラン」を平成 30 年度から実施した。同事業は、医師や医療従事者、事務職等を対象としており、本学の大学院医歯学総合研究科修士課程医歯理工学専攻医療管理政策学（MMA）コースの経営学、病院管理学等の大学院の授業科目と、ケーススタディによる演習を組み合わせた実践的で実効性の高い人材養成プログラムを実施することで、即戦力となる病院経営人材を育成することを目指している。
歯学部附属病院において、多職種連携を念頭にき、2015 年度にトライアルで実施した歯学科６年生と口腔保健学科４年生の合同クリニカルケース検討授業を 2016 年度からは本格実施している。平成 28 年度には、週１時間、計６時間かけてケーススタディと全体発表会を実施したほか、歯学科６年生の受け持つ患者について、歯科医師・歯科衛生士協働の視点で、口腔保健学科４年生が参加し、口腔ケアを行う連携実習を実施した。2017 年度には、歯学科６年生及び口腔保健学科４年生が、同一患者に対して連携して口腔ケアを行う実習を全員必修とした。
また、厚生労働省「平成 29 年度歯科衛生士に対する復職支援・離職防止等推進事業（歯科衛生士技術修練部門整備・運営事業）」における全国で唯一の実施団体として選定されたことに伴い、平成 29 年度に「歯科衛生士総合研修センター」を設置した。同センターは介護等に

より離職していた歯科衛生士の復職支援を行うとともに、免許取得直後の新人歯科衛生士に基本的な臨床実践能力を獲得させることで離職防止を図ることを目的としている。

その他、医科及び歯科診療において連携を常に意識した医療を提供する姿勢を身につけるうえで医学科及び歯学科の学生が修得すべき事項をまとめ、各学科の到達目標を設定し、それらを達成する教育機会として、医学部附属病院緩和ケア病棟及び歯学部附属病院歯科総合診療部外来にて学生の交換実習を行った。初年度である 2017 年度はトライアルとして、医学科学生 10 名、歯学科学生 7 名を対象に実習を行ったが、参加した学生からは高い評価を得たことから、2018 年度は医学科学生については全員必修（歯学科学生は選択必修）として実施した。

（実施状況の判定）Ⅳ

（令和元年～令和３年度の見通し・予定）

医学部附属病院においては、臨床研修医を指導する立場の医師の指導力向上を目的とした指導者講習会の実施状況及び効果について検証し、卒前・卒後教育の連携をさらに強化する。

歯学部附属病院においては、歯科総合教育センターを中心に関連する部門が共同して、医療職種間連携を高める教育・研修プログラムを実施する。さらに、卒前臨床実習における歯学科学生と口腔保健学科学生の相互乗り入れの拡充などさらに教育効果を高める卒前臨床実習について、改善案を策定する。その他、卒前卒後教育の在り方や指導体制について、策定された改善案を実施する。

Ⅱ　業務運営の改善及び効率化に関する目標

Ⅰ 組織運営の改善に関する目標

【中期目標 32】○学長のリーダーシップに基づいた大学運営
世界に冠たる医療系総合大学への飛躍のために、学長のリーダーシップによる取組によりガバナンス機能を強化するとともに、学内外関係者の意見反映の強化を推進する。併せて、学長のリーダーシップに基づいた大学運営の浸透および愛校心の醸成に係る取組を拡充し効果的な大学運営を推進する。

【中期計画 45】○学長のリーダーシップに基づいた大学運営に関する計画
学長のリーダーシップに基づいた取組を推進するために、「学長指針」として、「国際化」・「教育」・「研究」・「医療」・「社会貢献」・「管理運営」の重点項目に関する具体的な方向性および取組計画を教職員 FD・SD(Staff Development)やホームページ等を通じて学内外に周知するなどガバナンス機能の強化に係る取組を推進する。また、現行の創立記念行事等をさらに充実させるとともに、学長と各部局の教職員との懇談会を年 4 回程度定期的に実施することにより大学運営方針の浸透および愛校心の醸成を推進する。

ポイント	✔ 大学運営方針の浸透 ✔ 「学長指針」等による具体的な方向性および取組計画の学内外周知 ✔ 創立記念行事等の充実及び愛校心の醸成推進 ✔ 学長と各部局教職員との懇談会を年 4 回程度定期実施

（実施状況）

ガバナンス強化に係る取組として、全学的観点で大学の各業務を管理・支援する機関として平成 27 年度に設置した「統合教育機構」及び「統合国際機構」に加えて、平成 29 年度には新たに「統合研究機構」、「統合診療機構」及び「統合情報機構」を設置した。これにより、教育・研究・診療の各分野を担当する統合教育機構、統合研究機構及び統合診療機構の３機構を縦軸とし、それらに跨がる横断的な組織である統合国際機構及び統合情報機構を横軸としたガバナンス体制を構築した。

「学長の大学運営方針」を学内構成員に周知するため、毎年度、全学教職員研修（全学 FD・SD）を開催しており、学長を始め各担当理事・副学長より、「国際化」「教育」「研究」「医療」「社会貢献」「管理運営」に係る方針について講演を行った。

また、平成 27 年度に設置した学長シンクタンクについては、月１回の定例ミーティングを開催しており、全学的な観点で 10 年、20 年後を見据えた大学の教育、研究、医療の将来計画について検討した。平成 29 年度は「基礎・臨床研究戦略」、「医療」、「人材育成」における 20 年後の大学像等について意見交換を行い、その取りまとめとして「20 年後の大学像について（中間まとめ）」を作成した。当該まとめは全学教職員研修（全学 FD・SD）でも提示して討論したことで、学長が考える本学の将来像を教職員に示すとともに、教職員の意見を把握することができた。

創立記念日行事については、教職員の活力を創生し、卒業生、教職員 OB・OG との連携を深め、自校愛精神の向上を図るため、継続して実施した。具体的には、創立記念日に合わせてホームカミングデイを開催し、同窓生同期会による植樹、フォトコンテスト（教職員参加のキャンパス写真コンテスト）表彰式、やる気倍増プロジェクト表彰式、大学基金感謝状贈呈、大学基金から支援を受けた学生の成果発表、名誉教授等との懇親会を行った。また、創立記念日に合わせて「マイキャンパスプロジェクト」を実施しており、学長の指揮の下、理事、教職員及び学生で大学構内及び周辺道路の清掃を行った。清掃には事務職員のみならず、コ・メディカルスタッフやオープンラボ利用者、警備・防災センター要員も参加しており、より幅広い職種の教職員・学生等に対して自校愛精神の向上を図ることができた。

その他、大学運営方針の理解と浸透を目的として、学長と各部局の教職員との懇談会を開催している。具体的には、学部長・教養部長との定例会、研究所長との定例会を開催した。また、2018 年度より、病院長との定例会、新任教授との懇談会を実施し、大学運営の現状や課題、今後の方針等について学長と直接対話する機会を設けた。各定例会の実施により、学長の運営方針について具体的な方向性及び取組計画を定期的に職員と共有することが可能となり、ガバナンス機能の強化及び大学改革の迅速化に寄与することができた。さらに、新規入職者に対しても学長が直接大学方針について語る入職式を実施しており、教育職員、看護職員、医療職員、事務職員が一体となって大学を運営するという意識を高め、愛校心涵養の第一歩となっている。加えて、学長と学部学生及び大学院生との懇談会、海外派遣者との懇談会を複数回開催した。学生との懇談会については、前年度の懇談会で挙がった要望を踏まえて学習環境の改善やカリキュラムの充実等の対応を行うなど、大学運営に活用している。

（実施状況の判定）Ⅳ

（令和元年～令和３年度の見通し・予定）

第三期中期目標・中期計画に基づく学長の大学の運営方針について、「国際化」・「教育」・「研究」・「医療」・「社会貢献」・「管理運営」の重点項目に関する進捗や取組計画を、引き続き全学 FD・SD や大学ホームページ等通じて学内外に周知する。さらに、第４期中期目標・中期計画期間の開始に向け、新たな「学長指針」を作成し、更なるガバナンス機能の強化を図る。

また、引き続き、学長と各部局の教職員との懇談会等を年４回程度実施する。加えて、第三期中期目標中期計画で検証した方針に基づき、創立記念行事等を実施し、アンケート内容や他大学の開催状況等を検証し、学生等も含めた参加者数の増加を目的に、宣伝方法等、次期以降の方向性を検討する。

【中期計画 46】
平成 29 年度までに監事へのサポート体制を拡充するとともに監事の協力のもと、これまで部局における業務運営や財務等に関する事項が主な監査対象であった定期監査について、組織編成を含めたガバナンス等についても監査を行うなど監査範囲を拡大し、監査結果を大学運営に反映させる。
また、海外拠点等の外国人教員等からも定期的に意見を聴取する仕組みを構築する。さらに、学外有識者より、本学が実施する事業や運営などについて意見・提案を受ける場を設け、提示された意見やアイデアを反映した取組を行う。その他、学生からの意見聴取の取組についても、全学に拡大し大学運営に活用する。

ポイント	✔ 平成 29 年度までに監事へのサポート体制拡充 ✔ 監査範囲の拡大、大学運営への反映 ✔ 海外拠点等の外国人教員等から定期的に意見を聴取する仕組構築 ✔ 学外有識者からの意見・提案を受ける場を設ける ✔ 学生からの意見聴取の取組を全学に拡大

（実施状況）
監事へのサポート体制については、総務部総務秘書課が中心となり、監事監査における指摘事項について各部局へフィードバックし、その後、指摘事項に対する改善状況を中間報告と最終報告の年２回調査票により把握し監事に報告するなど、監事へのサポート体制を整備している。不十分な場合はさらなる改善等を促し、より適切な大学運営実施を可能とするフォローアップを行うことで、監査結果を確実に大学運営に反映させている。監事への情報提供や意思疎通は、学長、各理事等それぞれが、定例（月１回）及び随時の打合せにて図っている。そのほか、監事は役員会、経営協議会、教育研究評議会、各戦略会議といった重要な会議には必ず出席しているが、さらに各教授会や様々な会議の開催予定についても監事へ情報提供し、監事も積極的に出席している。
チリ、タイの両海外拠点等の外国人教員等とは、定期的にＴＶ会議を行っており、意見交換の機会を設けている。また、ガーナ拠点では、ガーナ大学野口記念医学研究所と共同研究を行っており、ガーナ大学医学部長及びガーナ大学野口記念医学研究所長による学長への表敬訪問が行われ、意見交換が行われた。
さらに、大学運営に活用するため、学長が学外有識者と意見交換をする機会を継続的に設けて（表３参照）、いる。
加えて、2017 年度より新たに、日本電気株式会社 代表取締役会長の遠藤信博氏、野村ホールディングス株式会社 名誉顧問の氏家純一氏、大日本印刷株式会社 代表取締役副社長（2018 年度より代表取締役社長）の北島義斉氏、読売新聞グループ本社 代表取締役会長の白石興二郎氏及び株式会社あおぞら銀行 取締役会長の福田誠氏に経営協議会の学外委員に就任いただいたことで、学外委員の半数が日本のトップ企業の経営者となり、幅広い視野で大学運営に関する意見・提案を直接受け、それを反映させていく体制を構築した。頂戴した意見については、毎年度の経営協議会にて「経営協議会の学外委員からの意見を法人運営の改善に活用した、主な取組事例」として報告している。
その他、毎年度、学長と学部学生及び大学院生との懇談会、海外派遣者との懇談会を開催しており、懇談会で挙がった要望・指摘事項について、当該部局に対応・検討を依頼した。その結果については、「学長と学生の懇談会における学生からの要望質問等への対応一覧」として、毎年度の教育戦略会議で報告している。

表３：学長と学外有識者との対談概要

年度	対談相手方	対談テーマ
2016 年度	日本電気株式会社 遠藤信博 代表取締役会長	先制医療に関する研究状況、共同研究の可能性及び人材育成の推進について
2016 年度	株式会社ニコン 牛田一雄 代表取締役	光学と医療の融合で創出する新たなヘルスケアの可能性
2017 年度	宇宙航空研究開発機構（JAXA） 油井亀美也 宇宙飛行士 松本暁子 フライトサージャン	宇宙と医学 人類の明るい未来ためにできること
2018 年度	株式会社日立製作所 東原敏昭 執行役社長兼 CEO	オープンイノベーションによる医学・医療・健康分野のこれからの産学連携
2018 年度	ソニー株式会社 勝本徹 常務(R&D メディカル事業担当）兼 R&D センター長	“産学×医工”連携で未来に新たな価値を東京医科歯科大学とソニー包括連携のこれから

（実施状況の判定）Ⅲ

（令和元年～令和３年度の見通し・予定）

監事へのサポート体制を強化するため、引き続き、各部局における指摘事項の改善状況を調査票及びヒアリング等により把握し、不十分な場合は改善等を促し、より適切な大学運営実施を可能とするフォローアップ報告を行う。

さらに、これまで部局における業務運営や財務等に関する事項が主な監査対象であった定期監査について、監事の協力のもと、組織編成を含めたガバナンス等についても監査を行うなど監査範囲を拡大する。

また、経営協議会の学外委員などの学外有識者をはじめ、日本のトップ企業の経営者等から大学運営に関する意見・提案を受ける場を設けるほか、海外拠点等の外国人教員等との定期的な意見交換の機会を設ける。

その他、学長と学部生及び大学院生との懇談会、海外派遣者との懇談会において学生から出た意見等に基づくカリキュラム・学習環境等の改善を行う。

【中期目標 33】〇戦略的な学内資源配分
学長のリーダーシップの下、本学の強み・特色を活かした学内資源配分等の経営戦略を立案できる体制を拡充し、世界に冠たる医療系総合大学への飛躍のための戦略的な配分を実施する。

【中期計画 47】〇戦略的な学内資源配分に関する計画
平成 29 年度までに学内外の情報を収集・集約したデータベースの運用を開始するとともに、平成 31 年度までに学長企画室を拡充し、人的・物的・財的資源に係る資源配分機能を集中させる運用体制を導入する。さらに、IR 機能を活用して学長が多角的に大学の現況を分析し戦略的な資源配分を行う体制を確立する。

ポイント	✔ 平成 29 年度までに学内外の情報を収集・集約していたデータベースの運用開始 ✔ 平成 31 年度までに学長企画室拡充 ✔ 資源配分機能を集中させる運用体制の導入 ✔ 学長が多角的に大学の現況を分析し戦略的な資源配分を行う体制の確立

（実施状況）
大学 IR システムについて、人事、情報、教育、研究等それぞれの所掌課が連携して、教育・研究関連システムの連携項目の追加及び兼業システム・委員会等アクセス情報の追加など、連携データの拡張を行った。また、これらのデータを教員個人評価時の根拠資料として各教員へ配付する仕組みを構築し、平成 29 年 10 月から活用を開始した。さらに、教育・研究・診療の各 IR 担当者をメンバーとした全学 IR ワーキングを開催し、全学 IR システムに取込可能・不可能なデータの整理を行っていく方針とした。平成 30 年度からは、教員活動実績基礎資料に「特許（国際、国内）」及び「外部機関等での活動状況」を追加して内容を充実させたほか、全学 IR システムへの倫理審査申請システムの取込に向けて取り組んだ。
また、学長企画室については、大学改革の活性化・迅速化を勘案して学長直下の事務組織として業務を行ってきたが、その後学長シンクタンクと連携して大学改革を推進するなど、高度な知識と経験を必要とする難易度の高い業務が増大したため、平成 29 年度に学長戦略企画課に改組した。

（実施状況の判定）Ⅲ

（令和元年～令和３年度の見通し・予定）
資源配分機能を集中させる運用体制を導入するとともに、IR 機能を活用して、学長による多角的な大学の現状分析を実施し、戦略的な資源配分を行う。
また、学内資源の再配分や IR 機能の活用に係る効果について検証を行うとともに、第４期中期目標期間に向けた課題及び改善策を明確にする。

【中期計画 48】
人事管理について、従来の定員数管理に代わる新たな人事管理制度を稼働させ、既存事業の見直し等により人件費を削減し、この財源の一部を学長裁量経費に充当し、政策経費等の戦略的経費として資源の再配分等を実施する。

ポイント	✔ 従来の定員数管理に代わる新たな人事管理制度の稼働 ✔ 既存事業の見直し等による人件費削減 ✔ 政策経費等の戦略的経費とする資源の再配分等の実施

（実施状況）
平成 28 年度から、人件費の増加抑制及び効率的な運用を目指して、従来の定数管理に代わる新たな人事管理制度について検討し、現員数に対する一定の基準値（キャップ）を設定する「キャップ制」を、事務職員を中心として試行的に導入し、平成 29 年度には事務職員の人数を 10 年間で 10%削減する方針が決定された。また、平成 29 年度からは、評価結果に応じた賞与支給を実現するため、賞与における期末手当を勤勉手当に一本化する制度に改正するとともに、当該年度の賞与予算に対して 0.8 から 1.2 の係数を乗じることで、大学の財務状況に応じた賞与支給を可能とする「賞与係数」の仕組みを導入した。このことにより、平成 29、30 年度の人件費をそれぞれ３億円以上抑制することができた。さらに、平成 30 年度からは、職位及び年齢別に昇給停止年齢を新たに設定することとし、職責及び人事評価に応じた給与支給を実現するとともに、人件費の自然増を抑制する制度を整備した。また、大学全体収支シミュレーションを踏まえて、今後 10 年間（令和元年～令和 10 年）の人件費削減を実施する「人件費削減に関する基本方針」及び年度ごとの具体的な削減方策である「2019 年度人事措置年度方針」を策定した。
上記財源の一部については、学長のリーダーシップの下、学長裁量経費としてより効果的に活用するために配分方法の見直しを検討したほか、学長裁量経費の充当による効果検証を実施して、次年度以降の配分に活用する手法についても検討を行った。

（実施状況の判定）Ⅳ

（令和元年～令和３年度の見通し・予定）
新たな人員管理方法を稼働させるとともに、試行した制度の効果検証結果に基づいて、さらなる効果的な人員管理方法の検討を行う。
さらに、第３期中期目標期間における人事・給与制度の検証及び効果測定等を行い、第４期中期目標期間以降における人事・給与制度の進め方について検討を行う。

【中期目標 34】○人事の適正化
多様な人材を採用・活用するため、弾力的な人事・給与制度の改革等により女性教員・年俸制教員の比率を向上させるほか、役員・管理職についても、女性登用を推進する。
また、適切な人事評価に応じた教職員処遇を行うことにより、大学の機能強化・活性化を推進する。

【中期計画 49】○人事の適正化に関する計画
学長のリーダーシップの下、混合給与制度の拡充を含めた人事給与システムの改修など柔軟で多様な人事制度の構築・拡充に向けた取組を実施し、平成 33 年度までに、全教員に占める割合を女性教員で 28.0%、年俸制教員で 40.0%に向上させる。役員・管理職についても、女性登用を推進し、役員で 12.5%、管理職で 11.1%以上の水準とする。
また、評価制度について継続的に見直しを行うとともに、平成 30 年度に国際通用性を見据えた人事評価制度を導入するなど人事評価システムの拡充および当該システムによるデータのｗｅｂ化やデータベース化を行うことで、評価結果の国際通用性・客観性を高め、より適切に職員処遇に反映できる運用体制の改革を進める。

ポイント	✔ 柔軟で多様な人事制度の構築・拡充に向けた取組の実施 ✔ 平成 33 年度までに、全教員に占める割合を女性教員で 28.0%、年俸制教員で 40.0%に向上 ✔ 役員・管理職：女性登用を推進し、役員で 12.5%、管理職で 11.1%以上の水準とする ✔ 平成 30 年度に国際通用性を見据えた人事評価制度を導入 ✔ 人事評価結果の国際通用性・客観性を高め、より適切に職員処遇に反映できる運用体制の改革推進

（実施状況）
平成 28 年度以前から、クロスアポイントメント制度に加え、別の取組として、複数財源により雇用することができるプロジェクト教員の制度を導入していたが、対象職種が講師及び助教に限られていたものを、平成 28 年度からは教授及び准教授にも拡大したほか、プロジェクト研究員の職を新設した。また、同じく複数財源雇用の拡充に向けた取組として、自己の研究を進めるための財源のエフォートにおける下限を 20%から 10%に引き下げた。
さらに、多様なライフスタイルに対応して、フルタイムでない勤務が可能である特定短時間有期雇用職員の採用を継続したほか、平成 30 年度からは、週３～４日の勤務を可能とする短日数勤務制度の導入や、両附属病院の医員のキャリアパス形成を念頭に、条件を満たした医員を特任助教として採用する制度を導入した。
これらの取組の結果、平成 30 年度における全教員に占める女性教員の割合は 25.7%（平成 28 年度：24.3%）、年俸制教員の割合は 35.7%（平成 28 年度：22.9%）に向上した。また、役員・管理職についても女性登用を推進し、役員は 12.5%、管理職は 36.9%の水準まで向上した。
評価制度に関しては、国内の大学を調査して、全学 IR を活用した評価を実施するための「全学的共通指標」を定め、教員個人評価の参考資料として「教員活動実績基礎資料」を配付し（詳細は P77「中期目標 33 中期計画 47」に記載）、部局には各教員の「教員活動実績基礎資料」のサマリーを提供した。また、同資料を基に全学共通の各評価項目にポイントを付与し、評価の可視化を行うことについて検討したほか、国際通用性を見据えた人事評価制度の導入に向けて、評価結果を年俸制教員の年俸にどのように反映するかについて調査・検討を行った。

（実施状況の判定）Ⅲ

（令和元年～令和３年度の見通し・予定）

学長のリーダーシップの下、複数財源による雇用についての事務処理を効率化するシステムの導入・稼働など、多様な人事制度に係る取組を引き続き実施するとともに、取組の効果の検証等を行い、その結果を基により柔軟で多様な制度の導入について検討する。

女性登用に関しては、休職や休暇制度の整備を引き続き進めるほか、既存の休暇制度等を有効に活用することができるよう、管理職をはじめ教職員に対して当該制度の周知を行う。

これらの取組により、全教員に占める女性教員の割合を 28.0%、年俸制教員の割合を40.0%に向上させる。また、役員・管理職についても女性登用を推進し、役員は12.5%、管理職は11.1%以上の水準を維持する。

さらに、評価制度に関しては、産学連携活動に関する評価領域もしくは評価項目の設定や研究における複数年評価の導入等、評価領域・項目の精査及び見直しを実施し、その効果について検証するとともに、国際通用性を見据えた人事評価制度を導入するなど、より客観的な評価制度の構築を目指す。

2 教育研究組織の見直しに関する目標

【中期目標 35】○教育研究組織の見直し・再編成等
社会的な役割やニーズを踏まえた上で教育研究組織に関する不断の検証を行い、学内資源の最適化、大学間連携を含めた教育研究組織の見直し・再編成等を行う。

【中期計画 50】○教育研究組織の見直し・再編成等に関する計画
学内外の教育研究データを集積・分析する体制を整備し、客観的なデータに基づく学内資源の最適化を実現するシステムを構築する。
また、四大学連合等の大学間連携や医歯工連携を強化した教育研究体制を構築するとともに、重点領域に関する基礎・臨床一体型の研究を推進する体制を整備する。
その他、国際感覚・国際競争力に優れた人材育成カリキュラムの開発を行うため、柔軟かつ機動的な組織編制を可能とする教育研究体制を確立する。

ポイント	✔ 客観的なデータに基づく学内資源の最適化を実現するシステムの構築 ✔ 四大学連合等の大学間連携や医歯工連携を強化した教育研究体制の構築 ✔ 重点領域に関する基礎・臨床一体型の研究を推進する体制整備 ✔ 柔軟かつ機動的な組織編制を可能とする教育研究体制の確立

（実施状況）
平成 27 年度に導入した大学情報連携システム（大学 IR システム）より抽出したデータを教員個人評価に活用するため、全学 IR 検討 WG において、国際通用性のある「全学的共通指標」について検討を行った。加えて、大学 IR システムを活用し、全学共通の各評価項目にポイントを付与し、客観的に評価の可視化を行うことで、全学を横断した水準での評価方法を導入することについても検討を行った。さらに、平成 29 年からは教員評価 WEB システムの導入に向けて検討し、大学 IR システムからデータを抽出して、試行的に教員個人評価を実施する際の参考資料として、「教員活動実績基礎資料」を配付し、自己点検に活用で生きる資料の提供を行った（詳細は P77「中期目標 33 中期計画 47」に記載）。
また、平成 29 年度には、統合先制医歯保健学の推進に欠かせないビッグデータ医療・AI 創薬の分野について、我が国の国際競争力を向上させるため、東北大学、慶応義塾大学、東京理科大学、国立国際医療研究センター、国立精神・神経医療研究センター、産業技術総合研究所等と「医薬・創薬データサイエンスコンソーシアム」を形成して人材育成及び研究会活動を開始した（詳細は P12「中期目標６ 中期計画６」に記載）。
その他、学士課程グローバル人材育成の旗艦的取組である生命科学研究・国際保健／医療政策・医療産業分野において世界を牽引する人材の育成を目的とした、完全英語履修のリーダー養成選抜プログラム「Health Sciences Leadership Program(HSLP)」を、修士・博士課程における大学院版「Graduate-School Health Sciences Leadership Program(G-HSLP)」として平成 29 年度から開講した。

（実施状況の判定）Ⅲ

（令和元年～令和３年度の見通し・予定）
大学 IR システムを拡充させ、集積した教育研究データを分析し、学内資源の最適化に反映させるとともに、その効果等を検証し、見直しを行う。
また、四大学連合等の大学間連携や医歯工連携を強化した教育研究体制を構築・発展させるとともに、重点領域に関する基礎・臨床一体型の研究を推進する。
さらに、令和２年度に M&D データ科学センターを設置し、医療におけるビッグデータ活用や人材育成を推進する。

その他、新たに開講した大学院版 HSLP 等について評価を行い、さらなる見直しを行う。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標

【中期目標 36】○事務組織の機能・編成の見直し
既存の事務組織体制の検証を行い、従前のスタイルに捉われない事務組織の効率化・合理化を行うとともに、定期的に再検証を行う。

【中期計画 51】○事務組織の機能・編成の見直しに関する計画
既存の事務組織について、平成 28 年度に検証 WG を設置し、平成 31 年度までに事務組織体制の検証を行い、検証結果および大学の課題を反映した柔軟なタスクフォースを設置し、課題解決に臨む。また、組織の検証にあたっては、監事からの意見も反映させる。

ポイント	✔ 事務組織：平成 28 年度検証 WG 設置、平成 31 年度体制の検証、検証結果等を反映したタスクフォースの設置

（実施状況）
各部局における改善すべき課題の解決に向けた事務組織体制、組織の適正人数、職員配置等の検証を行うため、平成 28 年度に、事務局長及び各部局の部長によるヒアリングを全常勤職員に対して行った（本件については柔軟な検討を必要とするため、WG ではなく、各案件に適したタスクフォースを随時結成して対応を行った）。その後ヒアリング結果の検証を進め、平成 29 年度には具体的な適正化の方策として、歯学部・歯学部附属病院事務部、学長企画室、広報部の改組や統合情報機構の設置等を実施した。また、１つの課が大きくなる傾向にあり、円滑な業務遂行と適切なマネジメントに影響を与えていることを監事監査で指摘されたことを受け、新たに副課長制度を導入した。同制度は、従来の課長補佐等のうち、選抜されたポストを管理職である副課長として、一定の業務上の権限を付与するものであり、これにより業務スピードが向上するとともに、副課長の職を課長職以上の管理職としての素養の醸成期間とすることができた。
また、平成 30 年度には管理・運営推進協議会の下に各部署の管理職で構成される「事務組織検証 WG」を設置し、事務体制についての検証を行うとともに、業務の見直しと外注化を進め、業務の平準化と人員再配置について検討を行った。具体的には、各部署の人員削減目標数値を設定し、10 年間での削減目標（全学で 40 名）を実施するため、令和元年から３か年の具体的な計画を立案したほか、平成 30 年度末には、係の統合による人員削減や業務の一部外部委託、業務の一元化等による人員削減等についてまとめた結果を管理・運営推進協議会に提言した。

（実施状況の判定）Ⅲ

（令和元年～令和３年度の見通し・予定）
事務組織検証 WG のまとめに基づき、令和元年度には、大学基金の獲得を推進し、財政基盤強化するための「募金室」を設置する。また、給与業務の外注化に着手する。給与業務の外注化は、令和３年度までに順次進める予定としており、常勤事務職員３名、非常勤職員１名の削減を見込んでいる。
さらに、令和元年度に、学内の様々なデータを調査、収集、分析する「IR 室」、民間資金の獲得を一層進めるための「民間資金獲得推進本部」を設置する。これらは、その時々の大学改革応じた機動的な運営を可能とするため兼務として、部局等の垣根を超えた教員及び事務職員で構成する。
今後も毎年度、各部署へ人事ヒアリングを実施し、時間外勤務状況等を勘案して業務の平

準化に向けた人員再配置を検討するとともに、事務組織検証 WG において、人員削減等に関する計画遂行状況の確認及び状況変化に応じた計画の見直しを継続して行い、改善事項に係る効果の検証を行う。また、監事からの意見も反映させたうえで、第３期中期目標期間に実施した取組や検討内容を精査し、第４期中期目標期間の計画における方針等を明確にする。

【中期目標 37】○事務処理の効率化・合理化
検証体制を強化し、事務処理の見直し、組織改編、人員の適正配置等を実施するとともに、アウトソーシングや他機関との連携等により事務の効率化・合理化の取組を推進する。

【中期計画 52】○事務処理の効率化・合理化に関する計画
組織内での検証体制を強化し、既存の事務処理の検証を行うとともに、各部局の所持する数値データ等を集約する等の取組により事務処理の効率化・合理化を推進する。
また、検証による組織改編および人員の適正配置並びにアウトソーシング等の取組により事務職員の時間外労働時間の減少および有給休暇取得率の向上を推進する。
その他、他機関との連携については、四大学連合の活用や近隣大学との連携等を提案・協議し、平成 33 年度までに他機関と連携して、共同研修等の新たな取組を実施する。

ポイント	✔ 事務処理の効率化・合理化推進 ✔ 事務職員の時間外労働時間減少及び有給休暇取得率向上の推進 ✔ 平成 33 年度までに他機関と連携して、共同研修等の新たな取組を実施

（実施状況）
事務処理の効率化・合理化に関して、各部局において既存の業務における問題点を洗い出し、業務の効率化・合理化計画を策定して、計画に沿った取組を実施した。具体的には、手作業による集計の削減を目的とした帳票読取装置や紙折り機の導入、入学試験における外部試験の導入や WEB 出願システムの導入、倫理審査申請システムや学生評価システムの導入等を行った。
さらに平成 30 年度には、決裁文書書き換え問題や働き方改革等の社会情勢へ対応し、更には学内における業務の効率化を推進するため、電子決裁システムの導入に向けて検討を開始し、一部の部署においてトライアルを実施した。同システムの導入・トライアル実施により、印刷代の節約や文書保管スペースの削減、決裁スピードの向上に繋がった。
また、図書館の運営業務について、これまでの業務委託範囲を拡大することで、図書館運営に関する業務の合理化と質の維持・向上が両立できる見通しとなったため、検討の結果、令和元年度から業務委託範囲を拡大することとした。このことにより、余剰人員を学内他部局へ配置転換することができるようになるほか、人件費と業務委託費の合計額で平成 30 年度と比較して 574 万円の削減効果が見込めることとなった。
加えて、職場環境改善に向けての具体的な検討を行うため、平成 30 年度に事務局長の下に若手事務職員を主体とした「職場環境改善プロジェクトチーム」を設置した。同チームでは、やりがいのある仕事を能動的に行うことができる職場環境の整備を目的として、業務効率化の側面と働きやすい職場づくりの側面の二面からアプローチを行った。毎週１回の定例会において課題の抽出や改善案の検討を協議し、検証結果については管理・運営推進協議会に提案・要望を行って各部署での実施等に結びつけた。具体的には、初任職員コンテンツの見直し等のほか、有給休暇取得率の低さや働き方改革法案に関連して、職員の時間外労働時間数と休暇取得日数の会議体での開示及び学内での情報共有や、時差出勤制度の導入などを要望し、実際に会議体での共有及び制度の導入が実現した。これらのことにより、時間外労働の削減や有給休暇取得率の向上を推進することができた。
その他、大学運営における事務スタッフの重要性に鑑み、大学間の事務職員の知識増進、能力向上及び交流を目的として、順天堂大学と共同 SD 研修を毎年度実施した。

（実施状況の判定）Ⅳ

（令和元年～令和３年度の見通し・予定）

事務合理化・効率化に関する計画に基づき、取組の進捗状況管理及び効果の検証を引き続き行うほか、全学に導入する電子決裁システムにより起案することを原則とし、法人文書のペーパーレス化や印刷代の節約、文書保管スペースの削減等を推進する。また、人事異動発令を行った際の辞令の廃止又はWEB化を実施し、事務合理化及びペーパーレス化を図る。

さらに、時間外労働削減のための業務適正化の徹底及び有給休暇取得促進期間の設定等について検討・実施する。

加えて、引き続き順天堂大学との共同 SD 研修を実施するとともに、他機関と連携した新たな取組についても検討を行い、実施する。

年末調整業務について、令和元年度から外注化を実行し、給与支給業務については、令和２年度以降、外注化の本格稼働に向けて、運用体制の構築を目指す。

Ⅲ　財務内容の改善に関する目標

１　外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標

【中期目標 38】○外部資金の確保
外部資金の確保のため、科研費については教員１人につき１件以上の申請を目標に、第２期の平均採択率、平均採択件数と比較し各々を増加させる施策を実施するとともに、その他外部資金の獲得策についても公募情報の積極的な提供および採択に向けての指導助言等の取組を実施する支援体制を強化する。

【中期計画 53】○外部資金の確保に関する計画
外部資金の積極的確保に向け、インセンティブ等を拡充し一層の獲得を促進するほか、公募や応募状況、採択に関する分析情報を学内に周知し、研究者の意識向上を推進するとともに、申請書作成に係る知的・人的支援を行い、科研費等の採択率、採択件数を増加させる。
また、産学連携研究センターおよび URA 室の連携を強化し、パートナー企業の協力のもと本学シーズ発の医師主導治験、先進医療を推進することにより、ライセンスフィーおよび寄附金等を増加させる。

ポイント	✔ インセンティブ拡充による外部資金獲得の促進 ✔ 研究者の意識向上推進（教員１人につき１件以上の申請） ✔ 申請書作成に係る知的・人的支援を行い、科研費等の採択率、採択件数を増加させる（第２期の平均採択率、平均採択件数を各々増加） ✔ 産学連携研究センターおよび URA 室の連携強化 ✔ 本学シーズ発の医師主導治験、先進医療を推進することにより、ライセンスフィーおよび寄附金等を増加させる

（実施状況）
若手研究者の研究活動奨励等を目的とした「学長裁量優秀若手研究者奨励賞」や、多くの外部資金を獲得し、今後優れた研究成果が期待される研究者へのインセンティブである「研究特別手当」等の支援を毎年度実施し、外部資金の積極的確保に向けたインセンティブの付与を行った（詳細は P40「中期目標 18 中期計画 26」に記載）。
また、科研費については、教員１人につき１件以上の申請を目標として掲げているが、平成 28～30 年度における教員１人あたりの申請数は 1.13 件と目標を達成している。また、新規採択率及び採択件数を増加させることを目的とした計画調書の添削支援については、平成 29 年度からは本学名誉教授８名を加えて添削を行った。
これらの取組の結果、平成 28～平成 30 年度の科研費平均採択率は 27.1%（第２期平均：30.3%）、平均採択件数は 242 件（第２期平均：244 件）となり、順調に推移している。
産学連携研究センターと URA 室の連携に関しては、平成 29 年度から、産学連携研究センターと URA 室メンバーで構成される医療イノベーション推進センターからなる組織「イノベーション推進本部」において、月１回定期的に情報交換を行っている。産学連携研究センターが中心となり各分野長に対して行った研究シーズ等についてのヒアリング結果に基づき、URA が新たな各種研究費申請の可能性を探すなど、シーズ探索から実用化までの支援を行い、平成 30 年度には世界で初めての慢性活動性 EB ウイルス感染症の治療薬開発を目指す医師主導治験を開始した。
これらの取組の結果、平成 30 年度のライセンスフィー及び寄附金等は 13 億 2,239 万円となり、平成 27 年度実績（12 億 3,635 万円）と比較して増加した。

（実施状況の判定）Ⅲ

（令和元年～３年度の見通し・予定）

インセンティブの拡充等による外部資金の獲得効果について検証し、第４期中期目標期間に向けてより効果的な構想を具体化する。

さらに、名誉教授による計画調書の添削業務を継続するなど、科研費の確保に向けた支援を引き続き行うとともに、研究者に対して科研費獲得に関する情報の発信を行い、研究者の意識向上を推進することによって科研費等の採択率、採択件数を増加させる。

また、産学連携研究センター及びURA室の連携を強化して医師主導治験や先進医療を推進するほか、外部資金の増加策や、特許など知的財産戦略による事業や研究開発計画を立案・実施し、ライセンスフィー及び寄附金等を増加させる。

【中期計画 54】
大学基金について、趣旨を明確に伝え、学内行事等やホームページ等を通じ一層の周知強化を行うとともに、コンビニ決裁の導入等により寄附者の利便性を高めるほか、多様な特定基金の設立および寄附者へのインセンティブの向上等により寄附を促進する。
また、土地・建物等の財産貸付料金等について、社会経済情勢等を勘案しつつ見直しを行うほか、学内共同教育研究施設において、学内外からの共同利用を促進させ、施設・設備等利用料を徴収する仕組を導入する。

ポイント	✔ 大学基金の周知強化、利便性の向上 ✔ 多様な特定基金の設立及び寄附者へのインセンティブの向上等による寄附の促進 ✔ 土地・建物等の財産貸付料金の見直し ✔ 学内共同教育研究施設における施設・設備等利用料徴収の仕組み導入

（実施状況）
大学基金について、趣旨等を明確に伝えるため、平成 28 年度に基金パンフレットの全面改訂を行い、学生からの感謝の声及び寄附者の声等を掲載し、アピール力を高めた。
また、寄附者へのインセンティブとして、従来はオリジナルバッジ及びネクタイの贈呈を行っていたが、女性用グッズとしてオリジナルスカーフ、少額寄附者を対象としたオリジナル文房具を作成するなど、寄附者の対象を拡大して特典を充実させた。さらに、販売価格の一部が大学基金に寄附されるオリジナルバッジ（廉価版）やオリジナルポロシャツの販売を開始した。
加えて、卒業生からの要望に応じ、学生の部活動・サークル活動への支援を目的とした特定基金の「課外活動支援基金」を平成 29 年度に新設したほか、海外からの寄附増加を目指して英語版及び中国語版のパンフレット等を作成し、クレジットカードによる継続寄附の仕組みを構築するなど、様々な層への周知を行った。
これらの取組の結果、大学基金受入額は平成 28 年度約 3,011 万円（175 件）→平成 29 年度約 4,899 万円（250 件）→平成 30 年度約 4,804 万円（292 件）と推移し、平成 27 年度の約 2,536 万円（189 件）と比較して大幅に増加した。
土地・建物等の財産貸付料金については、建物は平成 27 年度、土地は平成 28 年度に料金の見直しを行い、以降料金改定における経過措置として、前年度貸付料の 1.2 倍を上限とした年度単位での段階的引き上げを実施した。
また、平成 29 年度にリサーチコアセンターを設置して、学内に点在する共同利用可能な研究設備の集約化とマネジメントの構築等を行った。具体的には、同センターの学内周知とそれに伴う利用者の増加を目指し、機器セミナーを開催したほか、共有機器の利用状況に応じて、維持管理料及び修理費用の相当部分を利用者負担とする方針を立て、機器の利用料金及び受託解析料金の新設と値上げ等の改定を行った。

（実施状況の判定）Ⅳ

（令和元年～３年度の見通し・予定）
大学基金について、学内行事やホームページを通じた周知を継続するとともに、ファンドレイザーを雇用し、新たな寄附受入方法や寄附者へのインセンティブ等について検討し、寄附を促進する。また、「民間資金獲得推進本部（仮称）」を設置して、民間からの資金導入を強力に推進する体制を構築する。
土地・建物等の財産貸付料金については、所有不動産の価値に見合った貸付料を維持できるよう、社会経済情勢等を勘案しながら貸付料について継続して検証し、必要が認められる場合には貸付料の改定を行う。また、全学スペースチャージ制度を導入し、学内スペースについて見直すほか、維持管理・修繕等に必要な財源を安定的に確保する体制を整備する。

また、共同利用を促進する各センターにおける学内外の共同利用状況及び収支状況について検証し、第４期中期目標期間に向けた設備等の再集約化を立案する。

【中期目標 39】○附属病院収入の確保
附属病院運営の効率化等の取組を推進し、財政基盤の充実・財務状況の健全化を図り、安心・安全な医療を提供するための経営基盤を確立する。

【中期計画 55】○附属病院収入の確保に関する計画
保険医療管理部による内部監査などを通じて保険診療の適正化を進めるとともに、診療報酬改定等の状況変化に的確に対応することにより病院収入を確保する。併せて管理会計システムの活用等により診療科毎の収支状況について検証し、人件費、診療経費の見直しに努めるなど病院運営の効率化を推進し、収益率を改善させる。また、保険外療養の拡充や臨床研究の推進により更なる収入確保を推進する。

ポイント	✔ 保険診療の適正化の推進 ✔ 診療報酬改定等への的確な対応による病院収入の確保 ✔ 管理会計システムの活用等により、診療科等の収支状況について検証 ✔ 病院運営の効率化推進、収益率改善 ✔ 保険外療養の拡充や臨床研究の推進による収入確保の推進

（実施状況）

医学部附属病院においては、診療報酬改定に対応するため、保険医療管理部、医事課スタッフを中心としたワーキンググループを発足させた。ワーキンググループでは、疑義解釈等を含めた改定後の新たな情報の入手、新規・変更された項目の施設基準、点数項目の届出、算定状況の再確認、情報の発信（全病院職員向け説明会、院内勉強会）を行い、保険診療及び診療報酬請求の適正化を進めた。また、管理会計システムを含めた診療指標の分析結果と、それに基づく各診療科への具体的な収益改善策を病院長ヒアリングの資料として提示し、当該診療科とともに検討を行うなど、病院運営の効率化を推進した。その結果、医学部附属病院の収益率（附属病院収益÷経常費用）は、第２期中期目標期間平均が 93%であったところ、平成 28～平成 30 年度平均は 96%へと改善した。さらに、平成 30 年度には、メディカルツーリズム支援企業と連携を取り、長寿・健康人生推進センターにおける中国人患者の受入れを開始した。これにより、平成 30 年度においては、同センターで健診者 35 名、セカンドオピニオン外来受診患者７名、入院患者２名の受入れを実現させ、医学部附属病院全体のメディカルツーリズムによる収入は平成 29 年度と比較して約 4,450 万円の増収となった（外来・入院約 2,700 万円、人間ドック約 1,750 万円）。その他、平成 28 年度に４床の差額室を増室するなど、保険外収入の確保に努めた結果、医学部附属病院全体の稼働額は平成 27 年度と比較して平成 30 年度は約 33 億円の増加となった（表４参照）。

歯学部附属病院においては、保険診療における適切なカルテ記載及び算定に重点をおいた院内保険講習会を実施し、医療従事者の指導を行った。適切な電子カルテの入力状況を確認するため、社会保険委員会と診療情報委員会が連携して実施する電子カルテチェック WG を平成 30 年度に設置したほか、診療報酬については、社会保険委員会を主体に、診療科毎に特化した算定集を作成し、適正化を進めた。また、管理会計システムの活用等により、診療科別の簡易版部門別原価計算を用い、各診療科等に対して病院長によるヒアリングを実施し、各診療科の課題抽出と業務改善のための現状確認を行うとともに、前年度と比較して収支状況が改善していると考えられる診療科に対しては、医療担当理事及び病院長の判断の下、クラークの増員、医療機器の更新等を行った。このように、病院運営の効率化を推進した結果、歯学部附属病院の収益率（附属病院収益÷経常費用）は、第２期中期目標期間平均が 80%であったところ、平成 28～平成 30 年度平均は 86%へと改善した。さらに、患者サービスの向上と新規患者の受入れ体制を改めることを目的として、平成 29 年度から新たに電話予約システムを稼働させた。これによって、ホームページで情報を得て予約を取る新しい患者層が来院するようになり、病院収入の増加に繋がった。また、同年度には新患の受入れを完全予

約制に移行し、診療報酬請求の増加を推進するための改革を行った。このように、病院収入の確保に努めた結果、附属病院稼働額は平成 27 年度と比較して平成 30 年度は約３億円の増加となった（表４参照）。

保険外療養の拡充や臨床研究の推進については、「先端歯科診療センター」において、保険外診療にて高度で専門的な歯科治療を行うことにより附属病院稼働額の増加に貢献するとともに、臨床試験や治験を行うための基盤整備を行った。

表４：附属病院の稼働額実績　　単位：千円

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
医学部附属病院	29,945,280	30,621,103	31,920,855	33,272,659
歯学部附属病院	4,341,599	4,537,514	4,443,689	4,671,483

（実施状況の判定）Ⅳ

（2019～21 年度の見通し・予定）

医学部附属病院においては、継続して保険診療および診療報酬請求の適正化を進めるとともに、管理会計システムを含めた診療指標の分析結果に基づき、各診療科の収益改善策を推進する。

歯学部附属病院においては、継続して保険診療における算定漏れの減少を念頭に置いたカルテ記載指導を行い、分析・評価する。また、先端歯科診療センターの稼働を評価し、センターの診療体制を必要に応じて改善し、保険外収入を確保する。さらに、各診療科における稼働増加のための改善を行う。

令和元年度における消費増税への対応として、両附属病院において選定療養費（差額室料など）の改定を予定しているほか、歯学部附属病院では私費診療の拡大及び単価の改定を予定している。

2 経費の抑制に関する目標

【中期目標 40】○経費の抑制
医療系総合大学としての教育・研究・医療の維持・向上を図るため、既定経費の定期的な見直しおよび検証も含めた省エネルギー対策等の取組を行うことにより一般管理費比率を抑制し、業務運営の合理化・効率化を推進する。

【中期計画 56】○経費の抑制に関する計画
各部局へ配分している管理的経費等の既定経費について、業務運営の合理化・効率化（IT化、アウトソーシング、他大学との物品の共同調達等）を進めるなど、不断の見直しを行い、毎年１％以上を削減する。

ポイント	✔ 管理的経費等の既定経費を毎年１％以上削減

（実施状況）
年間収支見通しを継続的に行い、管理的経費等の予算執行状況を常に注視して増減要因の分析を行ったほか、「TMDU 経費節減アクションプラン」として、モノクロ・両面印刷の徹底や光熱水量の節約、備品の再利用や共用化を呼びかけ、全学的に経費削減方策を実施した。
また、業務運営の合理化・効率化を進め、兼業システムや倫理審査申請システム、利益相反申告システム等の WEB システムの運用や電子決裁システムのトライアルを開始した。特に、モノクロ印刷を徹底した結果、複写機料金を平成 27 年度（１億 7,066 万円）と比較して 1,848 万円削減できた。
さらに、医学部附属病院においては、平成 29 年度に業務委託契約の見直しを行い、類似した契約業務を集約化するとともに、全国国立大学附属病院による共同調達を継続して行った。また、平成 30 年度には役務契約や調達契約等、各種契約関連の見直し及び値引き交渉を積極的に行った。
歯学部附属病院においては、平成 27、28 年度における診療科別の簡易版部門別原価計算を用いて、各診療科に対して収支状況を毎月掲示するとともに、病院長ヒアリングを通じて診療の状況、増収及び経費削減に係る目標を周知した。
以上の取組の結果、平成 29 年度は前年度比で約５％、平成 30 年度は前年度比で約 1.4%の管理的経費等の既定経費をそれぞれ削減することができた。

（実施状況の判定）Ⅳ

（令和元年～３年度の見通し・予定）
全学的取組として策定した「TMDU 経費節減アクションプラン」等の経費削減方策を引き続き実施するとともに、その結果を検証し、必要に応じて見直しを行う。
また、業務運営の合理化・効率化のために、複数年契約、物品の一括購入等を進めるにあたり、調達業務における委託契約等の個々の契約においても可能なものから見直しを行い、継続的に管理的経費を抑制する。
これらの取組を通じて、管理的経費等の既定経費を毎年１％以上削減する。

【中期計画 57】
省エネ機器の導入および運転管理の工夫などの省エネルギー対策等の取組により年平均１％以上のエネルギー消費原単位の低減を推進するほか、医学部附属病院基幹・環境整備を始めとした設備の改修等に際して、省エネ機器の導入等により管理的経費を抑制する。
また、外部の検証機関において毎年度実施する特定温室効果ガスの削減量の検証とあわせて、担当部署においてエネルギー削減量の検証を行うなど着実な省エネを推進する。さらに、平成 29 年度までに電気設備および機械設備の運転保守管理業務の包括化を完了させる。

ポイント	✔ 年平均１％以上のエネルギー消費原単位の低減を推進 ✔ 省エネ機器の導入等による管理的経費抑制 ✔ 着実な省エネの推進 ✔ 平成 29 年度までに電気設備および機械設備の運転保守管理業務の包括化を完了

（実施状況）
平成 29 年度に変圧器を省エネルギータイプに更新する工事等を行った。また、建築物の快適性を確保しつつ、既存設備機器・システムの適切な運用改善を行うことにより、環境負荷低減と経費の削減を図ることを目的とした「省エネルギー運転管理」を平成 28 年 10 月より実施した。省エネルギー支援業務の受注者（外部事業者）は既存設備の運転状況や室内環境を確認し、更なる運転管理の改善提案を行うが、大学においては、その提案を検討した上で運転管理の改善を継続的に実施し、着実な省エネルギーを推進している。その他、平成 30 年度より、湯島団地ＬＥＤ照明設備更新計画を策定しており、令和９年度までの更新計画に基づき、ＬＥＤ照明への更新を行った。これらの取組により、年平均 2.3%のエネルギー消費原単位を削減するなど、中期計画を上回る省エネルギーを推進している。
毎月、省エネルギーの推進状況の確認のために、建物毎の電気・ガス使用量の実績を確認し、主要キャンパスにおけるエネルギー削減量の検証を行った。とりわけ、夏季・冬季の始まりに電気使用量の検証状況を学内に通知し、建物使用者に省エネルギーに対する意識を啓発することで、着実な省エネルギーを推進した結果、電気・ガス・上水・井戸水・下水の使用料は、平成 27 年度と比較して平成 28～平成 30 年度平均で 3,236 万円の削減となった。
さらに、別々に契約していた電気設備運転保守管理業務と機械設備運転保守管理業務について、電気・機械運転保守管理業務の包括化を平成 28 年度に完了させた。これにより、1,355 万円を節減することができた。

（実施状況の判定）Ⅳ

（2019～21 年度の見通し・予定）
年平均１％以上のエネルギー消費原単位の低減に向け、省エネルギー機器を導入する。さらに、導入した省エネルギー運転管理の実施による、エネルギー低減量を検証する。また、湯島団地ＬＥＤ照明設備更新計画に基づきＬＥＤ照明への更新を進める。その他、エネルギー削減量の検証を行い、着実な省エネを推進する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標

【中期目標 41】○資産の運用管理
保有資産の活用状況を継続的に検証し、資産運用コンサルタント等の外部有識者の知見も活用しつつ、有効活用方策等を検討のうえ、資産活用の最適化を推進する。

【中期計画 58】○資産の運用管理に関する計画
学内資金の活用状況を調査し、その結果を踏まえ、運用益の増収を図るために運用効率等を向上させるとともに資産の有効活用の検討に基づいて対処する。
また、財産貸付料金について、社会経済情勢等を踏まえた見直しを行うとともに、土地・建物等についても、活用状況等を踏まえ統廃合をはじめ売却も視野に不断の見直しを行う。

ポイント	✔ 学内資金の活用状況を調査し、調査結果を踏まえて運用効率等を向上させる ✔ 財産貸付料金の見直し ✔ 土地・建物等について、活用状況等を踏まえた見直し

（実施状況）
長期資金運用について、債券による 20 億円（２億円×10 本）ラダー型ポートフォリオを継続して維持し、安定的収益を確保した。短期資金運用については、寄附金及び運転資金（運営費交付金自己収入及び受託研究費等）における資金運用規模を精査し、運用資金を捻出して、金利の高い大口定期預金で運用を行った。
保有資産については、活用状況等を踏まえた検討を行い、売却することが適当と判断した若宮地区及び白山地区を平成 29 年度に売却した。売却にあたっては、宅地建物取引業者へ売却支援業務を依頼し、必要な各種調査及び書面作成等の協力を得たほか、市場動向や各不動産の特性に基づいた業者からのアドバイスを踏まえて入札公告の周知方法を検討・実施した。その結果、国立大学法人化時に現物出資を受けた際の取得価額（６億 3,700 万円）を上回る７億 9,100 万円の譲渡収入を得ることができた。
また、平成 29 年に国立大学法人法が改正され、土地等の貸付けに関する規制が緩和されたことを受け、駿河台地区の一部を駐車場事業者へ貸し付ける計画を策定・申請し、平成 30 年２月に国立大学法人で初めて文部科学大臣から認可された。その後同年９月から貸付を開始し、毎年度 2,412 万円（月額固定、消費税別途）の固定収入を得ている。
さらに、平成 30 年度からは民間の不動産利活用の専門家を雇用し、その他の資産についても具体的な検討を進め、２案件について貸付を行うこととした。
１件目の駿河台地区 12 号館については、築年数や維持コストの観点から、現建物を解体し、第三者へ 60 年間土地を貸し付ける計画を策定・申請し、平成 31 年３月に文部科学大臣から認可された。２件目の塔の山宿舎については、建物の老朽化により平成 30 年度末で廃止することが決定していることから、その跡地を 50 年間貸し付ける計画を策定・申請し、平成 31 年３月に文部科学大臣から認可された。
土地・建物等の財産貸付料金については、建物は平成 27 年度、土地は平成 28 年度に料金の見直しを行った（詳細は P89「中期目標 38 中期計画 54」に記載）。

（実施状況の判定）Ⅳ

（令和元年～３年度の見通し・予定）
学内資金の運用率向上のため、必要に応じて運用手法の見直しを行う。
貸付を開始した土地について、引き続き固定収入等を得るとともに、塔の山地区（中野区）及び駿河台地区（千代田区）も含め、財産貸付料金についても社会経済情勢等を踏まえて

見直しを行う。

　また、法改正後における国の資産活用方策等を巡る動向を踏まえ、保有資産のさらなる有効活用について検討する。

Ⅳ　自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

Ⅰ　評価の充実に関する目標

【中期目標 42】○評価の充実及び評価結果の活用
自己点検・評価および外部評価を厳正に実施するとともに、学長が進捗状況に係る総括を行う仕組み等を構築し、評価結果を大学運営の改善に活用する仕組みを強化する。

【中期計画 59】○評価の充実及び評価結果の活用に関する計画
全学的な評価システムの改善充実を行い、自己点検・評価、年度評価、中期目標期間評価および認証評価を適切に実施する。特に、法人評価については、毎年度の評価結果に基づき、期待する取組と改善が必要な取組等に区分し、関連会議および部局に対して、具体的に次年度に求められるアクションプランを提示し取組の推進・改善を促す。

ポイント	✔ 全学的な評価システムの改善充実 ✔ 自己点検・評価、年度評価、中期目標期間評価および認証評価の実施 ✔ 法人評価：具体的に次年度に求められるアクションプランを提示し取組の推進・改善を促す

（実施状況）
第３期中期目標期間も引き続き、自己点検・評価、法人評価等を実施した。
自己点検・評価については、各部局において前年度の年度計画に係る実施状況について自己評価を行うとともに、評価結果をとりまとめて全学的な自己点検・評価報告書を作成し、全職員に周知したほか、大学ホームページや大学広報誌にも掲載して広く社会に公表した。
また、法人評価に関しては、「各部局の年度計画策定の参考となる方向性を提示する」という基本方針の下、上半期実施状況調査において「アクションプラン」の項目を追加し、評価情報室にて作成した次年度のアクションプランの原案を平成 28 年に提示した。その後アクションプランは、各部局からの意見を反映するとともに、前年度の法人評価結果で注目された点を内容に追加し、名称を「次年度に期待される取組概要」と改めて各部局へ提示を行った。
さらに、学長の発案により、准教授以下の教員を中心とした教職員を対象に、第３期中期目標・中期計画のポイントを説明・周知し、より一層の理解と協力を得るべく、大学評価に関する説明会・意見交換会を平成 29 年度に開催した。

（実施状況の判定）Ⅲ

（令和元年～令和３年度の見通し・予定）
法人評価結果等に基づき、「次年度に期待される取組概要」をアクションプランとして関連会議及び部局に対して提示し、さらなる発展・改善に資する取組を行う。
自己点検・評価、年度評価を適切に実施するとともに、中期目標期間評価に向けたデータ収集を行う。また、大学機関別認証評価を受審する。
さらに、平成 28～30 年度までの計画実施状況について学長が総括するとともに、令和元年～３年度の実施予定についても見通しを示す「学長総括」を策定する。
その他、全学的な評価システムの改善に資する取組を行う。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標

【中期目標 43】○情報発信の推進
世界に冠たる医療系総合大学として飛躍するため、本学が実施する医学・歯学・生命理工学等の緊密な連携による教育・研究・医療に関する取組や海外の大学等との国際交流プログラムなど特色ある活動を積極的に情報発信する。

【中期計画 60】○情報発信の推進に関する計画
特色ある本学の教育・研究・医療等に関する活動についてわかりやすく日本および世界にアピールすることにより、諸活動の社会への還元と本学の知名度の向上に資する広報を行う。活動状況等については各部局および大学全体に情報源を求め、教育・研究・医療・社会貢献・国際化の観点から情報発信データとして整理し、さらに、大学ポートレートに反映させることで内容を充実する。
発信内容については各ステークホルダーのニーズに対応した最適化を行い、発信方法については広報実績を踏まえた有用性と利便性の点検を行った上で広報目的および対象に応じた多様な媒体を利用した、日本語および英語による国際的な情報発信体制を構築する。学内での情報の共有化のための情報発信についても検証により改善策を推進する。

ポイント	✔ 諸活動の社会への還元と本学の知名度の向上に資する広報の実施 ✔ 情報発信データを整理し、大学ポートレートの内容を充実 ✔ 広報目的および対象に応じた多様な媒体を利用した、日本語および英語による国際的な情報発信体制の構築 ✔ 学内での情報共有のための情報発信についても検証により改善策を推進

（実施状況）
特色ある本学の教育・研究・医療等に関する活動についてわかりやすく国内外にアピールし、諸活動の社会への還元と本学の知名度の向上に資するため、広報誌やFacebook、プレスリリース、記者懇談会等を通じて本学の特色や最新の研究成果、国際拠点の活動等の情報を積極的に発信した。広報活動の充実に向けては、統合教育機構・統合研究機構・統合国際機構の新しい取組等を共有するため、広報連絡会を開催する体制を構築した。
また、国際的な情報発信体制のため、平成28年度には米国科学振興協会（AAAS）が提供しているオンラインニュースサービス「EurekAlert」と契約し、日本語で実施したプレスリリースを英語化して配信した。英語化の際は、専門性の高いライターによる英文記事原稿を利用することにより、円滑な国際プレスリリースの発信を行うことができた。
さらに、本学の強みである研究領域についての情報発信のために作成している英文広報誌「Research Activities」を毎年発行したほか、平成30年度にはJapanese College and University Portraits（国際版大学ポートレート）に本学の情報を掲載した。「Research Activities」の発行に際しては、同誌の内容を国際的な研究者に発信するために利用していたターゲティングメールの配信数を１万件から２万件に拡大し、送信ターゲットについてもWeb of Scienceに掲載されている研究論文の責任著者をメインとした。
これらの取組の結果、プレスリリースの件数は平成28年度57件→平成29年度83件→平成30年度69件と推移し、平成27年度実績（43件）と比較して全ての年度で30%以上の増加となった。また、国際プレスリリースに関しても、平成28年度14件→平成29年度22件→平成30年度29件と推移しており、平成27年度実績（2件）から大幅に増加した。
さらに、こうしたプレスリリースの推進や国際的な情報発信に取り組んだことにより、QS世界大学ランキングにおけるスコアが「評判（教員）」を中心に向上し、平成30年度にはトップ100にランクインすることができた。

（実施状況の判定）Ⅳ

（令和元年～令和３年度の見通し・予定）

教育・研究・医療・社会貢献・国際化に関する活動状況等について、各部局及び大学全体から情報源を求めるための体制を拡充し、情報を収集する。

また、本学への取材申込の動向や大学関連の新聞掲載記事の傾向について分析することにより、ステークホルダーのニーズ動向を調査する。加えて、その調査結果をもとに一般向け広報誌、英語による広報誌、国際研究情報配信媒体、SNS を利用した発信について、各ステークホルダーのニーズに対応した最適な方法を検討・実施する。

Ⅴ　その他業務運営に関する重要目標

Ⅰ 施設設備の整備・活用等に関する目標

【中期目標 44】○施設等の有効活用の推進
学長のリーダーシップのもと、施設点検評価により学長裁量スペース等を設け、新たな医療イノベーション創出等のために提供するなど施設設備の有効活用を実施する。また、施設の長期的利用に向けた品質確保のため、計画的に施設機能の維持保全を行う。

【中期計画 61】○施設等の有効活用の推進に関する計画
施設点検評価を実施し、施設利用状況を検証したうえで、学長が有効活用について戦略的に発案できる体制を構築し、共用スペースの拡充、再配分等を行い、既存施設を有効に活用する。
また、施設パトロール等により既存施設・設備の状況を的確に把握し、その結果を踏まえ、長期修繕計画を見直し、計画的な修繕により、施設の維持保全を推進する。
その他、高額な大型研究設備等について、学内共同教育研究施設等への集約化を行い、全学的に利活用できる設備として効率的かつ効果的に運用する。

ポイント	✔ 施設点検評価の実施、施設利用状況の検証 ✔ 学長が有効活用について戦略的に発案できる体制の構築 ✔ 共用スペースの拡充、再配分等による既存施設の有効活用 ✔ 施設パトロール等による既存施設・設備の状況把握 ✔ 長期修繕計画を見直し、計画的な修繕による施設の維持保全を推進 ✔ 高額な大型研究設備等の学内共同教育研究施設等への集約化

（実施状況）
建築委員会の下に置かれた「施設有効活用専門部会」において「施設有効活用に関する調査」を行い、本学が所有する施設について使用実態を把握し、全学的な視点から施設の有効活用に関する点検評価を行った。この調査は本学の重要な資産である施設を最大限に活用し、健全な資産運用を行うための基礎資料となるものである。本調査により有効に利用されていないと評価されたスペースについては、「学長裁量スペース」として確保するとともに、現有の「学長裁量スペース」及び「共用スペース」についても再配分を行うなど、既存施設を有効に活用している。
また、建物･設備状況を確認し、維持保全に必要な修繕費用を算出するために「施設パトロール」を実施した。この調査結果は施設の維持保全及び修繕を計画的かつ効率的に実施するための基礎資料となるものであり、調査結果を踏まえてインフラ長寿命化計画（行動計画・建物長期修繕計画）等を見直すことにより、優先度の高い工事を実施した。
特に、第３期中期目標・中期計画・年度計画における「目標」として設定されていなかった全学スペースチャージ制度の導入について、執行部の強いリーダーシップの下、学内合意を得て本制度を成立させた。2019 年 10 月より運用を開始することとし、これにより施設の維持管理に必要不可欠な修繕費の安定財源の確保が可能となる。さらに、本制度の導入により、各部局において使用スペースの厳格な見直しが行われ、その結果として大学に返却されるスペースを「学長裁量スペース」と位置づけて確保し、新たな共同研究等を行うスペースとして使用するなど、本学の教育・研究スペースの有効活用がより推進されることが期待される。
その他、旧医歯学研究支援センターを改組し、学内研究支援部門の基盤組織として、管理運営部門及び７つの研究支援ユニットからなる「リサーチコアセンター」を平成 29 年に設置した。同センターは、学内に点在する高額な大型研究設備を含めた共同利用可能な研究設備の集約化とマネジメントの構築（学内研究環境の整備）、医療系総合大学として医薬品や医

療機器の開発のための文京区内の国立・私立大学との設備共有化ネットワークの形成、さらには、民間企業とも協同し、卓越した研究成果の迅速な事業化や実用化を目指している。

（実施状況の判定）Ⅳ

(2019～21 年度の見通し・予定)

引き続き施設点検評価を実施し、施設利用状況の検証や使用面積の分析を行ったうえで、学長裁量スペースの確保や、共用スペースの拡充・再配分等を行うことにより、既存施設を有効に活用する。

また、引き続き、施設パトロール等により既存施設・設備の状況を把握し、その結果に基づき、維持保全に必要な修繕費用を算出するとともに、長期修繕計画を見直し、優先度の高いものから改修等整備を行う。

さらに、施設の維持管理及び改修等整備に係る費用を継続的に確保するため、全学スペースチャージ制度を導入する。

その他、引き続き学内に点在する共同利用が可能な機器・試料・施設等のリソースを集約し、データベース構築をすることで、 研究機器・研究試料・研究施設等の学内共用の拡充するほか、製薬企業、支援機関、投資家等が集積する東京都の強みを活かし、本学が保有する機器等を学外者にも利用提供することにより、東京都と連携して創薬・医療分野のオープンイノベーションを促進するため、東京都と「創薬・医療系オープンイノベーションに資する大学保有機器等の共有に関する協定」を締結するなど、リサーチコアセンターが中心となり、学内設備を効率的かつ効果的に運用する。

【中期目標 45】○施設等の整備
キャンパスマスタープランの実現に向けた取組と医療系総合大学としての持続的発展を推進する。また、その方針に沿って附属病院の機能強化のための施設等整備を検討する。

【中期計画 62】○施設等の整備に関する計画
既存の施設整備長期計画を、学長のリーダーシップのもと、大学の戦略構想やアカデミックプランに則したキャンパスマスタープランへと拡充するとともに、当該プランに基づいたアクションプランを策定し、実現に向けた取組を行う。
また、附属病院についても第三期中期目標期間中に附属病院の機能強化を推進するための施設改修整備を検討する。

ポイント	✔ 既存の施設整備長期計画をキャンパスマスタープランへと拡充 ✔ 上記プランに基づいたアクションプランを策定、実現に向けた取組 ✔ 第三期中期目標期間中に附属病院の機能強化を推進するための施設改修整備の検討

（実施状況）
キャンパスマスタープラン 2016 に基づき、老朽化の解消・改善に向けての計画的かつ重点的な施設整備を行うため、平成 28 年度に「インフラ長寿命化計画（行動計画・建物長期修繕計画）」を策定した。当該計画においては、施設の予防保全に必要となる継続的に確保すべき費用を示し、そのための予算確保の方策の１つとして、光熱水費削減分を維持管理費等に充当できる仕組を示した。また、インフラ長寿命化計画（個別施設計画）の策定に必要となる保有施設の建物情報や修繕履歴等を含むデータベースの作成を開始した。さらに、主要インフラである外部ライフライン（屋外排水管・ガス管等）の更新計画については先行して策定するため、湯島キャンパスにおける排水管調査を行なった。
その他、医学部附属病院においては、再整備計画のスムーズな実施に向け、テナントや東京メトロ等との交渉や学内調整を進めており、先行して一部テナントの移転先工事を開始した。歯学部附属病院においては、再整備の第１段階として概算要求していた歯科棟南等改修事業が交付決定され、平成 30 年４月から実施設計を進め、平成 30 年８月より工事を開始した。

（実施状況の判定）Ⅲ

（2019～21 年度の見通し・予定）
アクションプランに基づき、インフラ長寿命化計画（個別施設計画）の策定を進める。
医学部附属病院の機能強化のための再整備を実施する。
歯学部附属病院の機能強化のための歯科棟北再整備計画を実施する。

Ⅴ　その他業務運営に関する重要目標

２ 安全管理に関する目標

【中期目標 46】○安全管理・危機管理
安全管理・危機管理体制の検証を行い、改善を推進することにより安全管理・各種管理体制を強化し、労働安全衛生法・環境管理に関する法令等を踏まえて安全性・信頼性のある教育研究診療環境を確保する。
その他、安全管理・危機管理に関連した大学間連携を実現する。

【中期計画 63】○安全管理・危機管理に関する計画
平成 29 年度までに、既存の安全管理・危機管理体制を検証し、体制の見直しや強化を推進する。平成 30 年度からは更なる充実に向けた取組について実施または実施準備を進めるとともに、平成 33 年度までには各取組について再検証を行うことにより、安全管理体制を強化する。特に、両附属病院においては、病院長のガバナンスの下、事業継続計画（Business continuity planning）を策定し、大規模災害等を想定したシミュレーション等を連携して行う。
また、ガイドライン・マニュアル等についても、様々な状況を想定し、改訂・作成作業を進め周知徹底するほか、研修については、役員および教職員に対し職種・職階別に段階的に実施する。その他、安全管理・危機管理に関連した大学間連携について、企画・検討を行い、平成 33 年度までに危機管理に関する情報共有体制の構築等に係る取組を実施する。

ポイント	✔ 平成 29 年度までに、既存の安全管理・危機管理体制の検証、体制の見直しや強化推進 ✔ 平成 30 年度からは充実に向けた取組について実施又は実施準備 ✔ 平成 33 年度（令和 3 年度）までには各取組について再検証 ✔ 両附属病院：事業継続計画（Business continuity planning）を策定し、大規模災害等を想定したシミュレーション等を連携して行う ✔ ガイドライン・マニュアル等の改訂・作成作業、周知徹底 ✔ 研修：役員および教職員に対し職種・職階別に段階的に実施 ✔ 安全管理・危機管理に関連した大学間連携に関する企画・検討 ✔ 平成 33 年度（令和 3 年度）までに危機管理に関する情報共有体制の構築等に係る取組を実施

（実施状況）
安全管理・危機管理体制について、学内における防犯対策の一環として、「構内及び建物の秩序維持に関する要項」を平成 29 年度に新たに制定し、建物管理者、立入制限、事故等が発生した際の通報手順等を定め、大学内の保全及び秩序維持を強化した。
また、大規模な地震を想定して、地震発生時の対応措置（初期消火・避難訓練）を習熟させることを目的に、平成 28 年度は学生・教職員を対象とした湯島団地合同防火・防災訓練の実施について検討を行った。平成 29 年度からは、学生も含めた防災訓練を実施し、火災を想定した避難訓練、消火器訓練、起震車を使った地震体験及び煙ハウスによる火災時の煙体験を行い、参加者の防災意識を高めた。並行して、平成 26 年度から導入している「安否確認システム」を利用して、毎年９月 1 日及び 3 月 11 日に全学生・教職員を対象とした訓練を実施している。
国府台キャンパス（千葉県市川市）の教養部では、平成 29 年度に国府台地域の小中高大学及び国立病院の 10 教育機関等からなる国府台コンソーシアムを設置し、市川市との連携の下、各機関の交流を深めるとともに、地域の活性化や防災、減災に関する取組を行った。災

害対応については、共同避難訓練の実施や各機関資源を検討し、将来的に市川市地域防災計画の一部に組み込めるよう、市川市との協議を進めた。

附属病院の事業継続計画（BCP）に関しては、医学部附属病院においてコンサルティング業者、BCP 担当病院長補佐、救命救急センター、看護部等を含めたコアメンバーによる「BCP 策定ミーティング」にて検討し、平成 29 年度に策定した。同ミーティングでは大地震や火災のほか、テロやミサイルへの対応についても検討を行い、平成 30 年度には大地震やテロ等の災害時に混乱をきたさないよう、組織力を底上げするため、医師、看護師、救急救命士、事務職員等からなる「災害テロ対策室」を設置した。

さらに、安全管理・危機管理体制強化のため、危機管理基本マニュアル及び個別マニュアルの現状における問題点を洗い出し、内容の見直しを行った。

その他、研修については、災害対策をテーマとしてシナリオを作成し、災害が発生した際の病棟における初動についての訓練及び振り返りを行う「職種横断型研修」のトライアルを平成 29 年度に実施した。災害時には各職種の連携が重要となることから、同研修は災害時の初動訓練等を通じて相互に役割を理解し連携を図るもので、参加者からも好評であった。

（実施状況の判定）Ⅲ

（令和元年～３年度の見通し・予定）

各取組についての検証や見直しを継続的に行うとともに、第３期中期目標期間で行った検討内容を精査し、第４期中期目標期間に向けた安全管理・危機管理体制の強化に係る方針を明確にする。

また、附属病院においては、策定した事業継続計画の見直しを行うとともに、大規模災害等を想定したシミュレーション等を引き続き実施する。災害テロ対策室においては、事案が発生した際に必要な対応を行う。

さらに、ガイドライン・マニュアル等についても、定期的に内容を見直し、様々な状況を想定した改定・作成作業を進め、全学に周知する。

研修については、役員及び教職員を対象とした職種・職階別の研修を段階的に実施する。

その他、他大学等と危機管理に関する情報共有体制の構築に係る取組を企画・実施する。

3 法令遵守に関する目標

【中期目標 47】○法令遵守
研究不正および個人情報漏洩の防止を含め法令遵守に係る取組を強化するとともに、監査体制を強化し学生を含めた全学的な遵守を徹底させる。

【中期計画 64】○法令遵守に関する計画
法令遵守に係る全学的なガイドラインを策定し、現行の各委員会等の組織体系および法令等に基づく適正な法人運営・組織の管理責任を明確にするとともに、法令遵守に係る各種取組について、既存の取組の検証を行うなどさらに充実させる。
内部監査体制を強化し、定期的な検証および啓発を行うとともに、研修等の拡充や年度途中の採用者についての受講方法等を検討のうえ確実に受講させるなどの取組を行い、学生を含め大学構成員全体に法令遵守を周知徹底する。

ポイント	✔ 法令遵守に係る全学的なガイドライン策定 ✔ 法令遵守に係る既存の取組の検証 ✔ 内部監査体制の強化、定期的な検証および啓発 ✔ 学生を含め大学構成員全体に法令遵守を周知徹底

（実施状況）
法令遵守に係る全学的なガイドラインを策定するため、各部局におけるコンプライアンス関連規則等を収集するとともに、計 28 大学のコンプライアンス関連規則等を収集・分析している。また、新たに国立大学法人 64 校に対する「コンプライアンス体制等について」の調査結果を踏まえ、他大学のコンプライアンス体制や、コンプライアンスに関する教職員への啓発活動についても併せて分析を進めた。さらに、内部監査体制の強化については、毎年度監査室がコンプライアンス・内部統制推進部署（総務部総務秘書課）に対する監査を行い、全学的ガイドライン、推進体制等の整備に向けての取組状況について確認した。
その他、毎年度、種々のコンプライアンス遵守のための研修会を行っている。平成 29 年度には新たに、医学部及び歯学部の教員 FD 研修において、労働法を専門とする弁護士を招き、部下へのハラスメント等に関する研修を実施した。平成 30 年度には、本学の特命副学長（法務・コンプライアンス・地域貢献担当）による、最近の事例を踏まえたハラスメント防止についての講演を行った。また、年度途中に着任した教授及び医療職の新任管理職に対しても同様の研修を行っており、同研修によって、ハラスメント行為の防止について再認識させるとともに、所属長としての部下への適切な管理方法や問題事例を体系的に学ばせ、管理者として適切な運営能力を高めることができた。さらに、飲酒に関する法令遵守を徹底するため、本学保健管理センター医師による飲酒に関する教育を、学部学生を対象とした新入生オリエンテーションで行ったほか、特命副学長（法務・コンプライアンス・地域貢献担当）より、学部学生を対象として「未成年者への飲酒の強要禁止」にかかる研修を平成 30 年度に開催した。同研修の映像は WebClass（電子ポートフォリオシステム）でも受講できるようにし、飲酒に関する法令遵守を徹底した。

（実施状況の判定）Ⅲ

（2019～21 年度の見通し・予定）
法令遵守に関する既存の取組等の調査・分析を行い、他部局との連携を強化し、法令遵守に関する取組をさらに充実させるとともに、全学的なガイドライン策定を完了させる。
内部監査体制の強化については、全学的なコンプライアンスに関する体制の整備・運用状況を監査する。

法令遵守

種々のコンプライアンス遵守のための研修会を学生を含め大学構成員に対して実施する。

【中期計画 65】○研究不正等に対する防止策に関する計画
不正防止計画・推進委員会の機能を強化し、月１回の定例開催によってコンプライアンス推進責任者から報告を求め、研究不正防止に係る各種取組について検証を行うとともに、種々のコンプライアンス遵守のための研修会への出席を学生を含め研究に携わる大学構成員全体に義務付け、受講票による管理を行う。
また、不正防止計画・推進委員会の下に、病院長を委員長とした臨床研究監視委員会を設置し、医師主導型臨床研究について、全学レベル、病院レベルのダブルチェックを行う体制を整備する。

ポイント	✔ 不正防止計画・推進委員会の機能強化 ✔ 研究不正防止に係る各種取組について検証 ✔ 種々のコンプライアンス遵守のための研修会への出席を大学構成員全体に義務付け、受講票による管理を行う ✔ 正防止計画・推進委員会の下に、病院長を委員長とした臨床研究監視委員会を設置

（実施状況）
不正防止計画・推進委員会を毎月（８月を除く）開催し、各部局からの学内インシデントの発生及び対応結果の報告内容を検証し、学内で統一的な対応がとれる体制を構築している。また、平成 29 年度から医療イノベーション推進センター長を委員に加えたことにより、臨床研究の適正実施及びそのための要件等についての全学的な議論が可能となり、本学の臨床研究に対する知識、モラル及び研究の質等の向上に繋がった。
さらに、種々のコンプライアンス遵守のための研修会を開催し、教職員及び学生に研究不正防止や動物実験への理解を深めさせるとともに、倫理審査申請 WEB システム内にて研修受講歴を管理し、未受講者は研究実施申請が許可されない運用とした。特に「安全で適正な研究に係る研修会」では、受講者に「基礎研究 ID」を配布して受講履歴を一括管理する受講管理体制を構築したほか、再教育の徹底のため、動物実験の教育訓練を含めて、WebClass による e-learning の受講環境を整備した。加えて、研究活動における不正を防止する観点から、「研究活動上の不正行為防止ハンドブック」を毎年発行・配布した。特に研究を実施している研究者（教員を含む）や大学院生、研究支援員、研究費を管理する事務職員等には、ハンドブックに綴じている誓約書の提出を義務付けて、管理を徹底した。
また、病院長を委員長とした「臨床研究監視委員会」を設置して毎月定例で開催し、病院内で実施される臨床研究の実施状況及び有害事象の発生状況を随時把握できる体制を整備した。

（実施状況の判定）Ⅲ

（令和元年～３年度の見通し・予定）
不正防止計画・推進委員会を引き続き定例開催し、研究不正防止に係る各種取組について検証を行い、さらなる改善策を実施する。また、臨床研究監視委員会にて医師主導型臨床研究について、全学レベル、病院レベルのダブルチェック体制の検証を行い、さらなる改善策を実施する。
さらに、種々のコンプライアンス遵守のための研修会等への出席を研究に携わる大学構成員全体に義務付け、受講票による管理を継続して徹底する。

【中期計画 66】○情報セキュリティに関する計画
個人情報漏洩の防止を含む情報セキュリティに係るソフト面、ハード面の各種取組について、定期的な検証を行うとともに、研修等の既存の取組を充実させ、個人情報に携わる学生・教職員への法令遵守を徹底させる。特に、情報セキュリティに係るガイドラインについては、見直しのうえ、適宜、事例に対する対応方法を追加するとともに、組織の管理責任の明確化等の内容を充実させる改訂を行う。

ポイント	✔ 個人情報漏洩の防止を含む情報セキュリティに係る種々の取組について、定期的な検証 ✔ 研修等の既存の取組の充実 ✔ 個人情報に携わる学生・教職員への法令遵守の徹底 ✔ 情報セキュリティに係るガイドラインについては、組織の管理責任の明確化等の内容を充実させる改訂を行う

（実施状況）

「国立大学法人等における情報セキュリティ強化について（平成 28 年 6 月 29 日文部科学省通知）」に基づき、必要な情報セキュリティ対策を組織的、計画的に実施するため、平成 28 年度に「情報セキュリティ対策基本計画」及びその工程表を策定し、全体方針と個別方針を掲げるとともに具体的な取組を明確にした。

また、大学全体の情報戦略の方針の立案とその具体化及び学内の情報システムの一元管理等を行うこと、情報セキュリティを巡る環境の変化に対応することを目的として、情報システムの管理・運用面および情報セキュリティ体制・対策の中核となる組織として、平成 29 年４月に「統合情報機構」を設置した。同機構では、平成 29 年度に情報セキュリティ対策強化の一環として、「東京医科歯科大学情報セキュリティインシデント対応チーム（TMDU-CSIRT）」を設置した。以来 TMDU-CSIRT を中心に不審通信や標的型攻撃メール受信時の対応方法を整備し、情報セキュリティインシデント発生時の対応体制の整備に努めている。情報セキュリティインシデント発生時は比較的早期の検知よび対応ができており、発災当事者への対応指示や経営層への報告などもスムーズにできていることからインシデント対応体制としては一定の効果がでている状況である。

加えて、利用者への情報セキュリティに関する啓発活動として、標的型メール訓練を実施した。本学の教職員に対して標的型攻撃メールを模した訓練メールを送信し、URL をクリックした場合には、教育コンテンツを表示することで注意喚起を行った。

事務職員を対象として毎年度実施している初任職員研修において、個人情報の管理方法や個人情報漏洩防止策等について講習を実施するとともに、新規採用内定者及び初任職員（中途採用者含む）に対しては、情報セキュリティに関する e-learning を受講させた。

全教職員及び学生向けの研修として情報セキュリティや個人情報についての基本的な知識を深め、リスクに対する対応策を理解させるため、「情報セキュリティ・個人情報保護講習会」を毎年度実施した。講習会では、警視庁サイバーセキュリティ対策本部から招聘した講師による講演を行い、身近なテーマ・事例に加え、近年発生した具体的な事例等を講演内容に盛り込んで、より学内の状況に即した具体的な内容とした。欠席者には DVD の貸出及び WebClass（電子ポートフォリオシステム）による e-learning にて補講を行うことで、受講を促す仕組みを整備している。

その他、利用者からの様々な問い合わせに対応するために、利用者パスワードガイドライン、機器設置ガイドライン、情報格付け基準、情報格付け取り扱い手順を作成した。このような各種ガイドラインの制定に伴い、情報セキュリティガイドラインの改定を行い、情報関係規程の整備を行った。

（実施状況の判定）Ⅲ

(2019～21 年度の見通し・予定)

情報セキュリティ対策基本計画（令和元年 10 月にサイバーセキュリティ対策等基本計画へ改定）に基づき、情報セキュリティ教育・訓練や啓発活動の実施を継続する。TMDU-CSIRT の効果的な活動に向けた検討をすすめるとともに、規則・ガイドラインの整備、、早期検知に関する取り組みや多要素認証等必要な対策の実施による技術的対策の整備、CSIRT 要員の育成などを通じ情報セキュリティ強化に向けた取り組みを継続する。

また、、利用者向けの標的型メール攻撃訓練や全学的な個人情報保護研修による教職員・学生へ個人情報取扱いに関する理解を深めさせる取り組みのほか、e-learning システム活用したセキュリティ教育を充実させる取組を継続し、利用者への情報セキュリティに関する啓発活動に取り組む。